

a.地域防災計画

令和3年5月の災害対策基本法の改正を受けて、同年11月15日に開催した北海道防災会議において、本編第4章「災害予防計画」の第7節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」に市町村が作成する避難行動要支援者の個別避難計画に関する記述を追記する修正を行った。 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/91169.html>
道の役割として次の内容を定めている。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画（抄）

1 道の対策

道は、市町村及び社会福祉施設等の管理者と一体となって、広域的な観点に基づいた要配慮者の安全対策を行う。

(1) 地域における安全体制の確保

災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするため、平常時から要配慮者の実態を把握しておくとともに、関係団体、自主防災組織や住民による協力・連携の体制を確立しておくことが必要である。

このため、市町村に対し、要配慮者の具体的な避難方法について定めた個別避難計画の作成が促進されるよう、先行事例を紹介するなど作成支援に努めていく。

(2) 防災知識の普及・啓発

道は、要配慮者やその介護者に対して、災害時に際しとるべき行動などを、市町村と連携して「手引き」などによる啓発等を行うなど、災害時における要配慮者の安全確保に努めていく。

また、防災総合訓練などの実施に当たっては、道は、市町村等と協力して自主防災組織を中心とした要配慮者に対する避難訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。

(3) 指定福祉避難所の指定促進

災害時に要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、市町村における指定福祉避難所の指定促進を支援する。

(4) 災害時施設間避難協定の締結促進

災害時に高齢者及び障がい者の適切な介護環境を確保するため、その利用する社会福祉施設等と同種若しくは類似の施設又はホテル等に避難先が確保できるよう、社会福祉施設等間における施設利用者の受入れに関する災害協定が締結されるよう指導に努める。

(5) 避難行動要支援者等の要配慮者の情報提供

市町村の求めに応じて、道が保有する避難行動要支援者等の要配慮者の情報を提供する。

b.災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き

平成26年3月に策定した「災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き」について、令和3年の災害対策基本法の一部改正等に伴う国の取組指針・ガイドラインの改定等を踏まえ、改定版を作成した。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sum/90869.html>

c.北海道地域づくり総合交付金

・要援護者支援体制整備事業）[道]

市町村における要援護者支援のために必要な設備の整備を行う場合に要する経費に対する助成を行う。

・福祉環境整備促進事業）[道]

障がい者、高齢者、妊娠婦など行動上制限を受ける人々が自由に行動し、様々な分野における社会参加の機会の拡大を図ることができるよう、北海道福祉のまちづくり条例（平成9年条例第65号）に基づき、既存の建築物、道路、公園等の公共的施設の改善、整備を行う場合に要する経費に対する助成を行う。

・福祉避難所機能確保促進事業）〔道〕

市町村が「福祉避難所」となり得る様々な施設の管理者と連携し、当該施設が「福祉避難所」として機能するために必要とされる設備の整備、又は、当該施設における避難生活に必要な物資・器材の確保・備蓄等を行う場合に要する経費に対する助成を行う。

〈交付金の活用実績（器材の確保）〉

発電機・投光器・石油ストーブ・薪ストーブ・避難所用間仕切りセット・避難所用仮設ルーム



d.北海道防災対策基本条例

北海道防災対策基本条例は、道民等及び道の協働による防災対策を総合的に推進し、災害に強い地域社会の実現を図ることを目的とし、平成21年4月1日に施行した。

防災を取り巻く社会情勢等が大きく変化していることなどを踏まえ、学識経験者や防災関係者などで構成する専門委員会で条例改正に向けて検討が行われ、北海道防災対策基本条例を改正し、平成26年4月1日に施行した。

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/kihonjyourei_bunki.html

○北海道防災対策基本条例（抄）

（要配慮者に対する事前の措置）

第15条 道は、市町村及び自主防災組織等と連携して、要配慮者への情報の提供及び避難行動要支援者の円滑な避難の実施のための体制の整備に努めるものとする。

2 道は、市町村及び自主防災組織等と連携して、避難行動要支援者が避難等の支援を受ける際に必要となる情報をあらかじめ提供することができ、かつ、その情報が適切に管理される環境づくりに努めるものとする。

（地域における共助）

第27条 道民等は、災害時に避難が必要な場合には、避難行動要支援者その他の要配慮者が円滑に避難することができるよう配慮するとともに、近隣の住民への周知を行う等地域において相互に助け合うよう努めるものとする。

（ボランティアによる支援活動）

第28条 災害時において、ボランティアは、道及び市町村と連携を図り、被災地の状況に応じた支援活動を実施するよう努めるものとする。

e.障がいのある方への配慮と情報保障のための指針

実効性のある個別避難計画づくりにおいて避難行動要支援者御本人の参画が、非常に重要です。御本人が、制度の説明会や、計画づくりの場である地域調整会議に出席する場合、また、避難訓練に参加する場合には情報保障の提供にも意を用いることが大切である。

北海道では、平成31年3月に、道職員が仕事を進めていく中で、障がいのある方への情報保障について意識を持ち、行動していくための参考として、「障がいのある

方への配慮と情報保障のための指針」を作成するとともに、広く公開し市町村や民間事業者の方々にも有効活用をいただいている。

この指針においては、障がいの特性と必要な配慮の基本を示すとともに、会議や災害時の配慮などの個別具体的な場面に応じた配慮の在り方、また、情報保障に役立つ機器等の紹介が行われており、個別避難計画に係る取組のさまざまな場面における情報保障その他の配慮の提供を考えると役に立つものとなっている。

山形県の関連施策

a 山形県自主防災アドバイザー派遣事業

“自分たちの地域は自分たちで守る”という理念の下、災害による被害を予防・軽減するため、それぞれの地域において自主的に結成する組織である「自主防災組織」は個別避難計画の取組の受け皿となることや、災害の際に避難行動要支援者を支援していただくことなどが期待されるところではあるが、山形県における自主防災組織の活動カバー率（組織率）は91.8%（令和5年4月1日現在（山形県調べ））となっており、いまだ組織化が進まない地域があるのが現状である。

○地域の悩みや疑問

- ・ 自主防災組織がどうして私の地域に必要かよくわからない。
- ・ 自主防災組織を立ち上げたいけれど、どうやって進めればいいのかわからない。
- ・ 自主防災組織はあるけれど、実際に何をすればいいのかわからない。

などなど…

自主防災アドバイザーを県が派遣します！

自主防災組織をつくりたいけど、どうすればいい？

自主防災組織ってなんで必要なの？

組織はあるけど何から始めたらいいの？

自主防災組織のことで、悩んでいませんか？

自主防災アドバイザーって？
山形県自主防災アドバイザーとは、防災の知識と技能を有し、自主防災組織に対する助言・指導を行うことができる方々です。県が委嘱しています。

誰が利用できるの？
自主防災組織の結成を考えている町内会や、活動を活性化したいと考えている自主防災組織が利用できます。

お金はかかるの？
アドバイザーへの謝金及び旅費は県が負担します。なお、資料の印刷や会場準備等に要する経費は申込団体の負担となります。

(助言・指導の例)
・ 自主防災組織の具体的な活動内容
・ 機能するための組織づくり
・ 自然災害と日頃の備え

※申込みの際は、裏面の申込書を各市町村自主防災組織担当課に提出してください。
本事業に関するお問い合わせはこちら

山形県防災くらし安心部
防災危機管理課 防災教育・情報担当
電話：023-630-2255、2671

このようなお悩み、疑問を解消し、自主防災組織の結成促進と活動活性化を進めるため、市町村と連携し、「自主防災アドバイザー」の派遣事業を実施している。

○事業の概要

- ・ 自主防災アドバイザーとは
自主防災組織と防災に関する知識及び技能を有し、自主防災組織等に助言や指導を行うことができる方のこと。県が委嘱している。
- ・ 派遣対象
自主防災組織の立ち上げを検討している町内会・自治会等の団体
活動を活性化したい自主防災組織
市町村（自主防災組織の結成促進・活動活性化を目的として当該市町村が実施する事業の場合に限る）
- ・ 利用料金
無料（ただし、派遣先での活動に係る実費（会場使用料、資料・消耗資機材費等）は県では負担をしない）

b 医療的ケアが必要な子どもへの支援

山形県では、医療的ケアが必要なお子さんへの支援について、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3年法律第81号）の基本理念に則り、①各分野の緊密な連携体制の構築、②医療的ケア児等コーディネーターの養成、③災害時の個別避難計画の作成、④多職種連携システムを活用した安否確認、⑤ガイドブックの発行、⑥医療的ケア児支援センターの設置などに取り組んでいる。

○各分野の緊密な連携体制の構築（協議の場の設置）

保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が、それぞれの分野における課題や対応策について情報共有、意見交換などを行う協議の場等を運営している。

<https://www.pref.yamagata.jp/documents/8273/03shientaiseizu.pdf>

○災害時の個別避難計画の作成

山形県では、県統一の「災害時個別避難計画（在宅人工呼吸器使用者用）」や「関係機関への情報提供に関する同意書」に関する様式を作成し、提供するとともに、在宅人工呼吸器使用者のための個別避難計画の作成に関する知識や記入方法について示した「災害時個別避難計画（在宅人工呼吸器使用者用）作成の手引」を作成し、各保健所が市町村をバックアップし、個別避難計画を作成する取組の推進を図っている。

（作成の手引） <https://www.pref.yamagata.jp/documents/8273/keikaku-tebiki.docx>

（個別避難計画（様式例）） <https://www.pref.yamagata.jp/documents/8273/keikaku-youshiki.docx>

（モデルケース） <https://www.pref.yamagata.jp/documents/8273/modelcase1.pdf>

（同意書（様式例）） <https://www.pref.yamagata.jp/documents/8273/douisyo.doc>

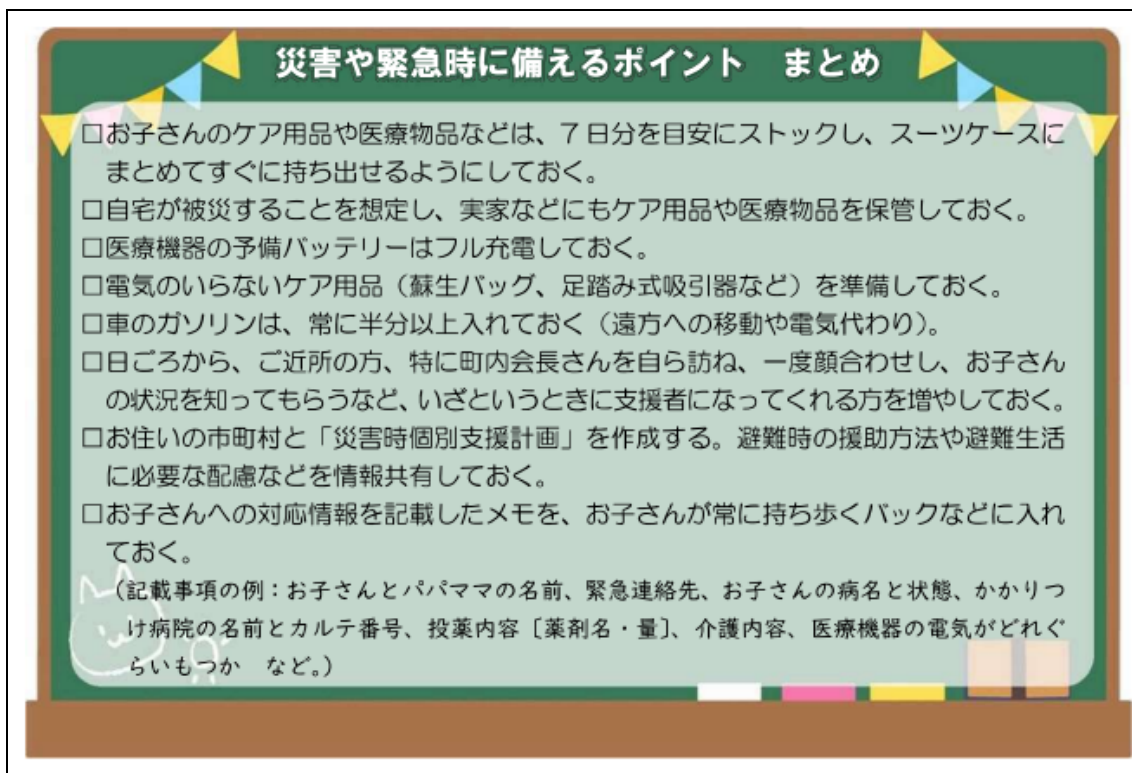
○多職種連携システム（バイタルリンク）を活用した安否確認等

山形県では、災害時において「バイタルリンク」（アプリケーションソフト）を活用し、主治医、訪問看護事業所、相談支援事業所等が医療的ケア児とご家族の安否確認や必要な医療用物品の確認等を行うとともに、行政情報を発信することとしている。

<https://www.pref.yamagata.jp/documents/8273/08vitalink-image.pdf>

○情報発信（『医療的ケアが必要なお子さんと家族のための支援ガイドブック』の発行）

山形県では、医療的ケア児とご家族にご活用いただくため、令和2年度、支援内容等を取りまとめた『医療的ケアが必要なお子さんとご家族のための支援ガイドブック』を作成しましたが、令和4年8月に内容の見直しを図り、改訂版を策定し、提供している。このガイドブックでは、日ごろからの備えや、個別避難計画の概要など災害や緊急時に備えるポイントを簡潔に分かりやすく整理している。



<https://www.pref.yamagata.jp/documents/8273/08vitallink-image.pdf>

○山形県医療的ケア児等支援センター「にこすく」

山形県では、国立大学法人山形大学医学部附属病院内に山形県医療的ケア児等支援センター「にこすく」を設置・運営している。「にこすく」では、医療的ケア児及びその家族が個々の心身の状況等に応じた適切な支援が受けられるよう、相談をお受けし、関係機関と連携し適切な支援につなげている。また、医療的ケア児を受け入れる施設の職員等に対する研修等や、市町村と連携した個別避難計画作成に関して助言などの支援を行っている。

<https://yamagata-kodomo.center/>

<https://www.pref.yamagata.jp/documents/8273/leaflet-annai.pdf>



医療的ケア児本人と家族の悩みや不安なことの相談を受け付け、関係機関と連携して支援します。

- 退院後の生活準備の支援
- 福祉サービス利用の相談
- 行政等の施策情報の提供
- 地域の保育園、幼稚園への入園、学校への入学に関する相談 など



福祉施設や教育・保育機関等のスタッフのスキルアップをお手伝いし、医療的ケア児を支援する輪を広げることを目指します。（山形県医療的ケア児直接処遇者研修事業と連携します）

- 訪問看護ステーション、通所施設、保育所、幼稚園、認定子ども園、学校などでの基礎的研修会、緊急時対応研修会
- 課題に沿った講演会の開催
- 医療的ケアマニュアルの作成 など



県内在住の医療的ケア児等の実態やニーズについて必要な支援が行き届くように情報収集を行います。その内容をふまえて医療、保健、福祉、教育、就労等の業務を行う関係機関と共有し、課題解決へ繋がります。

- 行政と連携した災害時個別避難計画作成の助言
- 就学に備えた早期の教育委員会との情報共有 など

○参考 医療的ケア児等支援センターを運営している山形大学と連携したその他の取組

山形県（教育委員会）では、山形大学における「災害時要配慮者（児）を対象とする自然災害発生時の避難とその後の避難所生活に必要な情報を掲載したリーフレット」（仮称）をもとに、防災教育プログラムを構築し、小・中学校や特別支援学校等での実践へ発展させることを目指した取組の一環として開催された、研修会への後援を行い、取組を支援している。

第1回	10月30日（月） 14:50～17:50	避難所運営ゲーム HUG 体験 （災害時要配慮者バージョン）	ファシリテーター：石垣和恵（山形大学地域教育文化学部・准教授）
第2回	11月13日（月） 16:20～17:50	災害時要配慮者のニーズを聴く ① 視覚障がい者	話題提供：相羽大輔氏（愛知教育大学教育科学系特別支援教育講座・准教授） コーディネーター：池田彩乃（山形大学地域教育文化学部・准教授）
第3回	12月4日（月） 16:20～17:50	災害時要配慮者のニーズを聴く ②聴覚障がい者	話題提供：山形県聴覚障害者協会 コーディネーター：有海順子（山形大学障がい学生支援センター・准教授）
追加講座 オンライン	11月24日（金） 14:40～16:10	災害時要配慮者のニーズを聴く ③運動障がい者	話題提供：迫田 拳 氏（(株)テクノスジャパン） コーディネーター：池田彩乃（山形大学地域教育文化学部・准教授）

<https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/files/1516/9767/6087/1019.pdf>

<https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/information/press/20231005/01-2-2-2-2-25/>

c 停電を伴う災害時等における人工呼吸器装着在宅難病患者への支援に関する協定

山形県難病等団体連絡協議会、山形県難病医療等連絡協議会、山形県ハイヤー協会、山形県ハイヤー・タクシー協会と山形県の5団体は、停電を伴う災害時等において、難病患者が電源の確保された医療機関に移送する場合、5団体が連携し、受入れ医療機関や移送手段確保のための協力を行うことを目的として「停電を伴う災害時等における人工呼吸器装着在宅難病患者への支援に関する協定」を締結している。

県単位で設立された団体と山形県が協定を締結することで、山形県の管内全域で、当該団体からの支援を受けることが可能となる。このような取組により、管内の市町村が個別に協定を結ぶことなく管内市町村の住民（電源を必要とする医療機器を使用している医療的ケア児等の避難行動要支援者）が円滑に避難支援等の支援を受けることが可能となり、市町村の負担の軽減が図られる。

○各団体の協力内容

・山形県難病等団体連絡協議会の協力内容

日頃の協議会活動等を通して、難病患者の状況把握に努めるとともに、停電を伴う災害時等において、難病患者が山形県ハイヤー協会と山形県ハイヤー・タクシー協会の所管する車両を利用して、電源の確保された医療機関へ移送を希望する場合には、難病患者の求めに応じて、移送に係る調整を行う。

・山形県難病医療等連絡協議会の協力内容

停電を伴う災害時等において、難病患者が電源の確保された医療機関への移送を希望する場合で、かつ、難病患者が移送可能な医療機関の紹介を希望する場合には、難病患者の求めに応じて医療機関の紹介を行う。

・山形県ハイヤー協会と山形県ハイヤー・タクシー協会の協力内容

停電を伴う災害時等において、難病患者が両協会に加盟している企業の所管する車両を利用して、電源の確保された医療機関への移送を希望する場合には、難病患者の家族とあらかじめ移送契約等を締結の上、契約等に基づく移送を行うことができるよう加盟企業と調整を図る。

・山形県の協力内容

本協定が円滑に執行されるよう、山形県難病等団体連絡協議会、山形県難病医療等連絡協議会、山形県ハイヤー協会、山形県ハイヤー・タクシー協会の4団体の間の連携について、必要な調整等を行うとともに、災害時等においては県の災害対策本部や医師会等の関係機関との連絡調整を行い、4団体に必要な情報提供を行う。

<https://www.pref.yamagata.jp/documents/16889/2kyoutei.pdf>

d 身体障害者補助犬への対応

身体障害者補助犬とは、身体障害者が同伴する補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）で、身体障害者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬をいう。

身体障害者補助犬は、ペットとは異なるため法律に基づいた対応が必要であり、国、地方公共団体、公共交通事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、災害時に身体障害者が避難所などへ身体障害者補助犬を同伴して避難した場合には、身体障害者補助犬を拒んではならないことが法律で定められている（身体障害者補助犬法 第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等）。

ここでいう「同伴」とは、身体障害者を介助することを目的に付き添う（同伴する）ことと同様に、身体障害者補助犬が身体障害者とともにいることを言う。したがって原則として、身体障害者と身体障害者補助犬を分離せず受け入れるべきとされている。

盲導犬：視覚障害のある人が街なかを安全に歩けるようにサポートする。

介助犬：肢体不自由のある人の日常生活動作をサポートする。

聴導犬：聴覚障害のある人に生活の中の必要な音を知らせ、音源まで誘導する。

山形県においては、身体障害者補助犬法や国（環境省）のガイドラインなどで以上のとおり示されたことを受け、「山形県 ペット同行避難マニュアル＜市町村・避難所運営者編＞」（令和5年2月）の「受付方法の検討」において、次のとおり身体障害者補助犬について示し、避難所において身体障害者と分離せず受け入れるべきことを示している。

補助犬同伴避難者を把握しましょう

補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）はペットとは異なり、法律に基づいた対応が必要です（身体障害者補助犬法 第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等）。ここでいう「同伴」とは、身体障害者を介助することを目的に付き添うことと同様に、補助犬が身体障害者とともにいることをいいます。災害時にも、身体障害者と補助犬が同じ部屋で過ごしてもらうために環境を整えておく必要があります。

https://www.pref.yamagata.jp/020071/kurashi/shoku_anzen/doubutu/yamagata_petdoukouhinan.html

e 災害時における隊友会の協力に関する協定

山形県と公益社団法人隊友会山形県隊友会は、山形県内の災害時等に、安否情報の収集、伝達の補助や、自ら避難することが困難な者（高齢者、障害者、乳幼児等）の避難及び誘導の補助等について協力を要請する際に必要な事項を定めた「災害時等における隊友会の協力に関する協定」を締結している。

都道府県単位で設立された団体と都道府県が協定を締結することで、当該都道府県の管内全域で、当該団体からの支援を受けることが可能となる。このような取組により、管内の市町村が個別に協定を結ぶことなく管内市町村の住民（避難行動要支援者）が円滑に支援を受けることが可能となり、市町村の負担の軽減が図られる。

○各団体の協力内容

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">（１）対策本部、対策本部地域支部の運営に必要な情報の収集・整理業務の補助（本部等事務局活動、市町村連絡調整員の活動補助、地域被害情報の通報等）（２）災害・安否・生活情報の収集、伝達の補助（３）自ら避難することが困難な者（高齢者、障害者、乳幼児当）の避難の誘導の補助（４）給水、炊き出しその他の救援活動の補助（５）避難所の開設及び運営の補助（６）がれきの撤去、清掃及び防疫の補助（７）物資、資材等の配分及び運送の補助（８）その他山形県が必要と認める業務 |
|--|

<https://www.pref.yamagata.jp/documents/16889/2kyoutei.pdf>

福島県の関連施策

a 福島県地域防災計画

一般災害対策編（抜粋）

第 16 節 要配慮者対策

第 3 市町村地域防災計画、個別避難計画に係る作成・活用方針等、条例において定める事項

1 市町村地域防災計画において定める事項

市町村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を作成するよう努めるとともに、市町村地域防災計画において以下の事項を定めるものとする。

- (1) 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成期間、作成の進め方
- (2) 避難支援等関係者となる者
- (3) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (4) 個別避難計画の更新に関する事項
- (5) 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏洩を防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
- (6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- (7) 避難支援等関係者の安全確保

2 個別避難計画に係る作成・活用方針等において定める事項の例

市町村は、令和 3 年の災害対策基本法改正等を踏まえた取組の実施にあたり、避難行動要支援者の避難支援等についての考え方を整理し、個別避難計画に係る作成・活用方針等を整理することが適当である。

- (1) 個別避難計画の活用方法
- (2) 個人情報の取扱いの方針や、外部提供に係る条例整備及び同意を得る取組等
- (3) マイナンバーを活用する方針
- (4) 個別避難計画作成に関する関係部署の役割分担
- (5) 避難支援等関係者への依頼事項
- (6) 支援体制の確保
- (7) 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者
- (8) あらかじめ避難支援等関係者に個別避難計画を提供することに不同意であった

者に対する支援体制

- (9) 個別避難計画の作成に不同意、作成の途上、作成に未着手など個別避難計画がない避難行動要支援者への配慮
- (10) 発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- (11) 避難行動要支援者の避難場所
- (12) 避難場所までの避難路の整備
- (13) 避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制
- (14) 避難場所からの避難先及び当該避難先への移送方法

3 条例の定めを検討すべき事項

- (1) 個別避難計画情報の外部提供の同意に関する特例措置

第4 個別避難計画の策定

1 個別避難計画の作成

市町村は、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、福祉専門職、民生委員、社会福祉協議会、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

個別避難計画には、本節第2の1(1)から(6)までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (1) 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村が必要と認める事項また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合でも、計画の活用に支障がないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

2 個別避難計画の提供と活用

市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものと

する。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

3 地区防災計画との整合

市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

4 個別避難計画作成の支援

県（危機管理総室、保健福祉総室）は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

b 避難行動要支援者の避難支援対策に関する手引き

避難行動要支援者の避難支援対策に
関する手引き

平成28年3月
(令和4年3月改定)

福 島 県

目 次

第1編 基本的な考え方	1
第1章 「避難行動要支援者の避難支援対策に関する手引き」改定の経緯	1
1 平成25年6月の災害対策基本法の改正	1
2 令和3年3月の災害対策基本法の改正	1
第2章 避難行動要支援者等について	3
1 要配慮者、避難行動要支援者等の定義	3
2 要配慮者の特性	3
第2編 平常時における避難行動要支援者の避難支援対策	10
第1章 平常時からの避難支援対策	10
1 避難支援のための体制整備	10
第2章 避難行動要支援者名簿	15
1 避難行動要支援者名簿に係る全体的な考え方の整理等	15
2 避難行動要支援者名簿の作成等	17
3 平常時の名簿情報提供に関する同意確認等	28
4 避難支援等関係者への事前の名簿情報提供	32
第3章 個別避難計画	33
1 個別避難計画に係る全体的な考え方の整理等	33
2 個別避難計画の作成等	37
3 市町村内部における個別避難計画情報の利用	63
4 平常時の個別避難計画情報提供に関する同意確認等	64
5 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報提供	69
第4章 個人情報 の適切な管理	71
1 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の適正な管理	71
2 適切かつ積極的な個人情報 の取扱い	72
第5章 防災意識と災害への備えの啓発	74
1 地域住民の防災意識の啓発	74
2 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修等の実施	74
3 防災訓練等の実施	75
4 避難行動要支援者本人及びその家族等の防災意識の啓発	75
5 避難行動要支援者自身の備え	75

第3編 災害発生時における避難行動要支援者の避難支援等	78
第1章 避難情報等の伝達	78
1 要配慮者の円滑な避難のための情報伝達	78
第2章 避難誘導、安否確認等	81
1 避難支援等関係者の対応原則と安全確保	81
2 避難行動要支援者の安否確認と避難支援活動	82
3 名簿の事前提供に不同意であった者への支援	83
4 個別避難計画の事前提供に不同意であった者への支援	86
5 避難先に到着して以降の避難行動要支援者への対応	87
第4編 個別避難計画に係るその他の事項	89
第1章 個別避難計画情報を提供する場合における配慮及び秘密保持義務	89
1 個別避難計画情報を提供する場合における配慮	89
2 秘密保持義務	91
第2章 地区防災計画との連携	95
1 地区防災計画を推進する際の留意点	95
避難行動要支援者の避難支援対策に関する県の支援窓口	97

○以下、参考箇所より抜粋

避難誘導を実施する際に配慮すべき事項

区 分	配慮を要する事項
寝たきりや身体が虚弱な高齢者	・布でくるんだり、頭を覆う等安全確保を図り、おぶいひもでおぶったり、複数の人で抱えたり、車いすや担架を使う等個人の状態に応じた方法をとります。 ・日頃から服用している薬を携帯します。
認知症高齢者	・転倒しやすい家具等から離れたり、頭を守るように支援します。 ・努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ落ち着かせるようにします。 ・一人にせず、必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動します。 ・不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないようにします。激しい興奮状態が続くときには家族等が付き添い、他の人から離れたところで様子を見るようにします。
視覚障がい者	・座布団等で頭を守るよう指示するとともに、家の中の状況を伝え、安全に注意しながら家の中の安全な場所へ誘導します。 ・支援者の肘の上を視覚障がい者につかんでもらい、歩行速度に気をつけて歩きます。後ろから押す、手を引っ張る、肩や白杖をつかむことはしないようにします。 ・避難する際、支援者は自分が誰なのか、何のために、どこへ行くのかを、手のひらに文字を書く等の手段により伝えます。 ・あらかじめ緊急時のサイン又はルールが決められている場合は、それらを視覚障がい者に示します。
聴覚障がい者 言語障がい者	・手話、文字（メモ、緊急連絡カード、ホワイトボード等）、身振り等で状況を知らせ、聴覚障がい者・言語障がい者から依頼があれば、メモ等で情報提供をします。
肢体不自由者	・自力での移動が困難な人の場合は、まず、頭を覆うようにして家具類が転倒、落下するおそれのない安全な場所へ移動させます。 ・自力歩行が困難な人には、車いすやストレッチャー等の移動用具の確保や移動の援助者の派遣等を行います。
内部障がい者	・常時使用する医療機器（機器によっては電気、酸素ポンプ等が必要）を確保し、必要に応じて静かにかつ迅速に災害をまぬがれた医療機関へ誘導・搬送します。

c 福祉避難所の確保に向けた取組

福島県では、実効性のある個別避難計画を作成する上で、避難先を考え、避難先と事前に情報を共有するなどの事前調整を行い、福祉避難所など避難行動要支援者が安心して避難生活を送ることができる避難先への直接の避難に取り組むことが有効である。

管内の市町村において、これらのことを円滑に実施するためには、福祉避難所の確保の取組が重要となる。

このようなことから、市町村において、福祉避難所の確保、そして災害時における円滑な開設が図られるよう、福島県においては、「福島県福祉避難所指定・運営ガイドライン」を制定し、公表している。

「福島県福祉避難所指定・運営ガイドライン」は、指定避難所が災害対策基本法に規定された平成25年に制定した。令和3年5月に個別避難計画に関する規定が災害対策基本法に新設され、同時に同法施行規則が改正され指定福祉避難所に関する規定が加えられ、併せて、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインが改正され、個別避難計画等の作成プロセス等を通じて調整等を行い、福祉避難所への直接の避難の促進を図ることとされたことから、管内の市町村において取組を進めることを目指して、「福島県福祉避難所指定・運営ガイドライン」を令和3年12月に改定した。

社会福祉施設が指定福祉避難所として公示された場合、受入れを想定していない被災者等が避難に係る施設の設置者や管理者における御懸念を踏まえ、市町村は、指定福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、指定の際に公示（以下「特定公示」という。）することとされており、「福島県福祉避難所指定・運営ガイドライン」において、このことについて、県内の実情も踏まえ、説明しているところであり、管内の市町村において、取組が始まっている。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21005a/hofukusoumu-fukushihinannjyo.html>

○特定公示をしている市町村の例1（大玉村）

指定福祉避難所

	名称	所在地	電話番号	受入対象者※
1	保健センター	玉井字台37	48-3131	要配慮者
2	大玉村保育所	玉井字台19-2	48-3600	乳幼児

※受入対象者の家族等についても受け入れ対象となります。

※原則、**受入対象者のための避難所**となります。

https://www.vill.otama.fukushima.jp/kurashi/bousai_saigai/shitei_hinan/

○特定公示をしている市町村の例2（会津若松市）

3.福祉避難所

【福祉避難所一覧】

	名称	所在地	電話番号	受入対象者	想定収容人数
139	北会津保健センター	北会津町下荒井字矢倉林1	0242-58-0031	要配慮者	10人
140	河東保健センター	河東郡山字中子山44	0242-75-3325	要配慮者	80人
141	あいづ南花畑デイサービスセンター	南花畑2-58	0242-27-3922	高齢者	10人
142	北会津デイサービスセンター	北会津町下荒井字矢倉林1	0242-58-0032	高齢者	10人
143	会津支援学校	一箕町大字鶴賀字下柳原102	0242-32-2242	要配慮児童	50人
144	ゆめみっこ	町北町大字上荒久田字鈴木7	0242-33-8818	要配慮児童	10人
145	こもれび	西七日町2-29	0242-93-9488	障がい者	2人
146	夢の樹	一箕町大字八幡滝沢82-3	0242-23-8898	障がい者	3人
147	会津敬愛苑	北会津町東小松字南古川1	0242-56-5822	高齢者	10人
148	会津みどりホーム	神指町北四合字伊丹堂55-1	0242-22-6511	高齢者	10人
149	芦ノ牧ホーム	大戸町大字芦ノ牧字壇ノ下845	0242-92-3171	高齢者	10人
150	絆	湊町大字共和字西田面180	0242-96-1101	高齢者	5人
151	枝雪寄苑	一箕町大字松長字下長原152	0242-39-2707	高齢者	10人
152	アガッセ	神指町榎木樋73	0242-39-2271	障がい者	検討中
153	りんどうの家	大戸町小谷川端1	0242-92-3321	障がい者	20人
154	はる	一箕町大字亀賀字藤原22-16	0242-23-4360	要配慮児童	15人
155	アクティブ	一箕町大字亀賀字藤原22-16	0242-23-4360	障がい者	5人
156	菜の花	一箕町大字亀賀字藤原22-16	0242-23-4360	高齢者	5人
157	ピーターパン デイサービスセンター	真宮新町南四丁目78	0242-58-1131	障がい者	5人
158	美野里	北会津町東小松字南古川12	0242-56-5000	高齢者	5人
159	ブラセール日新	日新町10-10	0242-25-6581	高齢者	5人
160	Welfare希星	門田町大字日吉字筑離田19	0242-23-7220	障がい者	2人
161	Life希星	門田町大字日吉字筑離田19	0242-23-7220	障がい者	2人
162	悠悠いきいき倶楽部あいづ	中央二丁目1-21	0242-85-8220	高齢者	検討中
163	グループホームTOMO	河東町広田字沢目56	0242-75-3809	障がい者	1人
164	ホームはな	河東町広田字広田130	0242-75-3809	障がい者	1人
165	とうみょう子ども園	大町二丁目1-45	0242-25-3636	乳幼児その他	10人
166	丘の一番星	一箕町松長一丁目19	0242-93-5766	高齢者	4人
167	そらと星のバラード	一箕町松長一丁目19	0242-93-5766	高齢者	
168	デイサービスセンター 陽だまりの家	飯寺北一丁目9-28	0242-28-5380	高齢者	20人
169	会津長寿園	門田町大字黒岩字五百山丙459-3	0242-27-1797	自立度が 高い 要配慮者	10人
170	会津児童園	大戸町小谷川端79番地	0242-92-3250	要配慮児童	5人

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2012110800034/>

○特定公示をしている市町村の例３（喜多方市）

喜多方市福祉避難所一覧

令和5年5月1日現在

NO	施設名	所在地	連絡先	想 定 収容人数	受入対象者	備考
1	喜多方市総合福祉センター	福島県喜多方市字上江3646-1	0241-23-3231	12人	支援が必要な高齢者・障がい者・妊婦など	
2	熱塩加納保健福祉センター「夢の森」	福島県喜多方市熱塩加納町米岡字下平乙609	0241-36-3112	12人	支援が必要な高齢者・障がい者・妊婦など	
3	塩川保健福祉センター「いきいきセンター」	福島県喜多方市塩川町身神300-1	0241-27-3948	8人	支援が必要な高齢者・障がい者・妊婦など	洪水・浸水害を除く
4	過疎高齢者生活福祉センター「しゃくなげホーム」	福島県喜多方市山都町字北松ノ前3144	0241-38-3100	4人	支援が必要な高齢者・障がい者・妊婦など	
5	高齢者生活福祉センター「かたくり荘」	福島県喜多方市高郷町楊津字袖山甲3067-3	0241-44-7111	5人	支援が必要な高齢者・障がい者・妊婦など	

<https://www.city.kitakata.fukushima.jp/uploaded/attachment/39686.pdf>

○特定公示をしている市町村の例４（本宮市）

番号	区分	施設名	所 在 地	電話番号	対象地域	指定避難所の別	避難対象区分
1	公共施設等	本宮市民元いきいき応援プラザ（えぼか）	本宮字千代田 60-1	63-2780	全地域	指定避難所	要配慮者
2	〃	多世代交流施設 あぶくま憩の家	本宮字立石 39-2	33-1838	〃	〃	〃
3	〃	高齢者ふれあいプラザ（荒井）	荒井字南ノ内 65	34-1616	〃	〃	〃
4	〃	高齢者ふれあいプラザ（岩根）	岩根字下年神 137-1	39-2772	〃	〃	〃
5	〃	多世代交流施設 あだたら憩の家	和田字石上 127	44-2133	〃	〃	〃

<https://www.city.motomiya.lg.jp/uploaded/attachment/19845.pdf>

d 先行して団体の経験に学んだ取組の推進

福島県川俣町では、先行して個別避難計画に取り組む大分県別府市の担当職員を招き、経験をお聞きし、その経験に学び、意見交換をし、同じ市町村職員の目線からの助言等を得て、個別避難計画の作成の取組を進めており、意見交換や助言等により得た成果については、広報誌を通じて町内の関係者に広くフィードバックを図っている。

川俣町では、大分県別府市など先行団体の取組を参考として、令和5年度から支援が必要な方の家族やケアマネジャーや相談支援専門員等と相談しながら災害時に避難が困難な方がスムーズに避難できるように全地区で個別避難計画の作成を進めている。

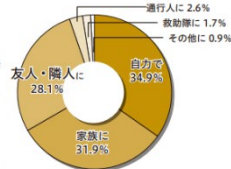
<https://www.town.kawamata.lg.jp/data/ko/uhoushi/pdf/202307/202307.pdf>



地域の助け合いが被害を最小限にするためのカギになる

阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震など、過去の大きな災害では、生き埋めや建物などに閉じ込められた人の大半が家族や近所の人たちにより助けられました。災害の被害を最小限にするためには日頃からの近所づきあいが大規模災害時の救援や避難に大きな力を発揮します。

※図解：近畿大震災で人命救助された人の内訳
 参照：近畿大震災学会、兵庫県南部地震における大津波に関する調査報告書



STEP 4

作成した計画を町から**避難支援等関係者**へ提供
 平時より情報を共有しておくことで、災害時の地域での助け合いや安否確認・避難誘導等に活用します。

避難支援等関係者

- ①自治会
- ②民生委員・児童委員
- ③川俣町消防団
- ④医療機関
- ⑤福祉事業所・福祉避難所（施設等）

STEP 3

要支援者宅にて**避難計画**の作成
 作成支援者が避難行動要支援者のご自宅にお伺いし聞き取りをしながら作成支援を行います。

避難計画の記載事項

- ・避難行動要支援者の心身の状況
- ・緊急連絡先
- ・災害時の支援者（地域の方にもご協力をお願いします）
- ・避難先
- ・避難方法 など

STEP 2

個別避難計画の作成を**作成支援者**へ委嘱
 町から日常生活の状況をよく把握している作成支援者へ個別避難計画の作成を委嘱し個別に作成に取り掛かります。

作成支援者とは

- ①介護ケアマネジャー
- ②障がい者相談支援員
- ③民生委員

STEP 1

町が自力で避難することが困難な**避難行動要支援者**の名簿を作成

- ①要介護認定3～5の認定を受けている方
- ②身体障害者手帳1級・2級を所持する方
- ③療育手帳Aを所持する方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級・2級を所持する方
- ⑤県の生活支援を受けている難病患者
- ⑥自ら避難行動要支援者名簿への記載を求める人等町長が必要と認める方

計画作成の意向を伺いながら同意を得て作成します！

CHECK

個別避難計画を学んで災害に強い地域づくりを
 講師 別府市企業総協賛会協議会災害総合連携員 村野 淳子さん
 主催 認定 NPO 法人難民を助ける会 ARIJapan

個別避難計画の講演会が住民向けに先行事例である小島地区で作成支援者向けに川俣中央公民館で開催されました。講演会では個別避難計画の重要性や実際に作成するまでの体験談のほか、震災の教訓を活かし順応する災害にどのように対応するかなどの説明があり参加者は熱心に耳を傾けていました。

INTERVIEW

「日常の関係性」が命を守る最善をつくる
 近年、災害はいつどこで起こっておかしくないような状況です。個別避難計画は、そんな災害から町内に住む一人ひとりの命と暮らしを守るための計画です。阪神・淡路大震災や東日本大震災などこれまでの災害から助かった人たちは「普段から地域での繋がりがあった」ことが教訓として挙げられます。そのような教訓から私たちは尊い命を守るために行政や医療機関といった専門職だけではなく**地域の人たちが自分たちの問題としてこの個別避難計画に携わっていくことが大切です。**

別府市企業総協賛会協議会災害総合連携員 村野 淳子さん

防火避難要綱

令和5年3月に**川俣町防災マップ**（保存版）を全戸配布しました。
 ▶町ホームページからも見ることができます

警戒レベルと避難情報等

警戒レベル	避難情報等
5	緊急安全確保
4	避難指示
3	高齢者等避難
2	大雨・洪水注意報
1	早期注意情報

警戒レベル3発令で命を守ることを最優先に

個別避難計画記入例 自分場合はどう記入するか考えよう！

わたしの避難計画（川俣町防災マップ）【避難・避難】

項目	内容
住所	〒940-0000 青森県青森市青森1-1-1
氏名	山田 太郎
年齢	65歳
性別	男
職業	定年退職
家族構成	妻 山田 花子（62歳） 子 山田 次郎（35歳） 孫 山田 太郎（10歳）
健康状態	糖尿病、高血圧、認知症（軽度）
移動手段	自家用車（運転免許あり）
避難先	川俣町立中央公民館
避難方法	自家用車で避難
避難経路	自宅→国道101号→川俣町立中央公民館
避難物資	食料、飲料水、現金、貴重品、薬、避難用バッグ
避難要援者	妻（認知症）
避難要援者との連絡先	妻（山田 花子） 携帯：090-1234-5678
避難要援者の状況	認知症、歩行能力低下
避難要援者の避難先	川俣町立中央公民館
避難要援者の避難方法	自家用車で避難
避難要援者の避難経路	自宅→国道101号→川俣町立中央公民館
避難要援者の避難物資	食料、飲料水、現金、貴重品、薬、避難用バッグ
避難要援者の避難要援者	妻（山田 花子）
避難要援者の避難要援者の状況	認知症、歩行能力低下
避難要援者の避難要援者の避難先	川俣町立中央公民館
避難要援者の避難要援者の避難方法	自家用車で避難
避難要援者の避難要援者の避難経路	自宅→国道101号→川俣町立中央公民館
避難要援者の避難要援者の避難物資	食料、飲料水、現金、貴重品、薬、避難用バッグ

東京都の関連施策

a 補助金による財政的支援

○令和4年度から、区市町村の個別避難計画を効果的・効率的に作成する取組を包括補助で支援している。(基準額 5,000 千円 補助率 1/2)

(補助対象となり得る事業：内示ベース)

- ・個別避難計画を効率的に作成・管理するため、新たにシステムを構築する。また、新システムとの情報連携を行えるよう、既存の福祉システムを改修する。
 - ・避難行動要支援者やその家族等に向けて、個別避難計画の分かりやすい啓発資料を作成することで、より多くの計画作成に繋げる。
 - ・個別避難計画の作成に参画する福祉保健分野の専門職に対する研修会を実施する。
 - ・避難行動要支援者名簿の更新・精査及び個別避難計画作成のため、対象者に通知を送付する。
 - ・本人・地域記入の個別避難計画作成を進めるため、会計年度任用職員を雇用する。
 - ・個別避難計画の効果的・効率的な作成に向けて、防災と福祉の専門的な知見を有する委託業者に市の実施体制や計画作成の進め方に関する助言をもらう。
- ※最終的には区市町村の申請書を基に補助の可否を判断している。

b 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

江戸川区では、要配慮者の避難支援体制を充実させるため、関係団体と福祉避難所に関する協定を締結している。協定の締結を推進するため、協定書の雛型を通所施設向けと入所施設向けの双方に向けたものを準備し、これらをウェブサイトで公開し、協定を締結した場合にはウェブサイトや広報誌などの広報ツールを通じて周知を図り、協定締結の候補となる施設の裾野を広げ、掘り起こしを行う一助としている

https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e007/bosaianzen/bosai/kojo/kyoryokukyote/fukushihin_anjo_kyotei.html

c 災害時における要配慮者への支援に関する協定

江戸川区では、災害時における要配慮者に係る支援について、より一層の強化を図るため、「災害時における要配慮者への支援に関する協定」を10の事業者や団体と締結した。

この協定においては、協定を締結した事業者や団体を構成する事業者が、利用者の安否について確認し、内容を事業者ごとに取りまとめた上で速やかに報告することや、避難が必要と判断される利用者については、利用者のおかれた状況に適した方法により、避難所その他安全な場所まで同行及び誘導することなどを定めている。

この協定については、ウェブサイトを通じて広く協定締結の相手方を募集し、協定締結の候補となる事業者や団体の裾野を広げ、掘り起こしを行う一助としている

○締結の相手方

- | | |
|-------------------------|-----------------------------|
| ・株式会社アルテミス | ・社会福祉法人ひらイルミナル |
| ・株式会社鶴亀屋 | ・株式会社日本ソテリア・特定非営利活動法人東京ソテリア |
| ・株式会社 OfficeMYC | ・江戸川区訪問介護事業者連絡会 |
| ・株式会社オフィス宮寺 | ・江戸川区移動支援等事業者連絡会 |
| ・特定非営利活動法人江戸川区相談支援連絡協議会 | ・江戸川区訪問看護ステーション連絡会 |

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e007/bosaianzen/bosai/kojo/kyoryokukyote/r5kyotei.html>

d 首長による施政方針での表明（江戸川区）

令和5年第1回江戸川区議会定例会における区長の施政方針において、個別避難計画は次のとおり言及されている。江戸川区においては、この施政方針の下、庁内の関係課、そして、庁内外の防災、福祉、保健など関係者が協力して個別避難計画の作成に取り組んでいる。

「誰一人取り残さない」共生社会の実現に向けて

1点目の「SDGsの推進」については、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を具現化する施策をさまざまに展開します。

まず、人と顔を合わせることや外出することなどに抵抗があるひきこもり当事者の方に向けては、「メタバース」つまり仮想空間を活用した居場所を用意し、素顔や本名を出さなくても交流できる仕組みを整えます。またヤングケアラーについては、今年度実態把握のために実施した区立中学生との個別面接の結果を踏まえ、コーディネーターの配置の拡充など支援体制を強化します。また障害者や高齢者などのうち、災害が発生する恐れがある時に自ら避難することが困難な方に対しては、個別の状況に応じた避難計画の策定を加速させるために体制を強化し、全庁を挙げて取り組んでまいります。

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e004/kuseijoho/mayor/kugikai/2023/teirei01.html>

e 災害要配慮者支援課の新設

江戸川区は令和5年度、災害時に自力による避難や在宅での避難生活が困難な高齢者や障害者などの支援を強化するため、福祉部内に「災害要配慮者支援課」を新設した。危機管理部及び子ども家庭部、健康部にも「災害要配慮者支援係」を新たに設置し、乳幼児や妊産婦など円滑な避難が困難な要配慮者の支援を全庁挙げて推進している。

区は令和4年度までも、災害時に自ら避難することや、医療的ケアなどが必要で在宅での避難生活が困難な高齢者や障害者などの避難行動要支援者を抽出し、福祉避難所の指定や円滑な避難を促進する個別避難計画の策定を支援してきた。災害時は、乳幼児や妊産婦、外国人などの要配慮者も、様々な事情により支援が必要となる可能性があることから、こうした要配慮者に対しても、安全に避難ができ、適切な支援が受けられるよう、福祉部内に担当

課を設置するとともに、危機管理部や子ども家庭部、健康部に担当係を設け、全庁挙げて取り組むこととしたもの。

「江東5区広域避難推進協議会」のアドバイザー片田敏孝氏（東京大学大学院情報学環特任教授）からは、「江戸川区の対応に本気度を感じます。この体制で動けば、要配慮者避難は確実に進展します」とコメントいただきました。

f 江戸川区避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例

災害対策基本法第49条の11第2項においては、避難行動要支援者名簿に記載等された情報（名簿情報）の外部提供については、避難行動要支援者の個人情報第三者である避難支援等関係者に提供することとなるため、当該名簿情報を保護する観点から、平時においては、①災害に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供されること、②ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、提供について避難行動要支援者の同意が得られない場合には提供されないこととされている。

この条例の特別の定めを置くことで、同意が得られない場合にも名簿情報を提供できることとなるため、江戸川区においては、災害時の円滑かつ迅速な避難支援等を実施するため、同法同条同項の規定に基づき、避難支援等関係者に対する避難行動要支援者の名簿情報の提供について必要な事項を定める条例案が令和5年第4回江戸川区議会定例会に提出され、成立した。

議会における審査においては、委員より、避難行動要支援者名簿について質問があり、執行部から、今年度の地域防災計画の改定に合わせ避難行動要支援者の定義を見直したことにより、重い障害をお持ちの方や要介護度の高い方など、約1万4千6百人分の名簿を作成する。名簿の提供先は、従来の警察署や消防署に加え、社会福祉協議会や民生委員等も対象とし、避難支援等関係者を拡充していくほか、提供に当たっては、保管や秘密保持に関する事項を定めた協定締結をする予定である旨、答弁が行われた。

○江戸川区避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例（令和5年条例第60号）（抄）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 避難行動要支援者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとして、第三条で定めるものをいう。
- 二 避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- 三 避難支援等関係者 江戸川区の区域を管轄する警察署及び消防署、社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会、民生委員法（昭和23年法律第198号）に規定する民生委員、避難所等（江戸川区地域防災計画に定める避難所及び福祉避難所をいう。）の設置責任者その他避難支援等の実施に携わる関係者として規則で定めるものをいう。

（避難行動要支援者）

第3条 避難行動要支援者は、専ら居宅において生活を営む者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 要介護認定に係る要介護状態区分（介護保険法第7条第1項に規定する要介護状態区分をいう。以下「要介護度」という。）が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「省令」という。）第1条第1項第4号に規定する要介護4又は同項第5号に規定する要介護5である者

イ 要介護度が省令第1条第1項第3号に規定する要介護3であって、単身世帯の者又は65歳以上の者のみで構成される世帯に属する者

ウ 要介護度が省令第1条第1項第1号に規定する要介護1又は同項第2号に規定する要介護2であって、単身世帯の者

二 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）において、肢体不自由の程度が1級若しくは2級の者又は肢体不自由のうち、下肢、体幹若しくは移動機能の障害の程度が3級の者

イ 等級表において、視覚障害の程度が1級若しくは2級であって、単身世帯の者又は当該視覚障害を有する者と同一の世帯に属する者が障害者のみの者若しくは未成年者のみの者

三 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付け42民児精発第58号）の規定により愛の手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度が1度若しくは2度のもの又は障害の程度が3度であって、単身世帯のもの

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級又は2級であって、単身世帯のもの

五 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定により医療受給者証の交付を受けている者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第五条第一項に規定する障害福祉サービスを受けているもの

六 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項に定める医療的ケア児

七 在宅人工呼吸器使用難病患者非常用電源設備整備事業補助金交付要綱（平成25年4月1日付け24福保保疾第2081号）第2に掲げる疾病に罹患している者であって、当該疾病により在宅において人工呼吸療法を受けているもの

八 前各号に掲げる者のほか、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者として規則で定める者（避難行動要支援者名簿の作成）

第4条 江戸川区長（以下「区長」という。）は、避難行動要支援者に対する避難支援等が円滑に行われるよう必要な体制を整備するため、避難行動要支援者について規則で定める事項を記載した名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。

（名簿情報の提供）

第5条 区長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、前条の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、避難行動要支援者が、規則で定める方法により、名簿情報の提供の拒否を届け出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報を提供することができない。

3 区長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他のものに対し、名簿情報を提供することができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。

（名簿情報の活用）

第6条 前条第1項の規定により名簿情報の提供を受けたものは、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報を活用し、避難行動要支援者との信頼関係を構築するよう努めるものとする。

2 前条第3項の規定により名簿情報の提供を受けたものは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、当該避難支援等関係者及びその家族等の生命及び身体の安全の確保に支障がない範囲で、避難支援等を実施するよう努めるものとする。

（名簿情報の取扱いに関する協定）

第7条 区長は、第五条第一項の規定により名簿情報の提供をしようとするときは、当該名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者又は避難支援等関係者が所属する団体の代表者との間で名簿情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。この場合において、当該協定に定める事項は、規則で定める。 2 区長は、前項の協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、同項の協定を締結した避難支援等関係者又は避難支援等関係者が所属する団体の代表者から、提供した名簿情報の管理に関して報告を求め、又は提供した名簿情報の管理の状況を検査することができる。 （漏えい防止のための措置） 第8条 第5条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けたものは、当該提供を受けた名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を講じなければならない。 （利用及び提供の制限） 第9条 第5条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けたものは、避難支援等の用に供する目的以外のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は当該名簿情報の提供を受けたものの以外のもに提供してはならない。 （秘密保持義務） 第10条 第5条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けたもの（当該避難支援等関係者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。	
--	--

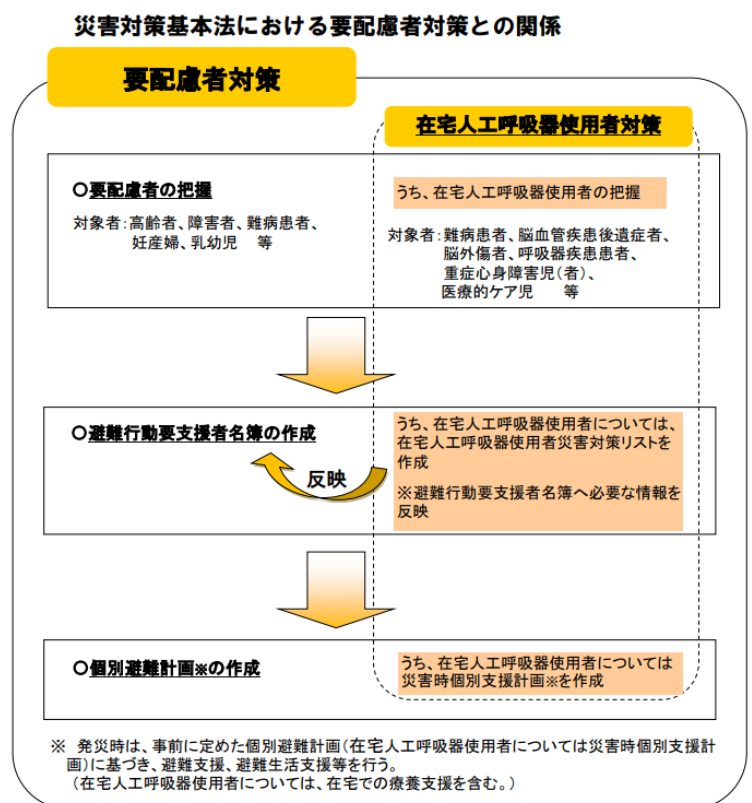
g 東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針

東京都では、東日本大震災とそれに伴う電力不足による計画停電の経験を踏まえて平成24年3月に本指針を策定した。

在宅人工呼吸器使用者は、電力の供給停止が生命の危機に直結する、移動等の避難行動が困難等の特性がある。

在宅人工呼吸器使用者・家族等が自助力・共助力を高め、発災時に適切な行動をとることができるよう、要配慮者対策を担う区市町村は、その特性に配慮した支援を行うことが求められる。

そのため、都では、区市町村等の関係機関及び関係者が災害時に人工呼吸器使用者を適切に支援できるよう、人工呼吸器使用者の把握並びに平常時か



らの準備及び発災時の支援方法について示した関係機関、関係者向けのマニュアルとして本指針を作成した。

指針では、各区市町村が人工呼吸器使用者毎に作成する「災害時個別支援計画」の雛形（避難するタイミングや、人工呼吸器関連の情報を盛り込んだもの）や、災害時個別支援計画の作成に関する知識や記入方法を示した「災害時個別支援計画の作成の手引き」を掲載し、区市町村における災害時個別支援計画の作成を推進している。

<資料 3>
令和 3 年 8 月 改訂版

在宅人工呼吸器使用者のための
災害時個別支援計画

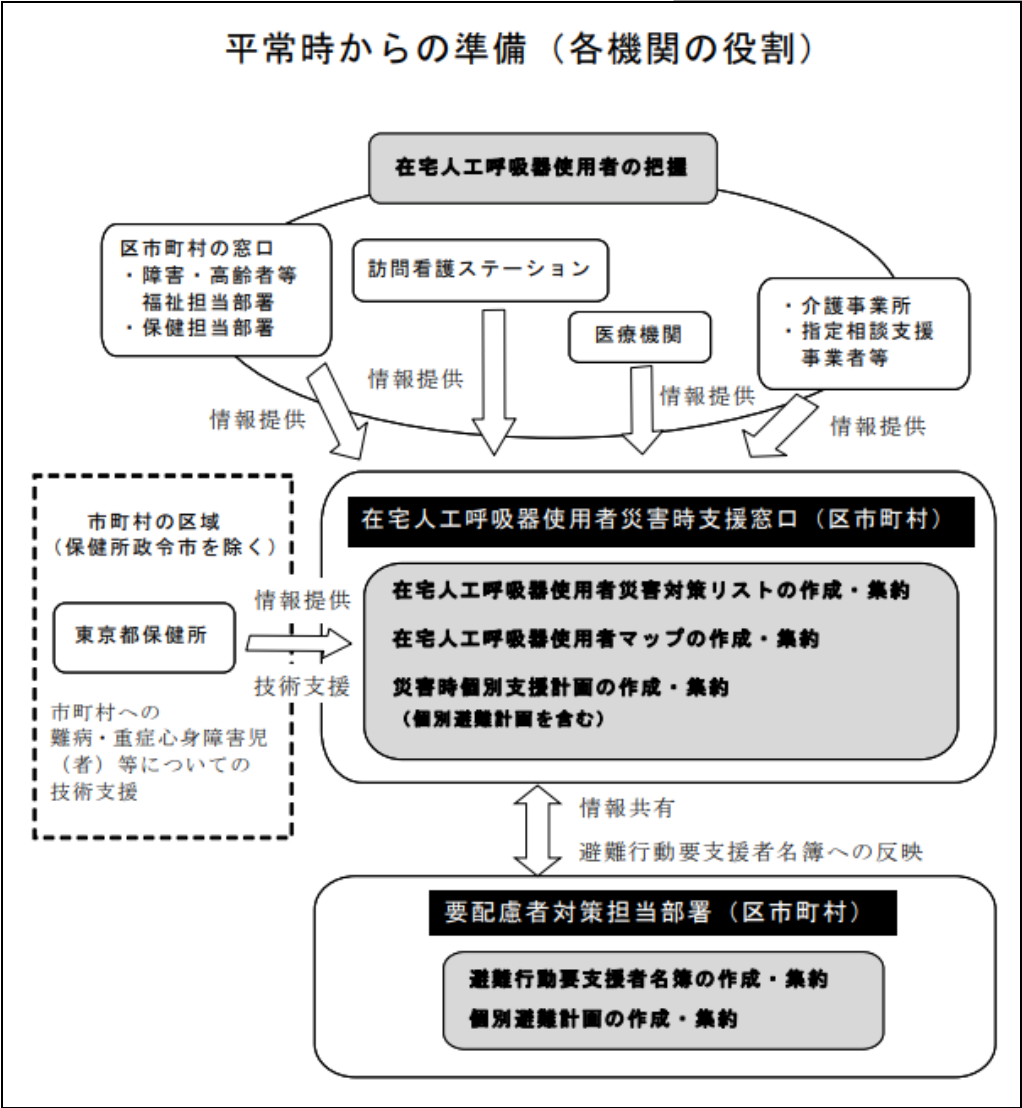
氏 名 _____ 様
住 所 _____
普段療養している部屋の位置 _____
電話番号 _____
避難済の目印 _____

あなたの自宅付近のハザードマップ | ☐洪水 ☐高潮 ☐津波 ☐土砂災害
地震に懸念する地域を指定 | ☐建物倒壊 ☐火災

避難行動要支援者 登録 | ☐済 ☐未 ☒ ① 登録予定 _____年____月____日
② 登録しない

作成日 | _____年____月____日
更新日 | _____年____月____日
____年____月____日
年 1 回は見直ししよう

- 43 -



h 身体障害者補助犬への対応

身体障害者補助犬とは、身体障害者が同伴する補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）で、身体障害者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬をいう。

身体障害者補助犬は、ペットとは異なるため法律に基づいた対応が必要であり、国、地方公共団体、公共交通事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、災害時に身体障害者が避難所などへ身体障害者補助犬を同伴して避難した場合には、身体障害者補助犬を拒んではならないことが法律で定められている（身体障害者補助犬法 第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等）。

ここでいう「同伴」とは、身体障害者を介助することを目的に付き添う（同伴する）ことと同様に、身体障害者補助犬が身体障害者とともにいることを言う。したがって原則として、身体障害者と身体障害者補助犬を分離せず受け入れるべきとされている。

盲導犬：視覚障害のある人が街なかを安全に歩けるようにサポートする。

介助犬：肢体不自由のある人の日常生活動作をサポートする。

聴導犬：聴覚障害のある人に生活の中の必要な音を知らせ、音源まで誘導する。

東京都においては、身体障害者補助犬法や国（環境省）のガイドラインなどで以上のとおり示されたことを受け、「避難所管理運営の指針」の「災害時要援護者の考え方」において、次のとおり身体障害者補助犬について示し、避難所において身体障害者と分離せず受け入れるべきことを示している。 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/joho/soshiki/syoushi/syoushi/hinanjo-shishin/hinanjokanriune5.html>

（避難所運営に必要な部屋・場所（抄））

必要な部屋・場所	用途や設置のポイント	必要な設備
身体障害者補助犬同伴者用の場所	身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）同伴者が、補助犬とともに過ごすための部屋や場所 動物アレルギーのある人などに配慮し、できれば個室を用意する。	□毛布や敷物 □ペット用シート

（避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法（抄））

区分	特徴	避難所での主な配慮事項				
		配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他
補助犬同伴を必要とする人 補助犬とは盲導犬、介助犬、聴導犬のこと	補助犬同伴の受け入れは身体障害者補助犬法で義務付けられている。	補助犬同伴で受け入れる。ただし、アレルギーなどに配慮し別室にするなど工夫する。	補助犬用には、ドッグフード、ペットシートなど飼育管理のために必要なもの（本人については別の項目を参照）	本人については別の項目を参照	補助犬関係団体など（本人については別の項目を参照）	補助犬関係団体へ連絡（本人については別の項目を参照）

（配慮を要する方を表すマーク（抄））

	ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法に基づき認定された補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を受け入れる店の入口などに貼るマークです。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。	東京都福祉局障害者施策推進部企画課
---	--	-------------------

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/joho/soshiki/syoushi/syoushi/hinanjo-shishin/hinanjokanriune5.html>

神奈川県に関連施策

a 福祉避難所市町村サポートチーム

災害対策基本法による避難所の指定基準の一つとして災害対策基本法施行令に規定されている福祉避難所について、県内市町村が確保・運営していく上で必要な支援等について検討するため、県の関係部署で構成したチーム。

○福祉避難所市町村サポートチーム設置要綱（抄）

（略）

（検討事項）

第2条 サポートチームは、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 福祉避難所等の現状と課題に関すること。
- (2) 大規模災害時における福祉避難所運営等の課題に関すること。
- (3) 県における市町村に対する支援等に関すること。
- (4) その他必要と認められる事項に関すること。

第3条 サポートチームの構成員は、別表のとおりとする。

（略）

別表（第3条関係）

福祉子どもみらい局	総務室	
	子どもみらい部	次世代育成課
		子ども家庭課
	福祉部	地域福祉課
		高齢福祉課
		障害サービス課
		生活援護課
	健康医療局	保健医療部
健康増進課		
がん・疾病対策課		
くらし安全防災局	防災部	危機管理防災課
文化スポーツ観光局	国際課	

b 知事と当事者とのオンライン対話

神奈川県では、県の課題をより当事者の目線から把握するために、黒岩知事が、当事者や特定課題に精通した関係団体などと少人数で意見交換を行っており、当日はYouTubeでも中継を行い、対話の内容について意見募集を行っている。



令和5年8月25日に開催されたオンライン対話の第2回では、障害者や女性など、災害時に配慮が必要と思われる方の目線で、被災者支援のあり方や非常時への備えについて、防災活動を行う民間団体の方から話を伺うとともに、障害当事者を交えて災害時の課題等について意見交換を行った。意見交換の中では、個別避難計画に関する御意見もいただいたところであり、日々の業務の中で、御意見を念頭におきつつ取組を進めている。

○出席者等

出席

認定NPO法人かながわ311ネットワーク 理事 石田 真実 氏
女性防災クラブ 平塚パワーズ 副会長 木村 美江子 氏
株式会社障碍社 パーソナルアシスタント横浜 所長 三井 智哉 氏
株式会社純度100 代表取締役 浅井 純子 氏
神奈川県手をつなぐ育成会 副会長 鈴木 亜紀子 氏

アドバイザー

防災DX官民共創協議会 専務理事 江口 清貴 氏（神奈川県CIO兼CDO）

コーディネーター

総合防災センター 危機管理アドバイザー 岡崎 勝司 氏

○いただいた御意見の例

神奈川県手をつなぐ育成会では、「私のノート」というものを作っております。資料にございます。

ここを開けますと、自分の紹介等があるんですけども、もともとは移動支援の支援者に使っていただいたり、1人で移動した時に、何か困り事があった時にこれを見て助けてもらうというものも兼ねて作ったものです。

そういった中に2ページに、防災のしおりというものを入れています。

自治会や民生委員さんのこと、避難場所のことが入っているんですけども、この後ろの方には、本人の嫌いなもの、好きなもの、そういったものを書く場所もあったりしまして、これを

いつも持ち歩いていることで、本人の困ったときに役に立つものとして私たちは対応しております。

これを神奈川県防災の計画の方にも入れていただいているんですけども、持っているということを知っていただく。

周囲の方に、それがあるんだよね、それを見ようねということが大事なのかなと思います。

また、これを利用しながら、個別避難計画というものを作っていただきたい。

学校や福祉事業所、また自治会の方、いろんな方が集まって、このことについて、防災の災害時にどうしたらいいかっていうことを計画の中に盛り込んでいただいて、ここにも本人向けの情報、防災情報をわかりやすく入っていれば、本人もこれを見て、防災情報がわかる、どういうふうに避難したらいいかわかる。

どういう準備をしていたらわかるかっていうところで、もう少し「私のノート」が充実したら良いのかなと思っています。

やはり私たちが困るのは、なかなかその地域に出て行けない避難訓練に参加することを拒んでしまうご家族もいらっしゃいます。

それって、本当に小さな時から、やはり地域で遊んだり、育ったりする環境が大事じゃないかと思っています。

ずっと育成会でも要望しておりますけれども、インクルーシブ公園等、やっぱり整備していただいて、小さな時から一緒に当たり前にいる社会があることが、こういう避難訓練や、避難所にいた時にも一緒に理解し合える、共助してもらえる環境になるんじゃないかと考えています。



https://www.pref.kanagawa.jp/docs/h3e/cnt/f300634/results_vol2.html より転載
https://ikusei-kanagawa.jp/?page_id=32 より転載

c 福祉避難所の確保に向けた取組

神奈川県では、実効性のある個別避難計画を作成する上で、避難先を考え、避難先と事前に情報を共有するなどの事前調整を行い、福祉避難所など避難行動要支援者が安心して避難生活を送ることができる避難先への直接の避難に取り組むことが有効である。

管内の市町村において、これらのことを円滑に実施するためには、福祉避難所の確保の取組が重要となる。

このようなことから、市町村において、福祉避難所の確保、そして災害時における円滑な開設が図られるよう、神奈川県においては、「避難所マニュアル策定指針」を制定し、公表している。

「避難所マニュアル策定指針」は、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を契機として制定し、平成26年3月に東日本大震災の教訓等を踏まえ、要配慮者や性別等に配慮した避難所運営や個人情報の取扱いなどに関する記載内容の充実を図り、平成30年3月には熊本地震の教訓等を踏まえ、避難所外避難者の把握・支援や避難所における要配慮者対策等の記載内容を図り、令和4年12月には国の指針の改定等を受け、ライフライン被災時

のトイレ対策や女性さらには性的マイノリティの視点を踏まえた避難所運営などに関する記載内容の充実を図るなど、逐次、改定を重ねてきた。

個別避難計画に直接的に関係する内容としては、受け入れ対象者が直接に指定福祉避難所等に避難できるよう、あらかじめ調整しておくことなどについて対応を求めているほか、要配慮者への対応についても事項だてを行い、取組の方向性を示している。

○避難所マニュアル策定指針（抄）

- (3) 避難所となる施設では、高齢者や障がい児者等が健常者とともに避難所生活を送る上での障害をできるだけ取り除くよう努める。
 - (4) 要介護や障害の程度、体力、病状等により、避難所での生活が困難な要配慮者については、指定福祉避難所や医療機関等の施設へ移動する。
 - (5) 要介護の状態や発達障害を含む障害特性に対する要配慮者の配慮事項や支援方法等について、本人の同意のもとで避難所に滞在する避難者への周知に努める。
 - (6) 視覚障がい児者、聴覚障がい児者、外国人への情報提供に配慮する。
 - (7) 身体障害者と身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）は分けずに避難所で受け入れる。
 - (8) 乳児に安心して授乳ができるよう、授乳室等、プライバシーに配慮したスペースを確保する。
 - (9) カードの活用等により、支援してほしいことや知ってほしいこと等、自分の状態に関する情報を要配慮者等が自ら発信できるように配慮する等、要配慮者等の意思を尊重することが望まれる。
- また、要配慮者等の家族や支援者と十分な連携を図る

https://www.pref.kanagawa.jp/documents/62623/202212_hinanjyo_manual_shishin.pdf

d 首長による施政方針での表明（二宮町）

令和6年第1回二宮町議会定例会における町長の施政方針において、個別避難計画は次のとおり言及されている。二宮町においては、この施政方針の下、庁内外、そして、防災、福祉、保健など関係者が協力して個別避難計画の作成に取り組んでいる。

続いて、「誰もが自分らしく安全・安心に暮らせるまちづくり」です。

二宮町では、近年、転入者数が転出者数を上回る社会増が続いておりますが、少子高齢化の進展は、避けて通ることのできない大きな課題であり、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯などで、支援の必要な方が周囲に気づかれずに地域で孤立しているケースがあります。

そのため、令和5年度から進めてきた、高齢者や障害者など、災害時に自力で避難することが困難な、避難行動要支援者ごとに作成する「個別避難計画」について、令和6年度は、引き続き、自主防災組織や地域の方々、福祉関係者と連携して対象者を広げるほか、対象者の情報管理のための地域福祉支援システムを強化いたします。

さらに、能登半島地震でも、東日本大震災をきっかけに毎年、津波避難訓練を実施していた地区では、全員が助かり、「訓練が生きた」と振り返る住民の方々が多くいたことが報道されていますが、海をかかえる二宮町でも、毎年、津波避難訓練を行っておりますの

で、それぞれの地域の特性を踏まえ、災害を自分事として捉えていただけるよう、各地域のさらなる自主防災訓練の支援や民間と連携した災害協定の推進などを行い、引き続き災害に強いまちづくりを目指してまいります。

<https://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/0000002338.html> より転載

e 広報誌を活用した個別避難計画など防災に関する普及啓発

神奈川県二宮町においては、広報誌を活用して、個別避難計画をはじめとする防災に関する普及啓発を行い、地域による自律的な防災の取組を推進している。

関東大震災から100年
訓練に参加して防災意識を高めましょう！

令和5年度
二宮町 総合防災訓練

災害は、いつ発生するか分からないため、白蟻から備えておくことが重要で、今年の総合防災訓練は、全町民参加型と参加募集型の訓練を実施します。積極的に参加し、防災意識を高めましょう。

■地震発生想定日時
9月3日 8:00

全町民参加型訓練

8:00 訓練開始
防災行政無線放送
訓練開始に伴い、防災行政無線で緊急地震速報を放送します。
※実際の災害と異なる場合があります。ご注意ください。

8:03
8:10
9:00

●シェイクアウト訓練
災害時は、まず自分の身は自分で守る「自衛」が大切です。無線放送が聞こえたら、机の下に隠れるなど安全確保行動(シェイクアウト)をとります。

●津波避難訓練
※湘南・英賀・川内地区にお住まいの方
震源地が近い場合、地震発生から数分後に津波が到達します。いざという時に速やかに避難できるように、避難経路や避難先を確認しましょう。

●安否確認訓練
タオルの宝庫への指示など、地域で決められた方法で安否を確認しましょう。

●情報伝達訓練
各地区では、災害時地区本部を開設し、安否確認状況や被害状況をとりまとめ、無線で町へ報告する訓練を行います。

●避難所開設・運営訓練
バーベキューや簡易トイレの設置など、避難所の運営訓練を実施します。実際の使用感を体験することができます。

●給水・炊出し訓練
水道局による給水訓練に参加できます。
また、自衛隊の特殊車両による炊出しで、自衛隊がレーの試食会を実施します。(先着50名)

●ペット同行避難訓練
対象 町内在住のペットと一緒の避難を検討している方
内容 ペットの避難場所見学・獣医師によるペットとの避難に関する相談 など
定員 10組(先着順)

●災害ボランティアセンター開設訓練(見学)
災害時に全国から災害ボランティアが集まることを想定し、受け入れ訓練を実施します。

参加募集型訓練
実施場所 町立体育館
申込 8/25までに
またはメールで申し込み

町立体育館でさまざまな訓練を実施します。参加や見学ができますので、ぜひお越しください。

※仮設子ども広場を駐車場として開放しますのでご利用ください。
その他、訓練の詳細はホームページをご確認ください。
図 防災安全課危機管理班 ☎71-3319
sbousai@town.ninomiya.kanagawa.jp

～人と人のつながりで「逃げ遅れゼロ」へ～
個別避難計画策定を進めています

豪雨災害や土砂災害などの際、逃げ遅れにより多くの犠牲者が出ています。
町では、住民の安全を確保するため、自ら避難行動をとることが難しい方「避難行動要支援者」それぞれの個別避難計画を順次策定していきます。

●避難行動要支援者
現在運用している避難行動要支援者名簿の登録者で、優先順位が高い方から策定を進めます。
○災害時に被災の恐れが高い区域(ハザードエリア)への緊急避難
○高齢者・障がい者など、心身の状態で制約のある方

計画策定にあたり、本人・代理人から個人情報について同意をいただきます。
避難行動要支援者名簿に登録されていない方で避難に不安がある方はご相談ください。

個別避難計画とは
避難行動要支援者の方が、迅速かつ安全に避難するための計画です。
策定にあたっては、福祉関係者や町・地区などが話し合っており、それぞれの方に合った次のようなことを決めます。
◆避難場所の決定
◆避難経路の確保
◆家族や近隣との連絡手段
◆その他個別の状況による避難手段

個別避難計画は、町だけでなくさまざまな方の協力により策定する必要があります。誰一人取り残さない町を実現するため、ご協力をお願いします。

図 防災安全課危機管理班、福祉保健課、障がい者支援班、高齢介護課高齢福祉班

防災情報メール 防災行政無線の内容や気象情報や携帯電話などに届きます。
町の二次元コードから空メールを送信し、登録しましょう。

広報誌のなか
令和5年9月号 3

<https://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/cmsfiles/contents/0000001/1680/736-all.pdf>

f 地域福祉支援計画を通じた個別避難計画を作成する取組の推進

神奈川県では、社会福祉法第 108 条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、「神奈川県地域福祉支援計画」(令和 5 年 4 月)を策定している。本計画は、市町村における「市町村地域福祉計画」の円滑な実施を支援するため、令和 5 年度から令和 8 年度までを計画期間とし、「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現」を基本目標とし、誰もが住み慣れた地域の中で、地域の支え合いにより安心して暮らせる地域共生社会づくりを目指すことを明確にするため、「誰もが安心して暮らせる地域共生社会づくり」を副題として取り組むこととしており、計画の推進に当たっては、SDGs の趣旨を踏まえて行うこととしている。

○施策体系(抄)

大柱	中柱	支援策（小柱）
1 ひとづくり	(1) 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成	1～2 （略）
	(2) 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成	3～5 （略）
	(3) 福祉介護人材の確保・定着対策の推進	6～8 （略）
2 地域（まち）づくり	(1) 地域における支え合いの推進	9～11 （略）
	(2) バリアフリーの街づくりの推進	12 バリアフリーの街づくりを推進します。 13 情報アクセシビリティの向上を図ります。
	(3) 災害時における福祉的支援の充実	14 災害時における福祉的支援の充実を図ります。
3 しくみづくり	(1) 一人ひとりの状況に応じた適切な支援	15～17（略）
	(2) 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実	18～20 （略）
	(3) 生活困窮者等の自立支援	21～23 （略）

計画の第4章「施策の展開」において、施策体系の大柱「2 地域（まち）づくり」にある中柱「(3) 災害時における福祉的支援の充実」において、施策の基本方向の「2 安心して暮らせる地域づくり」において、個別避難計画に関連し、次のとおり定めているほか、取組事例を紹介することを通じて取組の推進を図っている。

中柱（3） 災害時における福祉的支援の充実

○ 市町村は、災害時に備え、避難支援を必要とする方の名簿（避難行動要支援者名簿）や個別避難計画の作成、福祉避難所の指定、受援体制の整備などを進めていますが、個別避難計画の作成については十分に進んでいない状況があります。

そこで、県では、市町村の計画作成に係る課題等を伺いながら、計画作成を支援していきます。

また、福祉関係団等と連携し設置した「かながわ災害福祉広域支援ネットワーク(※)」において、災害時の福祉支援に関する関係機関・団体等との情報共有や連携強化を図るとともに、災害時には、一般避難所等において要配慮者への福祉的支援を行う「神奈川県災害派遣福祉チーム（神奈川DWA T）」を派遣するなど、災害時要配慮者支援体制の強化を図っていきます。

さらに、NPO法人等の民間中間支援組織とも連携し、災害時における市町村の対応を後押ししていきます。

支援策 14（災害時における福祉的支援の充実を図ります）に関連する取組事例

個別避難計画に基づいた訓練

愛川町

愛川町では、ハザードマップを活用した、水害に対する避難訓練を平成 20 年度から実施しています。その訓練の中でも、個別避難計画に基づいた訓練は、平成 28 年度以降、5回実施しました。

○避難訓練の内容

令和元年度は、土砂災害警戒区域の指定がある原臼地区で、町に大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報が発表され、浸水被害・土砂災害が発生する危険性が高まったという想定で訓練を実施しました。

その中で、要配慮者の避難訓練については、個別避難計画作成済みの4名の方に協力いただき、個々の状態に合わせて、福祉車両、車椅子、徒歩の3パターンで、計画に記した支援者や民生委員の協力により避難訓練を実施しました。



要配慮者への参加の声かけは、自主防災組織及び民生委員が行い、福祉車両については、社会福祉協議会の協力により準備しました。

令和4年度は、田代地区での訓練でしたが、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、地域住民や関係機関と合同で行う避難訓練は実施せず、地区役員、民生委員、老人クラブ、消防団が参加し、ハザードマップを活用し、危険箇所、避難行動の確認及び避難行動要支援者の個別避難計画に基づいた避難支援方法、避難経路について図上で検討しました。

新潟県の関連施策

a 災害時等におけるタクシーによる人員等の輸送に関する協定

新潟県と一般社団法人新潟県ハイヤー・タクシー協会は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における人員等の輸送に関し、協力を要請する際に必要な事項を定めた「災害時等におけるタクシーによる人員等の輸送に関する協定」を締結している。

県単位で設立された団体と新潟県が協定を締結することで、新潟県の管内全域で、当該団体からの支援を受けることが可能となる。このような取組により、管内の市町村が個別に協定を結ぶことなく管内市町村の住民（避難行動要支援者）が円滑に避難支援等の支援を受けることが可能となり、市町村の負担の軽減が図られる。

○協力要請する業務内容

- | |
|--|
| (1) <u>避難行動要支援者等被災者の輸送業務</u>
(2) その他甲が必要とするタクシー等による支援業務 |
|--|

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/bosai/haitakukyoukai.html>

b 令和5年度新潟県・関川村総合防災訓練

令和4年8月に記録的な大雨に見舞われた関川村で、令和5年10月15日に「令和5年度新潟県・関川村総合防災訓練」を実施した。

訓練は、大雨特別警報が出され行方不明者が多くいる可能性が高いという想定で実施し、80の機関・団体から約2,500人が参加。

当日は、住民避難訓練として避難レベルに合わせて村民一斉避難を実施したほか避難所の設置運営訓練行い、高齢の避難行動要支援者に支援者が付き添って個別に避難させる訓練も新潟県内で初めて行った。

また、新潟県においては、現在、住民と行政が避難や支援に必要な情報を共有し活用することで、発災時に個人に寄り添った情報発信や支援を展開するための新たなシステムを構築し、確実な避難と被災者支援を高度化する「確実な避難行動と被災者支援を実現するためのDX推進」に取り組んでいる。このようなことから、今回の訓練の場を活用して、住民と行政が必要な情報をリアルタイムに共有し活用するためのシステムを構築するため、個人情報登録したスマートフォンのアプリを使って住民の避難状況を把握する実証実験を実施した。

c 自主防災シンポジウム 2023in 阿賀野

自治宝くじの市町村振興事業（全国市町村振興協会）を活用し、新潟県、阿賀野市、一般財団法人地域社会ライフプラン協会の協働により、住民の一人ひとりが災害リスクを認識し、災害に強い地域づくりを進めるためには、個別避難計画の作成や防災・減災の取組を進めていくことが大切であることの理解が深まるよう「自主防災シンポジウム 2023in 阿賀野」を開催した。



講演 1	演 題	災害犠牲者ゼロを目指すには自助力と共助力から ～個別避難計画作成にタイムラインの活用を～
	講 師	一般社団法人 Adi 災害研究所 理事長 伊永 勉 氏
講演 2	演 題	女性の視点、多様な視点で取り組む防災・減災 ～東日本大震災の経験をふまえて～
	講 師	NPO 法人イコールネット仙台 常務理事 宗片 恵美子 氏

d 身体障害者補助犬への対応

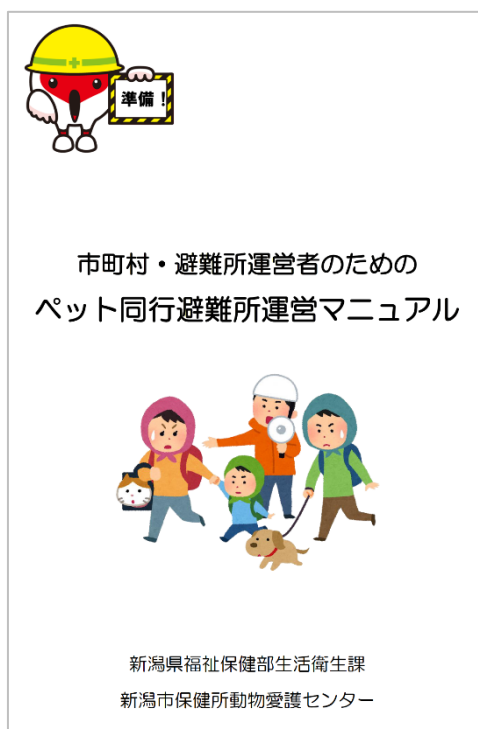
身体障害者補助犬とは、身体障害者が同伴する補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）で、身体障害者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬をいう。

身体障害者補助犬は、ペットとは異なるため法律に基づいた対応が必要であり、国、地方公共団体、公共交通事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、災害時に身体障害者が避難所などへ身体障害者補助犬を同伴して避難した場合には、身体障害者補助犬を拒んではならないことが法律で定められている（身体障害者補助犬法 第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等）。

ここでいう「同伴」とは、身体障害者を介助することを目的に付き添う（同伴する）ことと同様に、身体障害者補助犬が身体障害者とともにいることを言う。したがって原則として、身体障害者と身体障害者補助犬を分離せず受け入れるべきとされている。

盲導犬：視覚障害のある人が街なかを安全に歩けるようにサポートする。

介助犬：肢体不自由のある人の日常生活動作をサポートする。



聴導犬：聴覚障害のある人に生活の中の必要な音を知らせ、音源まで誘導する。

新潟県においては、身体障害者補助犬法や国（環境省）のガイドラインなどで以上のとおり示されたことを受け、「市町村・避難所運営者のためのペット同行避難所運営マニュアル（令和3年4月発行）」において、次のとおり身体障害者補助犬について示し、避難所において身体障害者と分離せず受け入れるべきことを示している。

Point!

盲導犬など身体障害者補助犬は 居室への同伴が必要 となりますので、あらかじめ避難所に障害に応じた適切なスペースを確保しておく必要があります。

新潟県内の補助犬実働頭数、盲導犬 28、聴導犬 1（R2.10 現在）

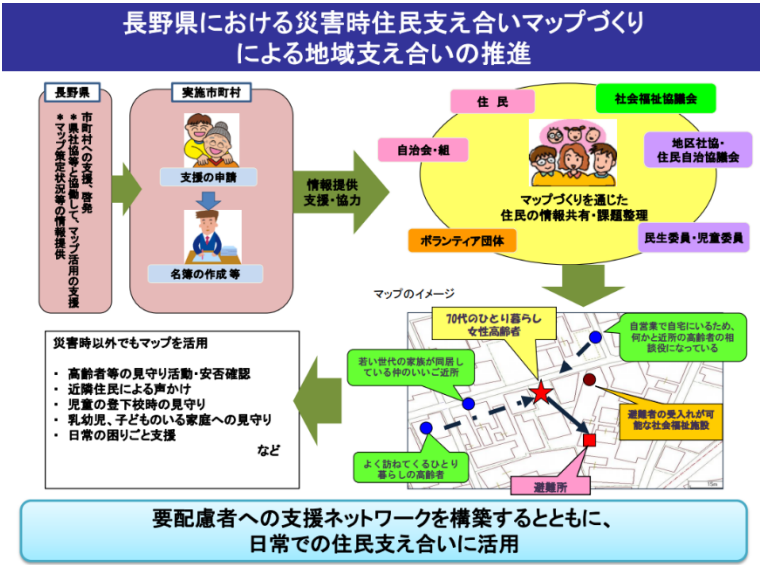
<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/270644.pdf>

長野県の関連施策

a 災害時住民支え合いマップの成果をいかした個別避難計画作成の推進

災害の避難時に支援が必要な要配慮者、支援者、社会資源等を表記した地図である「災害時住民支え合いマップ」については、避難行動要支援者の個別避難計画の作成につながることで、マップの策定過程を通じて、災害時のみならず日常の生活においても地域で住民支え合い活動・地域福祉活動が進められることを目標に、事例集を作成するなどして、県内での取組を進めてきた。

令和5年度から令和9年度を計画期間とする、長野県の県政運営の基本となる総合計画である「しあわせ信州創造プラン 3.0 ～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～」において、次のとおり具体的な取組内容と達成目標が示されている。



達成目標（抄）

指標名	現 状	目 標	備 考
災害時要配慮者の「個別避難計画」を作成している市町村の割合 （健康福祉部調）	44.2% 34 市町村 全国 41 位 （2022 年）	100% 77 市町村 全国 1 位 （2028 年）	災害時要配慮者（障がい者、高齢者等）に関する個別避難計画を、策定済又は一部策定済としている市町村の割合 〔全市町村が策定済もしくは一部策定済となることを目標に設定〕
災害時住民支え合いマップの作成率 （健康福祉部調）	89% （2022 年）	現状以上 （2028 年）	災害時住民支え合いマップを必要とする地区数のうち、作成した地区数の割合 〔高い水準を維持しつつ、新規に作成する目標を設定〕

施策の展開（抄）

◆逃げ遅れゼロに向けた避難対策の推進

- 災害に備え、的確な情報提供を行うとともに、住民主体で作成した災害時住民支え合いマップの成果を活かした、市町村における個別避難計画作成の推進及び防災を学ぶ信州防災アプリの活用等により、災害弱者をはじめ県民の適切な避難行動を支援

このような方針の下、現在、長野県においては、次のとおり、市町村の取組に対する支援を行っている。

- (1) 住民の支え合いによって要配慮者が安全に避難できる地域づくりを進めるため、県社会福祉協議会等と協力しながら、マップの作成を支援するとともに、活用の促進を図る。
- (2) 災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿、個別避難計画等と一体的に推進が図られるよう、関係部局と連携し、市町村等へ必要な情報提供を行う。

b 障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり

長野県では、「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例（障がい者共生条例）」（令和4年長野県条例第14号）に基づき、障がいのある人に対する様々な取り組みを進めている。

この条例では、長野県に対して、市町村その他関係機関と連携して、災害その他非常の事態の場合において、障がいのある人に対し、必要となる情報が迅速かつ的確に提供され、及び避難に当たり適切な配慮が行われるよう必要な施策を講ずるものとされており、防災及び減災に関して必要な施策を講ずるに当たっては、障がいの特性に配慮するものとされている。

これらのことに基づき、長野県においては、災害への対応に関し、共生社会づくりに関する県の取組として、次の施策の推進を図っている。

（逃げ遅れゼロプロジェクトの強化・推進）

- ・ 信州防災アプリの利活用の促進
- ・ 要配慮者に「信州防災手帳」の配布
（避難行動の検討、防災教育のツールとして活用）

（避難所の環境改善）

- ・ 快適トイレの導入促進の助成（R3～R5）

（地域の防災力向上）

- ・ 個別避難計画の作成に向けた市町村担当者向け研修会の開催（R5）

https://www.pref.nagano.lg.jp/shinko/kensei/shichoson/shichoson/kyogi/documents/04_ikenkoukan_2.pdf

また、市町村に対しては、在宅の障害者一人一人に対応した個別避難計画の策定について、特にお願いしており、長野県として計画作成に向けた研修を実施するなどの支援を行っている。

○共生社会づくりに関する県の取組と市町村へのお願い（抄） R4.5月時点

3 災害への対応

県の取組	市町村へのお願い
（逃げ遅れゼロプロジェクトの強化・推進） ・信州防災アプリの利活用の促進 ・要配慮者に「信州防災手帳」の配布 （避難行動の検討、防災教育のツールとして活用） （避難所の環境改善） ・快適トイレの導入促進の助成 （地域の防災力向上） ・個別避難計画の作成に向けた市町村担当者向け研修会の開催	災害時に障がい者の命を守るためには、障がいの特性や家族状況等に応じた、災害情報の伝達、避難、福祉避難所での配慮等が必要です。 災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務となっています。 （災害対策基本法第49条の14） 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、…避難行動要支援者ごとに、…避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）を作成するよう努めなければならない。 [R3.3総務省調査] 個別避難計画の策定市町村の割合 39.0% うち全部 7.8% うち一部 31.2% 特にお願したい事項 ・在宅の障がい者一人ひとりに対応した個別避難計画の策定をお願いします。 （県は計画作成に向けた研修を実施するなどの支援を行います。）

○仮設トイレ快適環境整備事業補助金交付要綱（抄）

（趣旨） 第1 この要綱は、大規模災害時等に避難所等に快適な仮設トイレを設置することにより、良好なトイレ環境を実現することを目的として、民間事業者が所有する仮設トイレの快適環境の整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （対象事業者等） 第2 この補助金の対象となる事業者は、以下のすべての号に該当する者とする。 （1）県内に本社又は営業所を有する者 （2）県内に購入した快適トイレを保管する資材置き場を有する者 （3）購入した快適トイレは、原則として長野県内のみの貸し出しとし、大規模災害時等に長野県から要請があった場合は優先的に避難所等へ設置することを誓約する者 （4）長野県との間で災害時等の応急対策に関する協定を締結している者又は同協定を締結している団体に属する者 2 この要綱において「快適トイレ」とは、別表1における「快適トイレの標準仕様」の項目「快適トイレに求める機能」及び「付属品として備えるもの」を満たすものをいう。 3 この補助金の対象経費、補助率及び補助限度額は、次の表のとおりとし、補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。	
補助対象経費	補助率及び補助限度額
快適トイレの購入に要する経費（輸送費、設置費を除く。）	対象経費の1／4以内。1事業所あたり15万円上限。

https://www.pref.nagano.lg.jp/bosai/documents/r5-kouhu_youkou.pdf

○信州防災アプリ

特徴 1

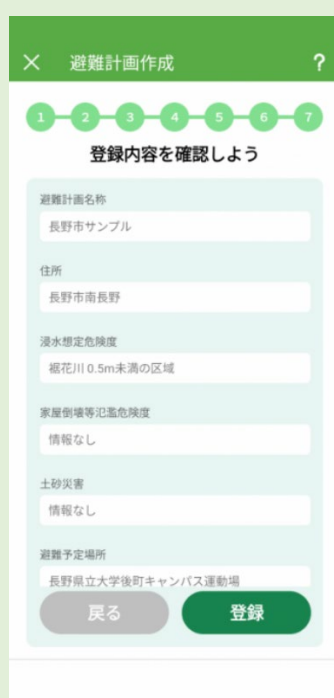
TOP 画面に情報を集約



- ハザードマップで、水害や土砂災害の危険度がわかる。
- 位置情報に基づき、現在地の危険度がすぐに判明！
- リアルタイムに河川状況や避難先の情報を検索できる！

特徴 2

「私の避難計画」（マイ・タイムライン）を簡単に作成！



- 自分や家族の避難計画を簡単に作れます。
- アプリで避難開始地点の危険度や避難場所候補を呼び出せるので、一から調べなくてOK。
- 作った計画は、LINE で家族と共有できる！

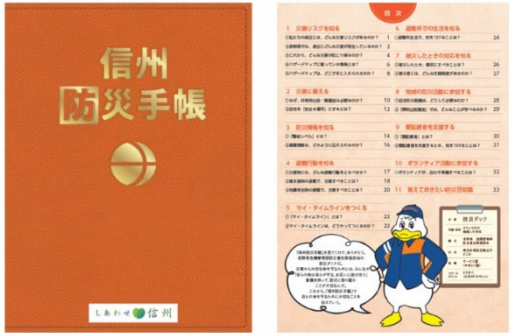
特徴 3

避難情報をプッシュ通知、避難計画を自動表示！



- 登録した市町村の避難情報をアプリがお知らせ。
- 作成した避難計画を、TOP 画面に自動表示。あなたの避難を支援します！

○信州防災手帳



c 長野県災害福祉広域支援ネットワーク

長野県では、行政と、県単位で設置されている福祉事業者の団体や、職能団体からなる「長野県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」を設置し、大規模災害時において避難所、福祉避難所等において、福祉・介護等のニーズ把握や応急支援などを担う高齢者支援・障害者支援・母子支援等の福祉専門職の混成チームである「長野県災害派遣福祉チーム（長野県ふくしチーム）」を養成している。

「長野県ふくしチーム」は、大規模災害の際に県の要請を受けて 被災市町村にチームを派遣するなど、災害支援の充実に努めている。また、災害時だけでなく平常時から長野県ふくしチーム養成研修・訓練への参加、地域の防災訓練や行事等への参加、災害に備える平常時の地域づくりへの協力などにも取り組んでいる。



【構成員】

(行政等)	
長野県・長野県市長会・長野県町村会・長野県共同募金会	
(事業者団体等)	
長野県社会福祉法人経営者協議会	長野県救護施設協議会
長野県高齢者福祉事業協会	長野県老人保健施設協議会
長野県宅老所・グループホーム連絡会	長野県身体障害者施設協議会
長野県知的障がい福祉協会	長野県社会福祉士会
長野県児童福祉施設連盟	長野県精神保健福祉士協会
長野県介護福祉士会	長野県医療ソーシャルワーカー協会
長野県介護支援専門員協会	長野県看護協会
長野県相談支援専門員協会	長野県助産師会
長野県社会福祉協議会	長野県保育連盟

長野県災害派遣福祉チーム

活動時の愛称: 長野県ふくしチーム

4信で
チーム
構成



大規模災害時において
避難所、福祉避難所等において、
福祉・介護等のニーズ把握や
応急支援などを担う
高齢者支援・障がい者支援・母子支援等の
福祉専門職の混成チームです。

活動内容 ～災害時だけでなく平常時から活動しています～

平常時

- 長野県ふくしチーム養成研修・訓練への参加
- 地域の防災訓練や行事等への参加
- 災害に備える平常時の地域づくりへの協力 など

災害時

- 避難所環境の整備（段差をなくす、通路の確保など）
- 高齢者や障がい者など配慮を要する方への聞き取り（必要に応じ福祉避難所へ繋ぐなど）
- 関係機関への受け入れ、相談などのコーディネート
- 配慮を要する方からの相談対応および応急的な介護等の支援
- 市町村、医療介護班、保健活動班などと連携した要配慮者の支援 など



https://www.nsyakyo.or.jp/vc/saigai_volunteer/network/

<https://www.nsyakyo.or.jp/upload/dff33919af539fa59a404020969d73e616ddc264.pdf>

d 令和5年度長野県総合防災訓練

防災関係機関の災害への対応に関しては、災害対策基本法、防災基本計画、その他の各種規定等に基づき防災訓練を行うことが定められている。

まず、国の防災基本計画と長野県地域防災計画においては、平常時から避難行動要支援者名簿に記載等されている情報の提供を行い、多様な主体の協力を得ながら、避難訓練を行うこと、また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、避難訓練の実施等を一層図るものとされている。

また、防災訓練を総合的かつ計画的に実施する際の指針を示す令和5年度総合防災訓練大綱では、要配慮者や避難行動要支援者に係る訓練の実施を、また、避難行動要支援者名簿を活用しての訓練の実施や、個別避難計画の実効性を確認する訓練の実施などを求めている。

このようなことを受けて、長野県では、避難生活の環境向上に配慮した避難所開設・運営訓練を実施している。この訓練の中で、要配慮者スペースの和室においては、聴覚に障害の方の参加を得て訓練を実施しており、合理的配慮（手話通訳・要約筆記通訳）の提供を行った。

避難所環境改善（Ｔ・Ｋ・Ｂ）のほかに、障がい児・者、高齢者、子供など要配慮者に対する配慮及び女性専用更衣室・トイレ・授乳スペースなど女性の視点に立った避難所の生活環境を設置する。

The floor plan is divided into two main sections: 1st Floor (1階) and 2nd Floor (2階).

1階 (1st Floor):

- Left Wing:** Includes a large area for "要配慮者用スペース" (Space for Persons Requiring Special Consideration) with sub-rooms "日本間3", "日本間2", and "日本間1". Below this is a "健康観察相談コーナー" (Health Observation Consultation Corner). Further down are restrooms, a shower room, a reception corner, and a multi-purpose room.
- Center:** Features a "運営本部受付" (Operations Main Reception) and a "多目的トイレ" (Multi-purpose Toilet).
- Right Wing:** Contains the "避難所開設・運営" (Disaster Relief Facility Opening and Operation) area, which includes a "ホール" (Hall) and a "ステージ" (Stage). A "妊産婦専用" (Pregnant Women Only) area is also designated. Restrooms and a "多目的トイレ" are located near the stage.

2階 (2nd Floor):

- Left Wing:** Includes a library ("図書室"), a multi-purpose room ("多目的室"), and a meeting room ("202会議室").
- Center:** Features a "感染症用スペース" (Space for Infectious Diseases).
- Right Wing:** Contains the upper part of the hall ("ホール上部"), a stage ("ステージ上部"), and an air conditioning equipment room ("空調機械室").

長野県が、県単位の団体と協定を結ぶことで、災害時等において、必要がある場合には、避難支援等を含む災害対策基本法の規定に基づく防災に関する業務の実施に必要な援助を協定の締結先に協力を依頼することができるものとする。市町村が個別に協定を締結することなく地域のリソースへのアクセスのハードルを下げるための既存の枠組みがあるので、今後、このような枠組みの活用について検討も含めて考えていく必要もあるのではないと思われる。

○災害時等における隊友会の協力に関する協定（平成21年9月11日付け長野県・社団法人隊友会長長野県隊友会）（抄）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、乙の社会貢献活動の一環として、長野県内において、通常の社会生活を営む中で、また、第1号に掲げる災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合並びに第2号及び第3号に掲げる事態（以下「災害時等」という。）において、災害時等における協力（以下「協力」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災害対策基本法」という。）第2条第1号に定める災害

（2）及び（3）（略）

（自主的な災害情報等収集協力）

第2条 乙は、自主的な協力として、次の情報を甲に提供するための活動を行う。

（1）災害に結びつく異常兆候情報

（2）災害時等における被災情報、避難情報、救援情報

（3）その他必要と認められる情報

2 （略）

（依頼による協力）

第3条 甲は、災害時等において、必要があると認めるときは、次に定める協力を乙に依頼することができるものとする。

（1）災害対策基本法の規定に基づく防災に関する業務の実施に必要な援助。

（2）武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）の規定に基づく国民の保護のための措置の実施に必要な援助。

（3）その他必要と認められる業務。

2 （略）

（略）

愛知県の関連施策

a みずから守るプログラム地域協働事業

愛知県では、水害に対して無関心な住民層に“気づき”を提供し、“気づき”を得た住民が、水害の恐ろしさやしくみを“理解”し、いざ水害が発生したときには的確な“判断”と正しい“行動”ができるよう、スパイラルアップしていけることを目指した「みずから守るプログラム」を 2011 年度から実施しており、地域協働事業として、「手づくりハザードマップ作成」と「大雨行動訓練」を実施している。

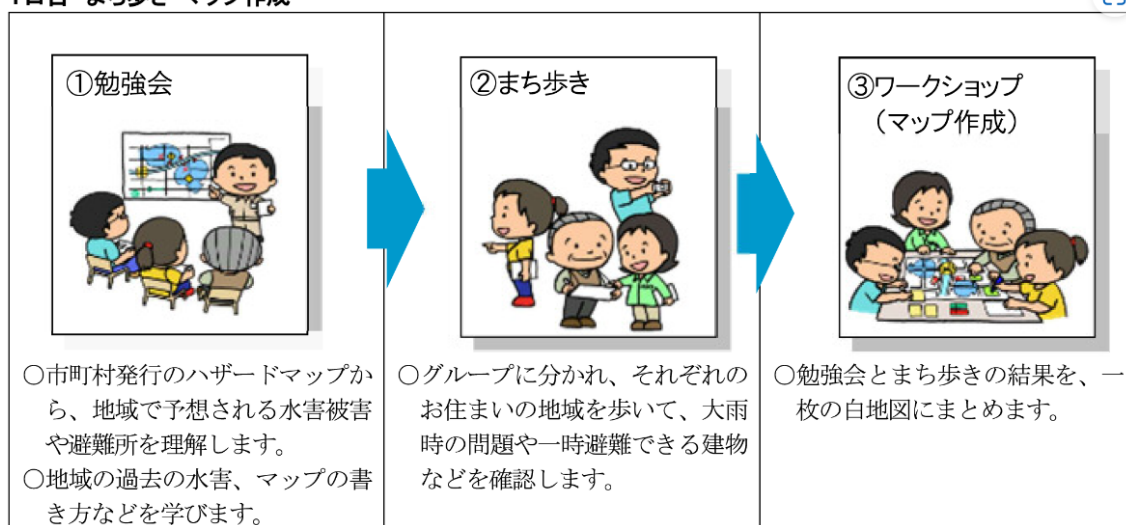
水害に対する地域の危険を洗い出して確認し、どの情報に基づき避難をすれば命を守ることができるのかを学べるプログラムとなっており、これまでに愛知県内の 280 を超える地区で実施いただいている。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/mizupuro-title-20220126.html>

・ 手づくりハザードマップ作成支援業務

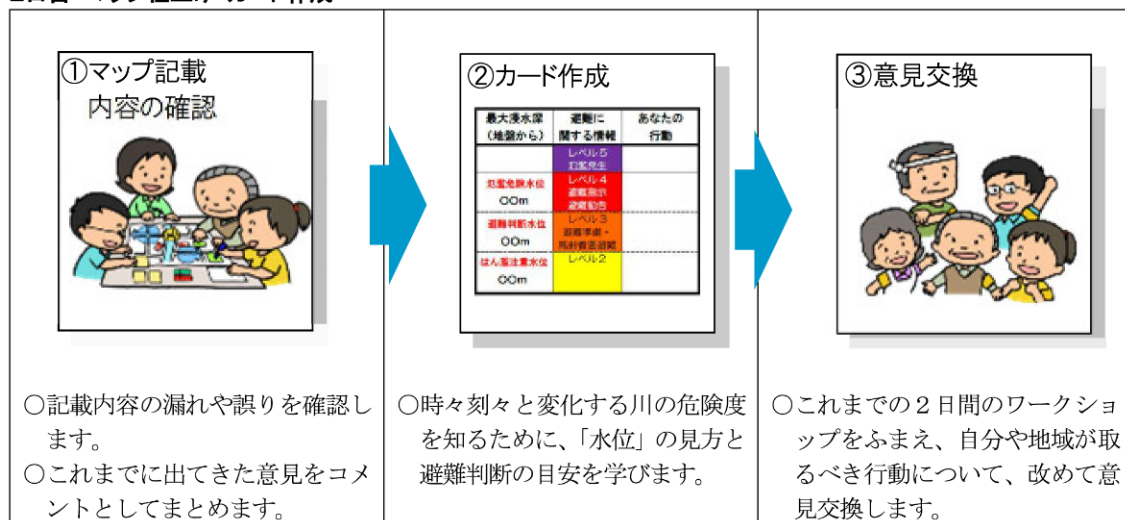
市町村の発行する洪水ハザードマップを学び、そうした状況になる前の地域独自のまだ避難ができる早期浸水状況を記した地域独自のマップを作成する。また、災害避難カードや個人の避難行動計画であるマイ・タイムラインも作成する。

1日目 まち歩き・マップ作成



グループに分かれていた地図が、1枚にまとまります。

2日目 マップ仕上げ・カード作成



- ・ 大雨行動訓練実施支援業務（伝達訓練編）
避難情報の伝達および手作りハザードマップをもとに実際に避難所へ移動する訓練を行う。
- ・ 大雨行動訓練実施支援業務（避難判断編）
水害は、雨量や水位に応じて刻々とリスクが変化し、そのリスクも住まいの条件（地形、建物、河川との距離等）によって、地域一様ではないことから、水害の進展を体験しながら、どの局面で避難判断を行い、どのようなタイミングで避難行動を移すのかを、各個人が各々考える、体験シミュレーション型の訓練を行う。

b 美浜町避難行動要支援者個別避難計画の作成交付金

実効的な個別避難計画を作成するためには、福祉専門職などの避難行動要支援者の状況や、自主防災会などの住んでいる地域の状況をよく知る方の参画が重要である。一方、個別避難計画作成の取組に協力いただく場合、協力いただく方に時間を割いていただき、一定の負担をおかけすることになる。このような負担の軽減を図るため、負担に応じて経費の支払を行えるように、愛知県美浜町においては個別避難計画を作成する関係者に対して、町で経費を負担することを可能とするための仕組みを令和4年度に創設した。

○美浜町避難行動要支援者個別避難計画の作成交付金交付要綱（令和4年4月1日要綱）（抄）

（趣旨）

第1条 この要綱は、美浜町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）及び美浜町避難行動要支援者登録制度等実施要綱に基づき、避難行動要支援者個別避難計画（以下「個別計画」という。）を作成する避難支援等関係者に対する交付金（以下「作成交付金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（交付金の額）

第2条 作成交付金は、個別計画を作成した避難支援等関係者（以下「関係者」という。）

に対して、町が予算の範囲内で、交付するものとする。

2 前項の作成交付金の額は、別表のとおりとする。

別表（第2条関係）

区分	1件あたりの金額
新規作成手数料	3,000円
支援者(同居家族を除く。)一人当たりの変更に伴う更新手数料	1,000円

c 避難支援等実施者を平時からの防災ボランティア活動として募集する取組

愛知県美浜町では、個別避難計画における避難支援等を平時からの防災ボランティア活動として位置付け、避難支援等実施者をボランティアとして募集している。

同町では、令和4年7月からウェブサイトを通じて広く周知を図り、同年9月には広報紙への記事掲載を行い、さらに、町内に立地する学校などへの働きかけ、潜在看護師への働きかけ、元消防職員への働きかけなど様々な可能性にチャレンジしている。

「平時からボランティアになりませんか？」町では「避難支援者」を募集します

公開日 2022年07月29日

災害時に「避難行動要支援者」である高齢者や体の不自由な方等が、安全な場所へ避難するため、ボランティアを募集します。「避難支援者」は、それぞれの事情に合わせて作成する「避難行動要支援者 個別避難計画」(以下、「個別避難計画」という。)に基づいて避難支援等をしていただきます。なお、避難支援等は、義務でなく、ご自分の安全を確保した上で、無理のない範囲での実施となります。

避難支援者になるには

①「避難支援者」の登録申請

ご協力いただける方は、「避難支援者希望」と記載した上で、氏名、住所、連絡先を記載していただきます。登録方法は、次の4つからお選びください。

【窓口登録】 役場2階 防災課 窓口

【電話登録】 0569-82-1111(内線208)

【ファックス登録】 0569-82-4153

【メール登録】 bosai@town.aichi-mihama.lg.jp

②「避難行動要支援者」との顔合わせ

自主防災会や福祉関係者等を通じて「避難行動要支援者」との顔合わせのための日程調整を行います。その後、「避難行動要支援者」と顔合わせを行い、「個別避難計画」に支援者として記載することについてお互いに合意していただきます。

③ 個別避難計画の作成

自主防災会や福祉関係者等が、個別避難計画を作成します。

④ 個別避難計画の保管

作成した個別避難計画は、町に提出していただくとともに「避難支援者」、「避難行動要支援者」にそれぞれ保管していただきます。



<https://www.town.aichi-mihama.lg.jp/docs/2022071200019/>

d 身体障害者補助犬への対応

身体障害者補助犬とは、身体障害者が同伴する補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）で、身体障害者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬をいう。

身体障害者補助犬は、ペットとは異なるため法律に基づいた対応が必要であり、国、地方公共団体、公共交通事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、災害時に身体障害者が避難所などへ身体障害者補助犬を同伴して避難した場合には、身体障害者補助犬を拒んではならないことが法律で定められている（身体障害者補助犬法 第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等）。

ここでいう「同伴」とは、身体障害者を介助することを目的に付き添う（同伴する）ことと同様に、身体障害者補助犬が身体障害者とともにいることをいう。したがって原則として、身体障害者と身体障害者補助犬を分離せず受け入れるべきとされている。

盲導犬：視覚障害のある人が街なかを安全に歩けるようにサポートする。

介助犬：肢体不自由のある人の日常生活動作をサポートする。

聴導犬：聴覚障害のある人に生活の中の必要な音を知らせ、音源まで誘導する。

愛知県においては、身体障害者補助犬法や国（環境省）のガイドラインなどで以上のとおり示されたことを受け、「愛知県避難所運営マニュアル 資料集」において、次のとおり身体障害者補助犬について示し、避難所において身体障害者と分離せず受け入れるべきことを示している。

（避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法（抄））

区分	特徴	避難所での主な配慮事項				
		配置、設備	食料・物資	情報伝達	人的支援	その他
身体障害者補助犬を連れの人	補助犬同伴の受け入れは身体障害者補助犬法で義務付けられている。	補助犬同伴で受け入れる。ただし、アレルギーなどに配慮し別室にするなど工夫する。	補助犬用には、ドッグフード、ペットシーツなど飼育管理のために必要なもの（本人については別の項目を参照）	本人については別の項目を参照	補助犬関係団体など（本人については別の項目を参照）	補助犬関係団体へ連絡（本人については別の項目を参照）
補助犬とは盲導犬、介助犬、聴導犬のこと						

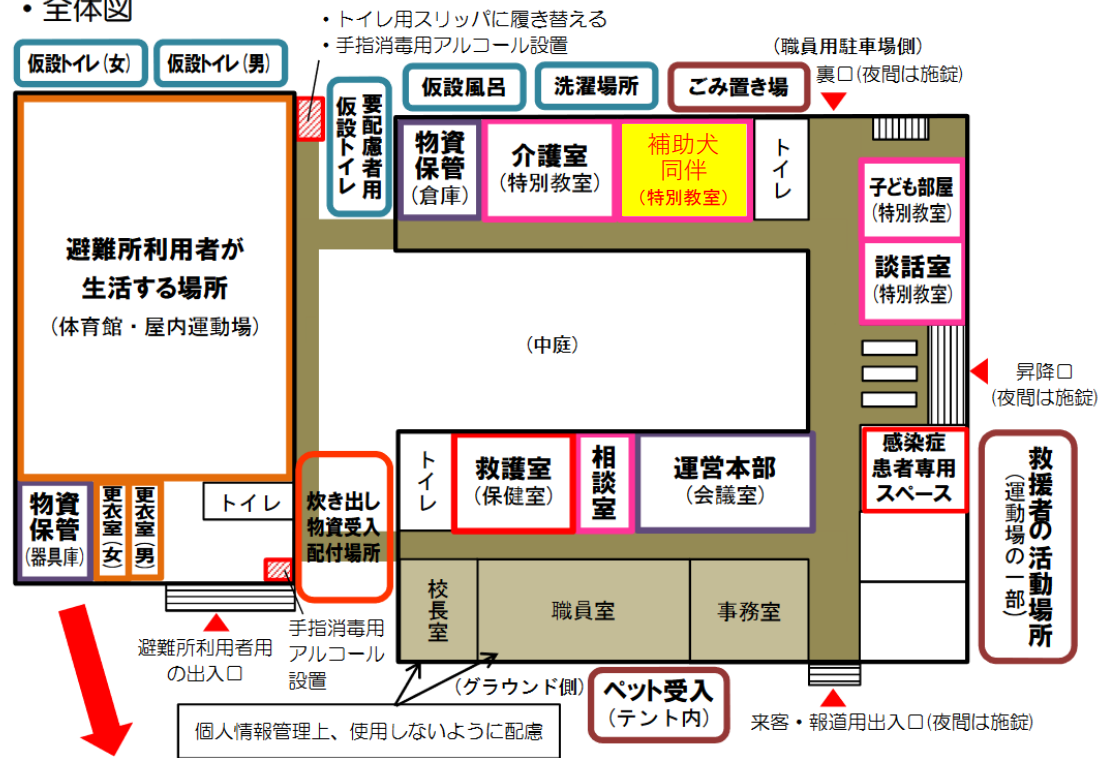
（避難所運営のために必要な部屋・場所（抄））

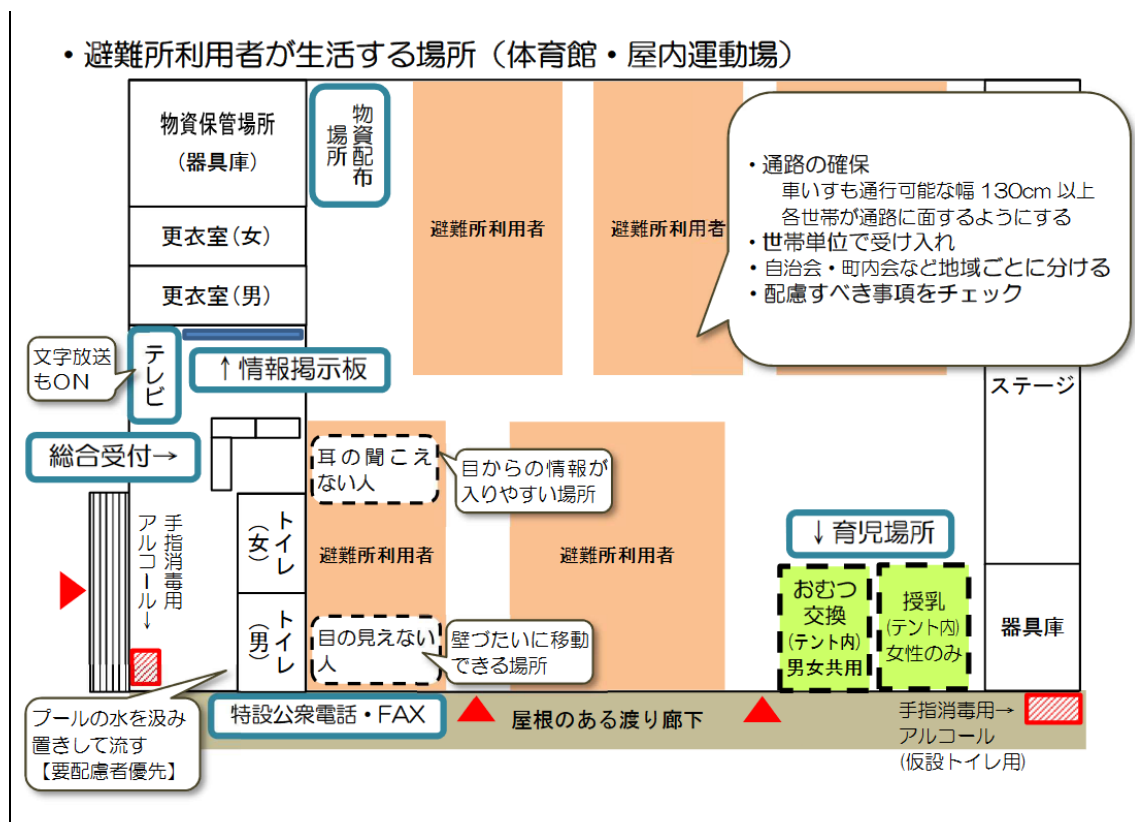
必要な部屋・場所	用途や設置のポイント	必要な設備
身体障害者補助犬同伴者用の場所	身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）同伴者が、補助犬とともに過ごすための部屋や場所。動物アレルギーのある人などに配慮し、できれば個室を用意する。	□毛布や敷物 □ペット用シーツ

(レイアウト例 (学校などの場合))

レイアウト例(学校などの場合)

・全体図





<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/263965.pdf>

e 愛知県防災会議

愛知県は、災害対策基本法に基づき、愛知県防災会議を設置し、地域防災計画を作成し、当該地域防災計画で定めた個別避難計画の作成など避難行動要支援者の避難支援等の実施に関して、その取組が進むよう市町村に対する支援を行い、管内の防災対策の推進を図っているところ。この会議には、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、愛知障害フォーラム、認定特定非営利活動法人アレルギー支援ネットワークからの参画を得て、福祉との連携を図るとともに、防災に関する政策決定過程への当事者の参画を得て、当事者の意見の施策への反映に努めている。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/bosai/0000013549.html>

f 総合防災訓練の実施

愛知県は、総合防災訓練での訓練項目の一つとして、福祉避難所開設運営訓練を安城市社会福祉協議会、同市自立支援協議会とうじしゃグループの参画を得て、当事者参画の下、同市中部福祉センターにて令和5年9月3日（日）に実施した。当該訓練においては、特定非営利活動法人愛知県盲ろう者友の会、一般社団法人愛知県聴覚障害者協会等の協力を得て、当事者参画の下、防災啓発を実施した。また、人工呼吸器など電源を必要とする医療器具を使用する避難行動要支援者にとっては、災害時の非常用電源が必要となるが、この点につい

て、今後、連携が期待される電動車両に関して、愛知県トヨタ EAST 株式会社や三菱自動車株式会社の協力を得て防災啓発を実施した。

<https://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/bosaibohan/shitorikumi/kunren.html>

g 災害時におけるタクシーによる緊急輸送等に関する協定

愛知県と愛知県タクシー協会及び名古屋タクシー協会は、愛知県内において地震、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合に愛知県内で地震等の大規模災害が発生し、被災市町村に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用され、愛知県-災害対策本部を設置した場合において、災害に伴う要配慮者、傷病者等の搬送業務などのタクシーによる緊急輸送等に関して協力を要請する際に必要な事項を定めた「災害時におけるタクシーによる緊急輸送等に関する協定書」を締結している。

県単位で設立された団体等と愛知県が協定を締結することで、愛知県の管内全域で、当該団体等からの支援を受けることが可能となる。このような取組により、管内の市町村が個別に協定を結ぶことなく管内市町村の住民（避難行動要支援者）に係る輸送手段を確保することが可能となり、市町村の負担の軽減が図られる。

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/488324.pdf> （第 15-2-392）

h 災害時における電動車両等の支援に関する協定

愛知県と西日本三菱自動車販売株式会社、北愛知三菱自動車販売株式会社、名南三菱自動車販売株式会社及び西尾張三菱自動車販売株式会社は、愛知県において大規模な自然災害が発生した場合に、相互に連携し、円滑に避難支援その他の災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与などについて協力を要請する際に必要な事項を定めた「災害時における電動車両等の支援に関する協定」を締結している。

県単位で設立された団体等と愛知県が協定を締結することで、愛知県の管内全域で、当該団体等からの支援を受けることが可能となる。このような取組により、管内の市町村が個別に協定を結ぶことなく管内市町村の住民（人工呼吸器など特に電源を必要とする医療機器を使用している避難行動要支援者）に係る非常用の電源を確保の円滑化が期待されるところであり、市町村の負担の軽減が図られる。

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/488324.pdf> （第 15-2-116）

i 外部給電可能な車両による災害時電力供給に係る訓練

愛知県では、県内のトヨタ自動車販売店等及び市町と連携して、「外部給電可能な車両による災害時電力供給に係る訓練」を令和 5 年 7 月に実施した。

（１）訓練日時 令和 5 年 7 月 13 日（木曜日）午後 1 時 30 分から午後 4 時頃まで

①図上訓練：午後 1 時 30 分から午後 2 時頃まで

②給電車派遣訓練：午後 2 時頃から午後 4 時頃まで

(2) 訓練場所

①図上訓練：愛知県自治センター 6 階 災害情報センター及び訓練に参加する市町の庁舎

②給電車派遣訓練：市町の避難所（各市町 1 か所）

(3) 主催

愛知県、関係市町、愛知県トヨタ自動車販売店、トヨタモビリティパーツ（株）愛知支社

(4) 参加機関（22 機関）

愛知県、一宮市、刈谷市、豊田市、犬山市、常滑市、小牧市、知立市、田原市、あま市、長久手市、大口町、東浦町、愛知トヨタ E A S T（株）、愛知トヨタ W E S T（株）、N T P 名古屋トヨペット（株）、トヨタモビリティ中京（株）、トヨタカローラ愛知（株）、トヨタカローラ名古屋（株）、ネッツトヨタ中部（株）、トヨタモビリティ東名古屋（株）、トヨタモビリティパーツ（株）愛知支社

(5) 訓練想定

○駿河湾を震源とする地震が発生し、県内では最大震度 7 を観測した。市町村は避難所を開設し、被災した住民が多数避難している。

○地震発生から 1 日経過し、津波注意報・警報は解除されたが、県内の広域にわたって停電しており、復旧の見込みが立たない状況であることから、市町村では電源を確保するために外部給電車の派遣要請を検討する。

愛知県では、愛知県内のトヨタ自動車販売店、トヨタレンタリース店、トヨタホーム店及びトヨタ自動車株式会社との間での地域活性化に関する包括連携協定（2020 年 1 月 14 日締結）の連携項目の一つとして「防災・災害サポート」を掲げている。

トヨタ自動車株式会社等との調整により、大規模災害時に、トヨタ自動車販売店等が停電した避難所等に外部給電可能な車両を派遣し、避難者の生活環境の確保を図る取組を行うこととしている（令和 5 年 4 月 5 日公表）。

j 災害時における隊友会の協力に関する協定

愛知県と公益社団法人隊友会愛知県隊友会は、愛知県内において地震、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害時における被害情報、救援情報、その他必要と認められる情報の提供、災害対策基本法の規定に基づく災害応急対策に必要な援助、その他必要と認められる業務について協力を要請する際に必要な事項を定めた「災害時における隊友会の協力に関する協定」を締結している。

県単位で設立された団体と愛知県が協定を締結することで、愛知県の管内全域で、当該団体からの支援を受けることが可能となる。このような取組により、管内の市町村が個別に協定を結ぶことなく管内市町村の住民（避難行動要支援者）が円滑に避難支援等の支援を受けることが可能となり、市町村の負担の軽減が図られる。

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/488324.pdf>

（第 15-2-99）

滋賀県の関連施策

a 「ひとがつながる」災害対策

～災害時における要配慮者の避難支援の手引～

滋賀県では、高齢者や障害者など、災害時に福祉的な配慮や支援が必要となる（要配慮者）の避難支援についての取組を広くお知らせするため、「災害時における要配慮者の避難支援の手引」を作成している。

いざ！ といふ時のために **今からできることが、あります！**

災害は突然やってきます。今、支援が必要なる人も、これから必要になるかもしれない人も。みんなが助かるために、災害から命を守る方法を正しく知り、しっかりと備えましょう。

今日からできることが、きっとあります。下の例を参考にしながら、少しずつ、進めていきましょう。

- 自宅でのケガを防ごう**
 - 家具の転倒防止の器具をつける
 - ガラスの飛散防止用フィルムを貼る
 - 部屋に懐中電灯と靴を準備
 - 出口をふさがないような家具の配置
- いのちをつなぐ品をそろえよう**
 - 食料・水（1週間分くらい）
 - いつもの薬、お薬手帳
 - 防災袋
 - 生活必需品（メガネ、補聴器、入れ歯など）
 - 携帯電話・充電器
- すみやかな避難のために備えよう**
 - 緊急時の連絡方法を確認
 - 名簿の情報提供に同意
 - 避難支援に必要な情報を提供
 - 避難所までの道順や危険を確認
 - 避難所生活の注意点を確認

●近所と「つながり」を作ろう

- 自治会や自主防災組織に参加する
- 保健・福祉の関係職員とつながる
- 民生委員・児童委員とつながる
- 地域行事に参加し近所とつながる

●訓練等に参加しよう

- 防災の講習会に参加
- 市や地区の防災訓練に参加
- 防災計画の策定に参加

メールでしらせをしつづけて安全・安心な避難

避難所では、身の回りの危険に関する情報を電子メールで配信しています。

- ・地震発生情報
- ・気象情報、河川情報
- ・避難情報
- ・防犯・交通安全情報など

<http://www.pref.shiga-info.jp>

「ひとがつながる」災害対策
～災害時における要配慮者の避難支援の手引～

地域の人を、地域が支えて、災害から命を守り、みんなが助かるため。配慮や支援が必要とする人と支援をする人が、どのように支援の体制づくりを進めていけばよいかをまとめました。この手引を御活用いただき、災害に備えましょう。

滋賀県
(平成28年3月発行)

個人情報の扱いは、大丈夫？

名簿に名前を載せるのは不安… 名簿を預かるのは大丈夫…

災害時は、まず「誰を支援するのか」を決めることが重要です。そのスタートが「避難行動要支援者名簿情報の提供」です。でも、名簿は個人情報なので「悪用されたら」という不安があるのも当然です。だからこそ、安心して情報が預けられるように、地域でしっかりと管理する「仕組み」をつくり、名簿を活用しながら顔の見える「つながり」を強くすることが大切です。

管理ルール
あらかじめ決められた管理者がしっかりと管理する

更新ルール
毎年決められた時期に新しく見直し転居など不要になった情報はすぐに消去する

保管ルール
名簿は個人情報として厳格に管理するデータはパスワードをかけておく災害時の支援以外の目的で使わないことを文書にしておく

閲覧ルール
指定された支援者以外には絶対見せないコピーをとらない

※ルールは市町村により異なります。お住まいの市町村に確認ください。

Q 名簿情報の提供に同意した人は必ず助けられるの？

A 同意の有無にかかわらず、災害時にはお互いに助け合うことが基本です。また逆に、同意があっても状況により必ず助けてもらえるとは限りません。それでも、事前に支援すべき内容や留意点がわかっているほうが、速やかで適切な支援につながり、助かる確率がより高まります。情報提供への同意をぜひお願いします。

Q 周囲の人に家庭内の状況を知られるのは気が進まない…

A 災害時には、家族がたまたま不在の場合や、家族自身が支援を必要とする場合もあります。そんな時にも、安否を気遣い、訪問してくれるような頼もしい近所のかたがいれば心強く思えます。災害対策をきっかけに、日頃からあいさつをかわすなど、地域との付き合い合いを広げてみてはいかがでしょうか。

Q 要配慮者本人が、同意や情報提供ができる状況にないのですが…

A 名簿の情報提供には、要配慮者本人の同意が不可欠です（原則として本人の同意がないと支援者に提供できません）。ただし、状況によっては代理での同意も可能な場合があります。市町の担当課へ個別にご相談ください。

個別計画、作れるかしら？

誰が作るの？ どうやって作るの？

個別計画（一人ひとりの避難計画）は、地域のみならず安全に避難するために「どんな助けが必要か」「誰が支援するのか」をはっきりさせながら、少しずつ作成していきます。

私は、互が関心さずばないで、避難情報を知らせにきてもらえるとありがたい。

お話を聞いたり協力できますよ

計画を立てるコツ

災害の種類により、避難方法もタイミングも変わります。次のような点に気をつけながら決めていくと良いですよ。

- ・担当者や支援者数にしておく
- ・避難支援者の事情に配慮し、役割分担する
- ・考えを押し付けず
- ・要配慮者本人も参加する
- ・訓練で試しながら改良する
- ・一度に解決しようとしすぎない（決められることから始める）

地域のみならずの協力なしには作ったり管理したりできないんです。よろしくおねがいします！

Q 支援してくれる人を見つからなかったら？

A 自治会や自主防災組織などの団体を支援者とできる場合もあります。日頃から地域のみならず、顔の見える関係を作るようにしましょう。

Q あれこれ支援してほしいと言われても困ってしまう…

A 「お互いさま」の支えあいですが、無理せずできる範囲で協力しましょう。むしろ「なんでも任せ」といった約束はやめましょう。事故やトラブルのもとです。

Q どんな支援が必要なのかよくわからない…

A 必要な支援については、要配慮者本人や御家族と相談しながら、一緒に考えていきましょう。

Q 支援した際にケガをさせてしまったときの賠償責任はどうなるの？

A 助けられなかった場合でも、避難支援者が責任を負うことはありません。なお、保険の適用（保険料の支払の必要）もありません。

b 大津市地域福祉計画・地域福祉活動計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画であり、地域の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定める計画であり、「地域福祉活動計画」は、市町村社会福祉協議会が社会福祉法第 109 条の規定に基づき策定する、地域住民や社会福祉・保健関係団体や事業者等が主体的に地域で進めていく取組が盛り込まれた民間の行動計画であるため、市及び市社協の策定する「大津市地域福祉計画」と「大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画」は、主体こそ相違するものの、ともに地域福祉の推進を目的としてお互いに補完・補強しあう関係にあることから両計画を一体的に策定し、地域福祉の課題に対する行政の役割と市社協の役割を整理しつつ、同じ理念や方向性のもと、市及び市社協が連携して地域福祉を推進している。



市町村地域福祉計画の策定ガイドラインにおいては、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として「地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項」が示されており、当該事項の一つに「避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策」が挙げられており、市町村の庁内・庁外において福祉と防災の施策を連携させて平時から避難行動要支援者名簿の活用を進めることが必要である。

また、同ガイドラインにおいては、福祉に関する計画はもとより、関係する他の計画（例えば、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定される市町村地域防災計画等）の策定の際には、地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野については、地域福祉計画にも位置付けるなど地域福祉計画を積極的に活用していくことも考えられることが示されている。

滋賀県大津市においては、これらのことを踏まえて、地域福祉計画・地域福祉活動計画において、日頃から地域での助けあい・支えあいの関係を築き、災害時には要援護者の安否確認や支援を行なえる体制づくりを進めることとしている。また、災害ボランティアセンターの充実を図るとともに、各地域における防災訓練への支援や個別避難計画の作成等を推進し、さらに、誰もが安心して避難生活を送ることができるよう、災害時に一般の避難拠点での避難生活が困難な方を受け入れる福祉スペース等の確保や福祉避難所の体制整備に取り組むこととしている。

大津市においては、地域福祉計画に基づき、防災、福祉、保健などの関係する部局、課室、社会福祉協議会が連携して要配慮者の支援に次のとおり取り組むこととしている。

市 が取り組むこと

① 災害時にも安全・安心に避難できる関係づくりに取り組みます

地域の自発的な防災活動に関する事項を定めた「地区防災計画」の策定や地域が主体となって実施する防災訓練への支援や個別避難計画の作成等、各地域における自主防災組織等とその他の地域団体とが連携し、地域で災害時に支えあえるしくみを築いていきます。

主な取組

- 1) 地区防災計画の作成
- 2) 個別避難計画の作成
- 3) 地域防災力充実強化事業
- 4) 常設災害ボランティアセンター*の支援

市社協 が取り組むこと

① 災害時の支援体制強化を図ります

災害発生時に速やかに災害支援が効果的に推進できるよう、災害ボランティアセンターの機能強化並びに災害規模に応じた支援が展開できる体制づくりを構築します。

主な取組

- 1) 常設災害ボランティアセンターの運営
- 2) 災害ボランティア養成講座の開催

市 が取り組むこと

② 避難後も安心できる避難所の整備を行います

発災時に、避難所における良好な生活環境が確保されるよう食糧や飲料水、トイレや毛布等生活関連物資の配布及び保健福祉サービスの提供等すべての市民が安心して安全に過ごせるよう整備を行います。

主な取組

- 1) 避難所の体制整備
- 2) 福祉避難所の運営

市社協 が取り組むこと

② 地域の助けあい、支えあいの体制強化を図ります

災害時にも身近な地域で助けあい、支えあいが図れるよう「学区災害ボランティアセンター(サテライト)」を設置し、災害ボランティア活動及び被災者支援センターの開設、運営を関係団体と協力して行います。

主な取組

- ① 1) 学区サテライト設置訓練
- 2) 防災出前講座

c 滋賀県地域福祉支援計画

社会福祉法においては、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとしている。

都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインにおいては、計画策定の態勢と過程について、関係する他の計画（例えば、災害対策基本法に規定される都道府県地域防災計画等）の策定の際には、地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野については、支援計画にも位置付けるなど、支援計画を積極的に活用していくことも考えられることが示されている。

滋賀県では、社会福祉法第 108 条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、市町が策定する地域福祉計画の達成に資するために、各市町に通ずる広域的な見地から、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、市町の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項、福祉サービスの適切な利用の推進のための基盤整備に関する事項などを一体的に定めるものであり、また、滋賀県基本構想を上位計画とし、県の分野別計画等と整合および連携を図りながら定めている。

滋賀県においては、地域福祉支援計画に基づき、防災、福祉、保健などの関係する部局、課室が連携して要配慮者の支援に次のとおり取り組むこととしている。

① 避難行動要支援者名簿の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の策定 - 避難行動要支援者となる高齢者、障害者、子ども、妊産婦・乳幼児、医療等を必要とする在宅療養者、外国にルーツを持つ人等の災害時の避難行動について実効性のある個別避難計画の策定支援および災害時に速やかに安否確認や避難ができる体制づくりを進めます。 - どこの地域にどのような医療的ケア児・者がおられるか把握し、円滑かつ確実に支援できる体制の構築を図ります。 - 災害時に自力避難や状況の把握が困難、あるいは困難な可能性があることから、地域住民などの連携による自主的な防災活動が大切です。そのため、要配慮者支援の重要な担い手である自主防災組織に対し、研修会の開催、情報提供、技術支援を行うとともに、消防団、福祉専門職、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO等との協働体制の構築について、市町の取組を支援します。	③ 避難所における福祉的配慮の推進 - 避難所において、要配慮者や男女のニーズの違い、視点等に配慮し、だれもが安心して利用できる避難所の体制整備を促すとともに、避難所での避難生活の質の向上を図る物資および避難所における感染症対策に資する災害備蓄物資の充実を進めます。 - 緊急時の電源の確保や避難所となる福祉施設での物資の備蓄、避難所のバリアフリー化、障害特性を踏まえた避難所運営など、災害への備えが進むよう取り組みます。 - 高齢者、障害者、子ども、妊産婦・乳幼児、医療等を必要とする在宅療養者、外国にルーツを持つ人、女性、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人等要配慮者の視点を取り入れた避難所チェックリスト等により、要配慮者が安心して過ごせる避難所の整備、運営ができるよう市町を支援します。
② 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定・訓練の実施 - 災害時における避難行動要支援者の避難先を確保するため、市町における福祉避難所の指定の促進を図るとともに、市町を越える広域的な避難等に備え、広域福祉避難所として社会福祉施設や福祉団体との協力協定の締結を進めます。 - 要配慮者の避難および避難生活について、関係者が連携して支援を行うことができるよう、当事者も含めた避難支援関係者による平常時からのネットワークの構築に取り組みます。 - 市町の地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設における避難確保計画が作成され、避難訓練が実施されることにより、災害時の避難体制が確立されるとともに、円滑かつ迅速な避難の確保が図れるよう支援します。	④ 福祉避難所の機能確保 - 市町に対して福祉避難所の開設訓練等の実施を働きかけるなどにより、発災時に福祉避難所が機能するよう取り組みます。 - 要配慮者の市町域を越える避難が必要となる場合に備え、福祉避難所の広域利用について計画を策定し、施設の指定や管理者との協定の締結などの準備を進めます。

d 大津市個別避難計画作成の手引き

滋賀県大津市では、避難行動要支援者のうち、土砂災害（特別）警戒区域内あるいは大河川流域（瀬田川、大戸川、草津川）で想定浸水深 0.5m 以上の区域内のいずれかにお住まいの方を優先作成対象者とし、令和 7 年度末の計画作成完成を目指し取り組んでいるところ、計画の作成については、対象者の方々の状況等をよく把握しておられる、保健・福祉・医療専門職の御協力を得ながら、実効性のある個別避難計画の作成を進めていきたいと考えていることから、専門職の方々に、円滑に計画作成を進めていただけるよう、大津市において報償費を予算計上するするとともに、「大津市個別避難計画作成の手引き」を作成し負担の軽減を図っている。

個別避難計画の取組は、取組の中で初めて見えてくることも多く、最初から完璧なものを目指すのではなく、まずは取組を始め、だんだんとよいものにしていくことが重要であり、手引きについても、逐次見直しを図っている。

大津市における優先作成対象者の計画作成の概要

災害対策基本法による対象者（第49条の14第1項）
避難行動要支援者名簿掲載者（約10,000人）

国の「取組指針」（P66）より、計画作成優先度の高い対象者をハザードリスクで特定
土砂災害（特別）警戒区域
大河川（瀬田川・大戸川・草津川）想定浸水深0.5m以上
のハザードエリアに居住される方に同意確認書の発送

担当の福祉専門職等
がおられる方

専門職に依頼

※チェックシートの結果から作成の優先順位を決定し、よりハ
イリスクの方から作成を開始

避難先施設や地域住民
との調整が必要な場合

地域調整会議等
を実施して計画
作成を進める

避難先施設や地域住民
との調整が必要な場合

担当の福祉専門職等
がおられない方

自分で作成

必要に応じて市が支援

計画作成の流れ（全体）

1. 計画作成に向けた準備（専門職）
県や市が開催する研修の受講、本市が配布するテキストによる学習等
2. 対象者の抽出と同意確認（大津市）
市が優先作成対象者を抽出し、計画作成と情報提供の同意確認を実施します。
3. プレ印刷済みの計画配布（大津市）
基本情報をプレ印刷した計画書を、担当の専門職様宛持参し作成を依頼します。
4. 計画作成開始（専門職）
チェックシートを作成し市へ提出した後、計画のプランク項目を埋めていきます。
5. 地域調整会議の必要性検討（専門職）
本人や家族への聞き取りだけでは項目が埋まらない場合、市へ相談します。
6. 完成した計画の共有（専門職）
避難支援等関係者と計画を共有します。また計画を適性に管理します。
7. 報酬について（専門職）
完成した計画を市へ提出するとともに、報酬の請求を行います。
8. 避難支援等実施者向けの損害賠償保険について（大津市）
市負担にて避難支援等実施者向けの損害賠償保険に加入いたします。

7. 報酬について（専門職）

報酬の体系

計画が完成したら、その原本を市へ提出するとともに、報酬の請求を行います。大津市における報酬の体系は以下のとおりとなっています。

		新規作成時
計画が完成した場合の報酬	調整会議等および実地検証とともに実施し計画書が完成した場合	7,000円
	対象者の状況により実地検証を実施せず、調整会議等のみを実施して計画書を作成した場合	5,600円
	対象者の状況により調整会議等を実施せず、実地検証のみを実施して計画書が完成した場合	4,900円
	対象者の状況により調整会議等および現地での実地検証とともに実施せず計画書が完成した場合	3,500円
計画作成を中断した場合の報酬	調整会議等を実施したが計画作成を中断し仮計画書を作成した場合	5,600円
	調整会議等を実施せず仮計画書の作成となった場合	3,500円

※請求書には「地域調整会議等実施報告書」兼「実効性確認検証結果報告書」を添付することとし調整会議等及び実地検証の実施状況を確認する。

作成した計画は定期的（おおむね1年毎）に内容を確認し、必要に応じて更新します。また、対象者の状態の変化によっては1年を待たず、適宜計画の更新を実施します。

		更新時
計画が完成した場合の報酬	調整会議等および実地検証とともに実施し計画書が完成した場合	4,200円
	対象者の状況により実地検証を実施せず、調整会議等のみを実施して計画書を更新・修正した場合	2,800円
	対象者の状況により調整会議等を実施せず、実地検証のみを実施して計画書が完成した場合	2,100円
	対象者の状況により調整会議等および現地での実地検証とともに実施せず計画書が完成した場合	700円
計画作成を中断した場合の報酬	調整会議等を実施したが計画作成を中断し仮計画書を作成した場合	2,800円
	調整会議等を実施せず仮計画書の作成となった場合	700円

※請求書には「地域調整会議等実施報告書」兼「実効性確認検証結果報告書」を添付することとし調整会議等及び実地検証の実施状況を確認する。

e 避難支援等実施者向けの損害賠償保険について（大津市）

滋賀県大津市では、個別避難計画における避難支援等実施者となっている住民の皆さまが安心して活動に参加いただけるよう、避難支援等実施者が損害賠償責任を負った場合や、避難誘導中に死亡や怪我等をされた場合に備え、市の負担で損害賠償保険に加入をしている。

加入対象者は計画作成対象者が、小児慢性特定疾病及び特定医療費（指定難病）受給者のうち、寝たきり及び人工呼吸器、吸引器、酸素濃縮器をご利用の方の避難支援等実施者、又は、土砂災害（特別）警戒区域内または大河川流域で浸水想定深 0.5m 以上の区域内に居住している下記の条件に該当する方の避難支援等実施者としている。

- ①介護保険における要介護 3・4・5 の認定者
- ②身体障害者手帳の 1 級・2 級の所持者
- ③療育手帳の A1・A2 の所持者
- ④民生委員が把握している高齢者等のうち、避難行動に支援が必要と判断された方

制度の内容

防災活動に参加中に発生した損害賠償責任とケガを補償する制度です。

【損害賠償責任の事故】

他人にケガを負わせてしまったり、ものを壊してしまったことにより発生する法律上の損害賠償責任

【ケガの事故】

急激かつ偶然な外来の事故により発生した避難支援者自身のケガ

対象となる防災活動

自治体が避難情報を発令し避難所を開設している、災害が発生している又は災害発生のおそれがある状況で、以下の避難支援活動に従事していること

- ・避難支援、避難誘導
- ・避難所開設準備中、避難所開設支援中
- ・出火防止など最低限の初動
- ・負傷者の救出、救護
- ・情報の収集、伝達
- ・飲料や食料の配布、給水活動、給電活動、炊き出し
- ・上記以外の避難支援に類する活動
- ・避難訓練（避難訓練の場合は発令等不要）

	保険金の種類		保険金額
ケガの補償	死亡保険金		1, 0 0 0 万円
	後遺障害保険金		1, 0 0 0 万円 (最大)
	入院保険金額		6, 5 0 0 円
	手術保険金	入院中の手術	6 5, 0 0 0 円
		外来の手術	3 2, 5 0 0 円
	通院保険金額		4, 0 0 0 円
賠償責任の補償	保険金額		5 億円

防災訓練は、避難の実効性の向上を図る機会となるだけではなく、自らの住む地域の災害リスクを知り災害を自分ごととして捉える機会であり、避難行動要支援者のことを知り、個別避難計画を考える機会となる等、自分の住む地域の防災に関する様々な気づきを与える契機でもある。このことから、防災、保健・福祉・医療に関係する団体の参画を得て、訓練の実施にあわせて、普及啓発にも取り組んだ。

関連する訓練項目としては、福祉避難所開設、運営訓練を大津市立の「膳所小学校」と通所施設である「やまびこ総合支援センター」で実施したほか、要配慮者（高齢者）の広域的避難の伝達訓練を大津市内の老人福祉施設等で実施した。また、大津市障害福祉課において聴覚障害者への対応に関する普及啓発を行ったほか、医療機器を必要とする避難行動要支援者の避難先における非常用電源として期待される電動車両からの給電デモンストラクションを三菱自動車株式会社と滋賀三菱自動車販売株式会社の協力を得て実施した。

[illegible]

141mm

C'

141mm

B'

A'

138mm (内側に折り込む面)

目 的

各防災機関、関係団体、企業、地域住民等の参加のもとに、総合防災訓練を実施し、災害時において関係者が連携して、迅速かつ的確に対応できる体制の確立と市民の防災意識の向上を図る。

主 催

令和5年度滋賀県総合防災訓練実行委員会
(滋賀県、大津市、大津市消防局)

場 所

訓練当日午前8時30分、大雨が降っている状況で、琵琶湖西岸断層帯を震源とする大規模地震が発生。大津市で震度6強を記録し、建物の倒壊、火災発生、液状化の発生、ガス・水道・電気・電話等ライフライン断絶、鉄道、道路、電線の断断等があり、多数の死者・負傷者が発生した。

参加機関等

参加機関：約120機関
参加人員：約2,500人
参加車両：車両261台

展示・PRブース (大津市生涯学習センター)

番号	団体名	主な展示内容
1	大津市赤十字会 救上自衛隊大津地区中隊分遣隊 滋賀県食品衛生協会 大津市救急隊、大津市保健所衛生課	災害時救急出し訓練
2	大津市消防局	消防ポンプ車、起爆器体験
3	滋賀県 (株) 東洋エンジニアリング JUA VAC RD-エクスパートアカデミー	産業用ドローン展示
4	関西電力 (株) 滋賀支社	関西電力配電展示
5	まいにち (株)	熊手トイの説明
6	日本防災士会滋賀支部	マイ・タイムライン作成
7	西日本電気通信 (株) 滋賀支店	災害通信ダイヤル171の説明・体験
8	KDDI (株)	[Starlink Business] デモ等
9	三菱自動車工業 (株)	電動車両 (三菱アットランダー PHEV) からの地震モスリレーション
10	船橋 近畿総合事務所	災害対策用貸し出し移動通信機器等の展示
11	大津市女性防火クラブ連合会	住宅防火対策
12	大津市建築指導課	住宅防火対策
13	大津市産業振興課、建築指導課	応急危険度判定装置、 住家被害軽減策に関する展示
14	大津市防災福祉協議会	災害発生後の対応
15	大津市人権・男女共同参画課	避難所における男女共同参画
16	(株) ドコモ CS 関西 滋賀支店	ドコモの防災対策支援

展示・PRブース (大津港会場)

番号	団体名	主な展示内容
1	防災減災工務株式会社	非常用防水装置を操作してみよう！
2	一般社団法人 関西地質調査協会	防災、 地質や地盤についてのパネル展示
3	東海赤十字病院	「もし見当がつかないときは・・・？」 日頃でも役立つ知恵
4	一般社団法人 滋賀県LPガス協会	災害強いLPガスの展示
5	公益社団法人 滋賀県看護協会	災害支援チームの活動紹介
6	ソフィアバンク株式会社	災害対応金融サービスの展示
7	関西電力滋賀株式会社 滋賀本部	「安全で災害に強い電気のお届けを 目指して」
8	一般社団法人 滋賀県動物保護管理協会	ペットの防災訓練
9	一般社団法人 移動福祉センター 近畿 センター	災害時に必要なMCA無難の紹介
10	丸善産業 (株)	災害商品や非常食の紹介
11	西日本電気通信株式会社滋賀支店	災害用伝言ダイヤルサービス (171 及びWeb171) 等の広報及び防災負 担の展示
12	楽天モバイル株式会社	避難所の防災支援を目的とする支 援物資・機材等の紹介・展示
13	スカイオーシャンキャピタルパートナーズ 合同会社	産業用ドローンの展示
14	株式会社サンポールズ	車の備えに便利な車載管理ツールおま かせ (おまかせ) 紹介
15	公益社団法人 滋賀県防災士会 JDA-DAT しが (滋賀県防災士会 JDA-DAT しが) 活動紹介	
16	大津市ネットワーク (株) 防災事業部	防災訓練支援の事後フォロー 可能な消防ポンプ等の展示
17	(株) 天橋本エス	

令和5年度滋賀県総合防災訓練 訓練一覧

会場	訓練名称	訓練 別	一般 見学	実施時間 (10月15日)
1	滋賀県災害ボランティアセンター非常 体制移行・機動演習訓練	県	×	8:30 ~ 11:30
2	滋賀県危機管理センター 保健医療福祉課本部演習訓練および DMAT実動訓練	県	×	8:30 ~ 11:30
3	機動調整所設置・演習訓練	県	×	8:00 ~ 11:00
4	災害福祉支援ネットワーク本部設置・ 演習訓練	県	×	8:30 ~ 11:00
5	滋賀県庁・大津市保健所 このころのケアチーム(DPAT)演習訓練	県	×	8:00 ~ 11:30
6	大津市生涯学習センター 災害時救急出し訓練実演 大津市赤十字会伝言機紹介	市	○	8:30 ~ 11:15
7	大津市生涯学習センター 閉会式	市	×	11:30 ~ 12:00
8	大津市生涯学習センター 大津市赤十字会伝言機紹介	市	○	8:30 ~ 12:00
9	大津市生涯学習センター 救護物資輸送訓練	市	×	8:30 ~ 10:45
10	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	7:45 ~ 11:30
11	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	7:45 ~ 11:30
12	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	7:45 ~ 11:30
13	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	7:45 ~ 11:30
14	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	7:45 ~ 11:30
15	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	7:45 ~ 11:30
16	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	7:45 ~ 11:30
17	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	7:45 ~ 11:30
18	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	7:45 ~ 11:30
19	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	7:45 ~ 11:30

会場	訓練名称	訓練 別	一般 見学	実施時間 (10月15日)
20	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	9:00 ~ 11:30
21	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	9:00 ~ 11:30
22	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	9:00 ~ 11:30
23	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	9:00 ~ 11:30
24	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	9:00 ~ 11:30
25	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	9:00 ~ 11:30
26	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	9:00 ~ 11:30
27	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	9:00 ~ 11:30
28	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	9:00 ~ 11:30
29	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	9:00 ~ 11:30
30	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	9:00 ~ 11:30
31	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	9:00 ~ 11:30
32	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	9:00 ~ 11:30
33	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	9:00 ~ 11:30
34	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	9:00 ~ 11:30
35	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	9:00 ~ 11:30
36	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	9:00 ~ 11:30
37	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	9:00 ~ 11:30
38	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	9:00 ~ 11:30
39	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	9:00 ~ 11:30
40	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	9:00 ~ 11:30
41	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	9:00 ~ 11:30
42	大津市生涯学習センター 消防所対策本部、 三郷会対策本部等演習訓練、 DMAT連携訓練	市	○	9:00 ~ 11:30

g 特定公示の仕組を活用した福祉避難所の確保の推進

令和 3 年の災害対策基本法施行規則改正により、指定福祉避難所を指定したときに、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度が創設されており、これを活用して、指定福祉避難所の指定を一層進めるとされ、国から「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」で次のとおり示された。

- ・指定福祉避難所の受入対象者は、当該指定福祉避難所の通常業務におけるサービス対象者や平素から利用している者、当該福祉避難所の体制などの実情等を踏まえて特定する。例えば、高齢者介護施設が高齢者、障害者福祉施設が障害者、特別支援学校が障害児及びその家族を受入対象者として特定することなどが考えられる。
- ・受入対象者を特定することは、避難者数、受入対象者への支援内容の検討や必要な物資の数量の検討、さらに必要な物資の備蓄、非常用発電機等の設備の準備等を一層進めるとともに、一般の避難所で過ごすことに困難を伴う障害者等の指定福祉避難所への直接の避難を促進していくことにもつながると考えられる。
- ・特別支援学校について、障害児やその家族が避難するための指定福祉避難所とすることも想定される。また、それ以外の指定福祉避難所となる施設を含め、個々の特別支援学校や施設の事情に留意しつつ、関係地方公共団体は、人材の確保や備蓄等について必要な支援を行う。
- ・指定福祉避難所の受入対象者は、特定された要配慮者とその家族のみが避難する施設であることを公示すること。
- ・指定福祉避難所で受入対象者を（要配慮者の一部と特定せず）要配慮者全体とする場合でも、受入れを想定していない被災者等が避難してくることのないよう、受入対象者は要配慮者とその家族である旨を公示することが適切である。
- ・令和 3 年の災害対策基本法施行規則改正の施行に当たり、従来、災害対策基本法施行令に定める基準にのみ適合する指定避難所として指定されているものについては、市町村の事務負担等を考慮し、経過措置により、指定一般避難所の公示をされているものとみなすとされているが、指定福祉避難所となる避難所については、公示が必要となるものであり、速やかに指定福祉避難所の公示をされたい。その際、受入対象者の特定に時間を要する場合は、まず受入対象者を「要配慮者」として公示した上で、追って受入対象者を特定して公示する対応も考えられる。

大津市においては、災害対策基本法施行規則や福祉避難所の確保・運営ガイドラインなどで以上のとおり示されたことを受け、次のとおり特定公示を行っている。

（大津市内の指定福祉避難所（抄））

施設の名称	有効面積(m ²)	所在地	受け入れる被災者等
小野児童館・小野児童クラブ	513	水明一丁目 37 番地 1	法第 8 条第 2 項第 15 号に規定する要配慮者（以下「要配慮者」という。）
滋賀県立北大津養護学校	542	伊香立向在地町 25 番地	在校生及び卒業生等のうち、あらかじめ市長が特定した者
日吉台至明こども園ホール	65	日吉台三丁目 33 番地 2 号	妊産婦及び乳幼児
妊産婦及び乳幼児	88	本宮二丁目 6 番地 45 号	障害者のうち、あらかじめ市長が特定した者
やまびこ総合支援センター	570	馬場二丁目 13 番地 50 号	知的障害者及び精神障害者のうち、あらかじめ市長が特定した者
中老年人福祉センター	1064	打出浜 1 番地 5 号	要配慮者
びわこ共生モール	645	大萱七丁目 6 番地 43 号	障害者のうち、あらかじめ市長が特定した者
...	...	...	...

※「あらかじめ市長が特定した者」は、個別避難計画の作成プロセスを通じて事前に調整した避難行動要支援者のこと。

<https://www.city.otsu.lg.jp/material/files/group/113/zenntaikeikaku2023.pdf>

h 福祉スペース（要配慮者スペース）の確保

令和３年に改定された「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」で次のとおり示された。

- ・市町村は、要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、一般の避難所内に要配慮者のためのスペース（要配慮者スペース）を設置するよう努める。
 - ▶ 一般の避難所では避難生活に困難が生じる要配慮者のためのスペース。生活相談員等を配置しないなど、指定福祉避難所の基準等は満たしていない（指定福祉避難所や協定等による福祉避難所ではない）が要配慮者のために何らかの配慮がされているスペース。

大津市においては、確保・運営ガイドラインなどで以上のとおり示されたことを受け、福祉スペース（要配慮者スペース）を次のとおり位置付けて、確保に取り組んでいる。

（大津市内の指定一般避難所（福祉スペース）（抄））

番号	施設の名称	有効面積（㎡）	所在地
1	小松市民センター 2階和室	53.34	北小松 565 番
2	小松小学校 教室棟 2階第2会議室	54	南小松 1122 番
3	木戸市民センター 2階和室	45.63	木戸 58 番
4	木戸小学校 南棟 1階家庭科室、南棟 2階児童会室	179.7	荒川 1000 番
5	志賀中学校 武道場	437	南船路 1029 番
...	...	...	...

<https://www.city.otsu.lg.jp/material/files/group/113/zenntaikeikaku2023.pdf>

i 身体障害者補助犬への対応

身体障害者補助犬とは、身体障害者が同伴する補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）で、身体障害者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬をいう。

身体障害者補助犬は、ペットとは異なるため法律に基づいた対応が必要であり、国、地方公共団体、公共交通事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、災害時に身体障害者が避難所などへ身体障害者補助犬を同伴して避難した場合には、身体障害者補助犬を拒んではならないことが法律で定められている（身体障害者補助犬法 第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等）。

ここでいう「同伴」とは、身体障害者を介助することを目的に付き添う（同伴する）ことと同様に、身体障害者補助犬が身体障害者とともにいることを言う。したがって原則として、身体障害者と身体障害者補助犬を分離せず受け入れるべきとされている。

盲導犬：視覚障害のある人が街なかを安全に歩けるようにサポートする。

介助犬：肢体不自由のある人の日常生活動作をサポートする。

聴導犬：聴覚障害のある人に生活の中の必要な音を知らせ、音源まで誘導する。

滋賀県においては、身体障害者補助犬法や国（環境省）のガイドラインなどで以上のとおり示されたことを受け、「滋賀県災害時ペット同行避難ガイドライン」（市町編）において、次のとおり身体障害者補助犬について示し、避難所において身体障害者と分離せず受け入れるべきことを示している。

また、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬など）は居室への同伴が必要となるので、避難所での受入れ体制を整える必要があります。

【平成28年3月現在、県内17頭（盲導犬12、介助犬3、聴導犬2）】

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/eiseiaigo/300421.html>

j 要配慮者（避難行動要支援者）のことを知っていただく

大津市においては、個別避難計画の作成や個別避難計画に基づき避難支援等を実施する方は、必ずしも要配慮者の特徴や配慮事項をよく御存知はなく、このことが、個別避難計画の作成への参画や避難支援等実施者を引き受ける際のハードルや躊躇いの原因となることから、要配慮者の特徴を必要に応じてお示しできるよう準備し、負担感や不安感の軽減に努めている。

（大津市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）（抄））

〔参考資料2〕要配慮者の特徴	
この資料は、要配慮者の種別ごとに、それぞれの特徴と配慮事項を記載しているが、あくまで一般的な事項を参考として示したものであり、これらがすべて個々の要配慮者に当てはまるものではないので、注意が必要である。	
避難支援の際の具体的な留意事項は要配慮者一人ひとりで異なるので、個別避難計画を作成する際に確認しておくことが重要である。	
○一人暮らし高齢者、寝たきり高齢者	
特徴	体力が衰え行動機能が低下している場合は、緊急事態の察知が遅れる場合がある。
情報伝達の配慮事項	迅速かつ直接的な情報伝達が必要
避難所での留意点	高齢者は、不便な避難生活で急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮するとともに、可能な限り運動できるスペースを確保する。 トイレに近い場所に避難スペースを設ける。 日頃使用している薬を確認する。 おむつをしている方のために、おむつ交換の場所を別に設ける。
○認知症の高齢者	
特徴	自分で判断し、行動することが困難な場合がある。 自分の状況を伝えることが困難な場合がある。
情報伝達の配慮事項	家族、支援者への迅速な情報伝達が必要 努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、落ち着かせるようにする。
避難誘導時の留意点	努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、落ち着かせるようにする。必ず誰かが付き添い、手を引くなどして移動させる（一人にはしない）。 災害の不安から大声や奇声をあげたり、異常な行動をしても、叱ったりしない。 激しい興奮状態が続くような時は、家族等身内が付き添い、他の人から離れたところで様子を見るようにする。

避難所での留意点
認知症の高齢者は、急激な生活環境の変化で精神症状や行動障害が出現しやすく、認知症も進行しやすいので、きめ細やかなケアを行い、精神的な安定を図る。 徘徊の症状がある場合には、周囲の人にも声をかけてもらうよう頼んでおく。
○視覚障害者
特徴
視覚による緊急事態等の覚知が不可能な場合や瞬時に覚知することが困難 日常生活圏外では、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要
情報伝達の配慮事項
音声による情報伝達及び状況説明が必要
避難誘導時の留意点
日常生活圏であっても災害時には認知地図が使用不能となる場合がある。 白杖を持たない方の手で支援者の肘の上を掴んでもらい、歩行速度に気をつけながらゆっくり歩く。このとき白杖や腕を掴んだり、後ろから押ししたりしない。 段のある所では、段の手前で立ち止まり、段が上がるのか下がるのか伝える。段が終わったら立ち止まり、段の終わりを伝える。 盲導犬を伴っている方に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたり、さわったりしない。
避難所での留意点
できるだけ出入り口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むようにする。 視覚障害のある人には、構内放送・拡声器などにより音声情報を繰り返し流したり、拡大文字や点字による情報の提供に努める。また、携帯ラジオ等を配布する。 ガイドヘルパー等の配置に努める。 白杖等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。 仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに行くことができる場所に設置するか、順路にロープ等を張り、移動が楽に行えるように配慮する。
○聴覚障害者
特徴
音声による情報が伝わらない（視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない）。 必ずしも手話ができるわけではない。
情報伝達の配慮事項
正面から口を大きく動かして話す。 文字や絵を組み合わせることで情報を伝える。 盲ろう通訳・介助員、手話通訳者及び要約筆記者を避難所等に派遣する。 掲示板、ファクシミリ、Eメールを活用した情報提供を行うとともに、文字放送用テレビを避難所に設置することに努める。
避難誘導時の留意点
手話、筆談、身振り等で状況説明を行い、避難所等へ誘導する。
避難所での留意点
聴覚障害のある方には、広報紙や広報掲示板、電光掲示板、見えるラジオ、文字放送用テレビ、FAX等を活用する他、音声による連絡は必ず文字でも掲示したり、手話通訳者、要約筆記者の配置に努める。 また、できるだけ分かりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふるよう配慮する。 補聴器等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。 手話通訳や要約筆記の必要な人同士をできるだけ近くにまとめ、情報がスムーズに行き渡るよう配慮する。
○肢体に不自由がある方
特徴
自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車イス等の補助具が必要
情報伝達の配慮事項
本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難誘導時の留意点
自力で避難することが困難な場合には、車イスやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、

確保できない場合には、おびいひもでおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。 （車イスを使用する場合） 段差を越えるときは、押す人の足元にあるステップバーを踏み、車イスの前輪をあげ、段差に乗せてから後輪を持ち上げて、静かに段差に乗せてから押し進める。上るときは車イスを前向きに、下りるときは車イスを後ろ向きにするのが安全である。 緩やかな坂は車イスを前向きにして下りるが、急な坂は車イスを後ろ向きにし、軽くブレーキをかけながらゆっくり下りるようにする。 階段を避難するときは、2人から3人で車イスを持ち上げてゆっくり移動する。	
避難所での留意点	
車イスが通れる通路を確保する。 できるだけ出入り口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むようにする。 身体機能に合った、安全で利用可能なトイレを用意し、できるだけトイレに近い場所の確保に努める。 車イス等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。	
○内臓機能・免疫機能に障害のある方、難病患者	
特徴	
自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車イス等の補助具が必要 医薬品や医療機器を携帯する必要があるため、医療機関や医療機器取扱業者等による支援が必要	
情報伝達の配慮事項	
本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要	
避難誘導時の留意点	
常時使用している医療機器（機器によっては、電気、酸素ボンベが必要。）を確保するとともに、医薬品を携帯する。 自力で避難することが困難な場合には、車イスやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、おびいひもでおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。 必要に応じて迅速に災害を免れた医療機関へ誘導・搬送する。	
避難所での留意点	
特殊な薬剤や、食事制限等疾患に関する必要な情報を確認することが必要 医薬品や衛生材料の確保が必要 医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施 避難所では、ケアのできるスペースの確保が必要	
○知的障害者	
特徴	
急激な環境の変化に順応しにくい。 緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。	
情報伝達の配慮事項	
具体的に、わかりやすく情報を伝える。 絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。 努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにする。	
避難誘導時の留意点	
努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにする。 必ず誰かが付き添い手を引くなどして移動させる（一人にはしない。）。 災害の不安から大声や奇声をあげたり異常な行動をしても、叱ったりしない。 救出の際に思いもよらない行動をすることや、座り込んでしまうことなどが考えられる。 発作がある場合、主治医もしくは最寄りの医療機関等へ相談し指示を受ける。	
避難所での留意点	
環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮する。 周囲とコミュニケーションが十分にとれずトラブルの原因になったり、環境の変化のため精神が不安定になることがあるので、間仕切りをしたり、個室を確保するなどの配慮が必要	
○精神障害者	

特徴
服薬を継続することが必要であるため、自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要である。 疾患によっては幻覚や妄想等がある。
情報伝達の配慮事項
本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要 努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等本人を安心させ、冷静さを保つようにする。
避難誘導時の留意点
努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等本人を安心させ、冷静さを保つようにする。 必ず誰かが付き添い手を引くなどして移動させる（一人にはしない。）。 強い不安や症状悪化がみられる場合は、主治医もしくは最寄りの医療機関または保健所へ相談し指示を受ける。
避難所での留意点
医療機関との連絡体制の確保が必要 精神障害のある人の多くは、服薬により状態が安定するが、病気のために社会生活や対人関係などに支障をきたすことも多く、避難所等の集団生活になじめないこともあるので、この点に配慮した支援も必要精神障害のある人の状態の早期安定を図るためには、被災前の社会復帰活動やなじんていた人間関係を、地域ボランティアなどによる支援ネットワークを活用しながら、いかに早く回復させるかということが必要 「神経」とか「精神」という言葉は使用しない。 話はじっくり聴く。 他人の目を気にしないで服薬できる場所を工夫する。 睡眠が十分取れるように配慮する。 現実離れた訴え（幻覚・妄想）も、精神障害のある人の不安や苦しみは受け止める。幻覚、妄想の内容については肯定しない。

○発達障害者

特徴
知的発達に遅れのある方もいれば、知的発達に遅れない方もいる。 知的障害の有無に関わらず、発達障害自体の障害特性から、コミュニケーション能力、特に言葉のやり取りが難しいため、自分の気持ちや困りごとを相手に伝えたり、相手の気持ちやその場の雰囲気を理解し他者と協調して行動すること、状況の変化に合わせて臨機応変に行動することが苦手である。 感覚過敏を持つ人が多い。多くの人が不快感を生じない特定の音や匂い、触感などが大変苦手なことがあり、不適応行動を起こしやすい。 災害発生等急激な環境の変化には順応しにくく、精神的な動揺が生じやすい。
情報伝達の配慮事項
短い言葉で具体的に、ゆっくりと分かりやすく、冷静な態度で情報を伝える。 言葉による説明だけでは理解しにくいことも多いので、絵、図、文字等を組み合わせ、視覚的な工夫を併用すると理解を得やすい。 現状認識が不十分なまま先の見通しがつからないことで不安が増幅されるため、曖昧な表現は避け、「こうすれば大丈夫。」ということを具体的に伝える。
避難誘導時の留意点
短い言葉で具体的に、ゆっくりと分かりやすく、冷静な態度で情報を伝える。 全体指示とは別に、個別に小声で傍に寄り添って伝える方法が有効である。 災害の不安からパニックを生じやすいので、単独行動にならないよう配慮する。誘導する際は、あらかじめ支援者であることを告げ、急に腕を引っ張ったり、後ろから肩を叩いたりして驚かせることのないよう注意する。 大声や奇声をあげたり異常な行動をしても叱らず、冷静に制止する。 大きなパニックが生じた場合等は、対応に慣れた家族や医師等の指示を受ける。
避難所での留意点
災害発生後の急激な環境の変化（対人関係を含む。）を理解できずに、精神的な動揺を生じてパニックが生じた場合は、周囲から離れて気持ちが落ち着ける環境の提供が必要である（刺激の少ない空間が用意できるとよい。例えば、避難所内に間仕切りを設置したり、避難所外に個室スペースを用意するなど。）。 現状を認識し先の見通しがつくと気持ちが安定し、スムーズに行動できるので、集団生活のルールや一日の流れを図や表にして貼るなど、視覚的工夫が有効である。 場合によっては、早期に二次避難場所等への移動を考慮する。

医療機関との連絡体制の確保が必要
○日本語の理解が困難な外国人
特徴
日本語での情報が十分に理解できないため、避難や避難生活に支障をきたすおそれがある。
情報伝達の配慮事項
わかりやすい日本語や外国語による情報提供や支援者への情報提供が必要
避難誘導時の留意点
外国語の理解できる支援者の確保が必要
避難所での留意点
多言語による情報提供や外国語の理解できる支援者の確保が必要 宗教、風俗、慣習等への配慮が必要
○乳幼児・児童
特徴
危険を判断し、行動する能力がない。 時間帯によっては保護者がいない児童がいる。
情報伝達の配慮事項
家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難誘導時の留意点
保護者とともに避難する。
避難所での留意点
乳幼児のためのベビーベッドを用意する。 夜泣き、吃音、不眠などの症状に留意し、精神的安定が図られるよう配慮する。 乳児に対しては、ミルク用の湯、哺乳瓶の清潔、授乳スペース、沐浴の手だての確保に留意する。 被災による精神的な後遺症が強く残るおそれがあり、心のケアが特に必要 保護者不在時の一時的な保育が必要
○妊産婦
特徴
行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。 過重な身体への負担を避けることが必要
情報伝達の配慮事項
本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難誘導時の留意点
避難誘導を支援してくれる人の確保が必要
避難所での留意点
避難生活で防音や衛生面での思いやりや心配りが必要 身体の状況に合わせて休養や保温などの確保が必要

<https://www.city.otsu.lg.jp/material/files/group/113/zenntaikeikaku2023.pdf>

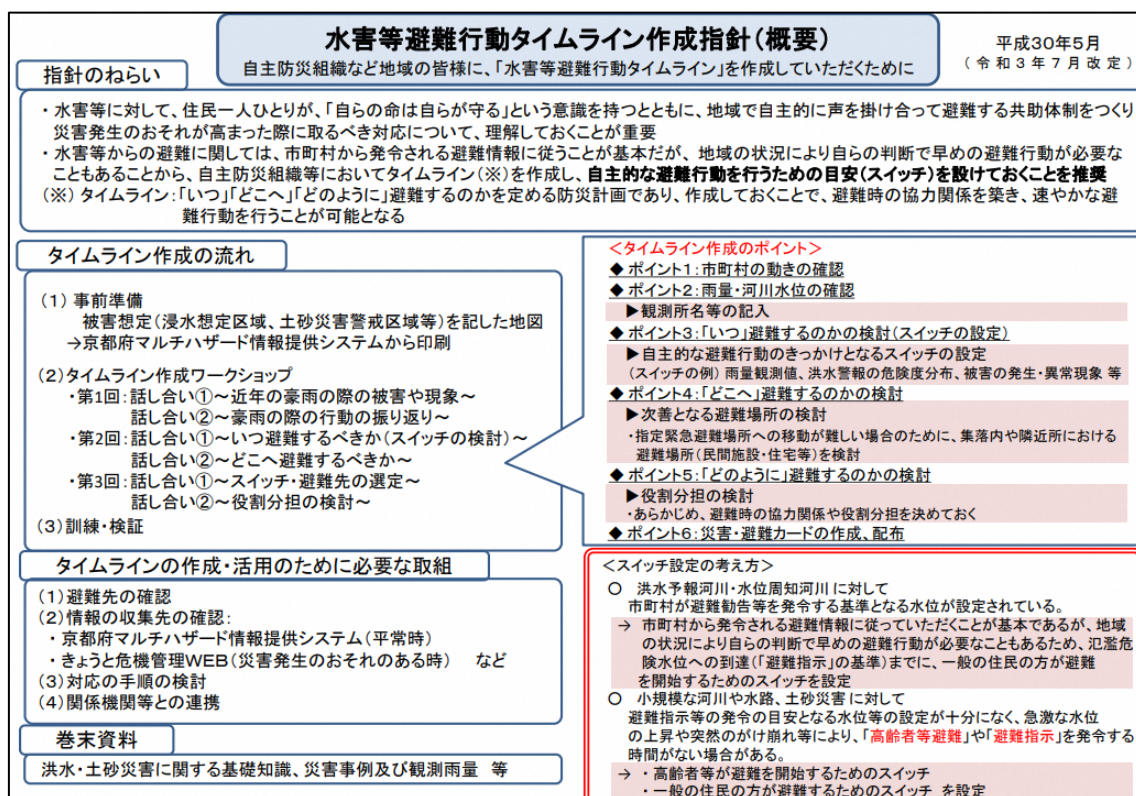
京都府の関連施策

a. 水害等避難行動タイムラインの作成支援

京都府ホームページ「水害等避難行動タイムラインの作成について」

<https://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/suigaihinan-timeline.html>

京都府では、平成 29 年度に、京都府防災会議専門部会「集中豪雨対策ソフト部会」において、自主防災組織等に、水害等から自主的に早めの避難行動をとってもらふタイムライン作成に係る検討を行い、「水害等避難行動タイムライン作成指針」を作成している。



b. 災害時要配慮者支援

- ・一般避難所のユニバーサルデザイン化

<https://www.pref.kyoto.jp/fukushi-hinan/shishin.html>



目次	
はじめに	1
1 なぜ一般避難所のユニバーサルデザインを意識する必要があるのか	2
2 ユニバーサルデザインの考え方	2
3 避難所レイアウト例（長期避難生活を想定の場合）	3
4 避難所レイアウトの工夫例	5
5 ユニバーサルデザインを意識した避難所設置訓練実施イメージ	6
<ステップ1>必要スペース等を検討	6
<ステップ2>ユニバーサルデザインを検討	6
<ステップ3>レイアウトの作成	6
<ステップ4>レイアウトを再現	6
6 要配慮者とサポート方法例	7
7 事前に準備をしておくこと	9
(1) 食料品等生活面	9
(2) 人材育成	9
8 最後に	10

c.市町村地域防災計画の作成 (精華町地域防災計画)

https://www.town.seika.kyoto.jp/kakuka/kikikanri/1/1_1/3469.html

精華町地域防災計画は、国の防災基本計画、京都府地域防災計画と連携して、精華町における防災に関し、その処理すべき事務と業務の大綱を定めて、住民の生命・身体・財産を災害から守ることを目的として策定している。

第14章 特に配慮を必要とする人達の安全確保計画 (危機管理室、健康福祉環境部、企画調整課、消防団、自治会等、各事業所) 災害時の避難所への避難誘導や避難所での生活に当たって、特に配慮を必要とする人々に対して、特段の支援と配慮が必要である。また、避難所では、特に配慮を必要とする人に対して、生活環境面等に特段の配慮と支援が必要である。また、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人や旅行者等の地理に不案内の人なども生活することになり、それぞれに十分配慮した応急対策を実施する必要がある。 これらに対応するには、地域住民、自治会等、消防団、民生・児童委員、ボランティア等の協力が不可欠である。 第1節 避難行動要支援者の避難 要介護高齢者や独居高齢者及び介護を要する障がい者の避難に対しては、周辺住民による迅速な救援が最も有効である。そのため、地域住民やボランティア団体等との協力体制を平常時において確立しておくことが重要である。 1. 発災後の避難誘導における支援体制の確立 (1) 警戒本部は、町域において震度4の地震が観測された場合、又は震度3以下においても「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)が通報された場合(レベル2)、当該地域の自治会等及び避難行動要支援者に避難準備の情報提供を行う。 (2) 警戒本部は、町域において震度5弱の地震が観測された場合(レベル3)、機を失せず避難行動要支援者避難などの情報提供を行う。 (3) 要介護高齢者及び介護を要する障がい者等、自力での避難が困難な避難行動要支援者に対しては、消防団、自治会等や民生・児童委員など必要な協力体制を整えておき、避難行動要支援者本人の、避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供し必要な措置を講じ、避難行動要支援者の安否確認及びすみやかな避難支援を実行できるよう努める。 (4) 個別の避難要領については、関係者が協議しそれぞれに「個別避難計画」を定める。

d 京都府地域福祉支援計画

社会福祉法においては、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとしている。

都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインにおいては、計画策定の態勢と過程について、関係する他の計画（例えば、災害対策基本法に規定される都道府県地域防災計画等）の策定の際には、地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野については、支援計画にも位置付けるなど、支援計画を積極的に活用していくことも考えられることが示されている。

京都府では、社会福祉法第 108 条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、市町が策定する地域福祉計画の達成に資するために、各市町に通ずる広域的な見地から、「第 4 次京都府地域福祉支援計画」令和 6 年 3 月に策定したところであり、当該計画においては、個々の福祉課題（子育て、介護、障害、生活困窮、ひきこもりなど）に対し、関係計画に基づき、施策を推進するとともに、それらの福祉課題に横串を刺して包括的に支援を行う体制を整備するとともに、こうした様々な福祉課題への地域の担い手確保を推進するとともに、災害時にも強い地域福祉を推進することとしている。

本計画では、次の 4 つの項目について重点的に取り組むこととしている。

1 地域における包括的な支援体制の整備

地域住民の複雑化・複合化した生活課題や既存制度では解決が困難な課題に対応するため、2021（令和 3）年 4 月に創設された「重層的支援体制整備事業」等を活用しながら、府内市町村における包括的な相談支援体制の整備を進めます。

また、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業を推進し、支援が必要な方の福祉サービスの利用をサポートします。

2 様々な地域福祉課題に対する取組

子育てや介護、障害、生活困窮、ひきこもりなど、様々な課題や生きづらさを抱えた方々に寄り添い、関係機関が相互に連携して支援できるよう、個々の福祉課題毎の関連計画や具体的な施策について記載します。

3 地域福祉を支える担い手の確保・育成

地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、ともに連携して取り組んでいくことができるよう、幅広い世代に対する福祉教育や情報発信に取り組むとともに、民生児童委員や NPO・ボランティア、介護従事者などの担い手確保を推進します。

4 災害時にも強い地域福祉の推進

近年、地震や台風、豪雨など、大規模な災害が頻発する中、支援が必要な人が確実に避難できるよう、市町村における個別避難計画の作成等を推進します。また、社会福祉施設における業務継続計画（BCP）の策定を支援します。

個別避難計画については、「災害時にも強い地域福祉の推進」の「（１）安心して避難し、避難所で過ごせる仕組みづくり」において、取組の方向性を次のとおり示している。

（１）安心して避難し、避難所で過ごせる仕組みづくり

- 災害発生時に援助が必要な人が確実に避難することができるよう、未作成市町村等に対し個別支援を行うほか、研修会の実施や先進事例の提供など、市町村による個別避難計画の作成を支援します。
- 避難所のユニバーサルデザイン化を推進し、要配慮者を含めたすべての方が安心して過ごすことができるよう、市町村による避難所の運営を支援します。
- 避難所における要配慮者の生活のサポート等を行う、福祉避難サポートリーダーや京都府災害派遣福祉チーム（京都 DWAT）を養成します。

- 市町村及び自主防災組織等による避難所設置・運用訓練の実施を支援します。
- 要配慮者が多く利用される社会福祉施設において、災害時の早期避難や安全確保などを適切に行うことができるよう、施設における避難確保計画の作成や防災・避難訓練の実施を支援します。
- 災害時においても、地域の被災状況に応じて、必要な福祉サービス等を継続して提供できるよう、社会福祉施設における業務継続計画（BCP）の策定を支援します。

また、取組事例として、福知山市の取組を紹介している。

取組事例

個別避難計画の作成(福知山市)



避難行動要支援者名簿を活用し、災害リスク、世帯状況、家族や地域の支援体制の条件を考慮した優先度の高い要配慮者について、市と福祉専門職が連携した公助による個別避難計画作成に取り組むとともに、地域への情報提供と見守り体制の整備を進めています。

（参考）個別避難計画に基づく避難支援等の実効性の確保

福知山市においては、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して、システムを導入することにより、個別避難計画に基づく情報伝達や安否確認などの避難支援等の自動化を図り、事務負担の軽減を図っている。

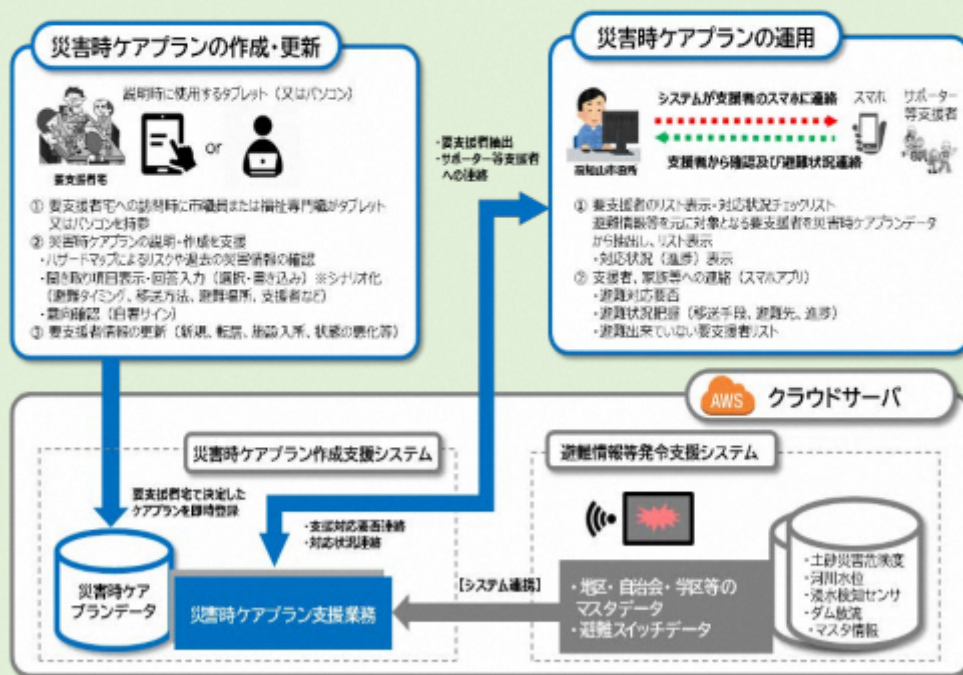
防災・インフラメンテナンス

【採択額 約2,162万円（事業費）】

京都府 福知山市 「災害時ケアプラン推進事業」

市と福祉専門職が「災害時ケアプラン作成支援システム」を活用し(自力避難が困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者の避難方法を定める)災害時ケアプランの作成と即時の情報更新を行う。また、災害時には、WEBシステムと連携したアプリを活用し、避難支援関係者が避難開始連絡や避難完了報告等を双方向で情報共有することで、迅速な安否確認に繋げ、逃げ遅れゼロをめざす。

<交付対象事業の導入サービス例>



主なKPI	設定値
システムを活用したプラン更新数	2026年度：30件（2024年度：20件）
アプリ活用の満足度	2026年度：50%（2024年度：30%）

https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/pdf/saitaku_r6dezitaruzissou1.pdf

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html>

e 地域主体の訓練の推進

京都府精華町では、防災訓練の実施など住民主体の防災活動を推進するため、自主防災活動における災害対応マニュアルを整備するなどして、取組の推進を図っている。このような活動の推進は、個別避難計画においては、計画作成の必要性の理解の一助となり、また、地域における計画づくりの受け皿となることや、避難支援等実施者の候補者の確保などにもつながることが期待される。

直近の取組事例としては、令和5年11月に学研地区防災連絡協議会による炊き出し訓練が実施されたほか、同年12月に祝園西一丁目自主防災会において、安否確認、要支援者の移送等の災害対応、また、炊き出し等の被災者支援などに関する訓練を実施した。

防災訓練を実施されました（祝園西一丁目自主防災会）

- 日時
令和5年12月3日（日曜日）午前10時00分から午後0時00分
- 訓練場所
祝園西一丁目地内
- 目的
自主防災組織の活性化推進を目指して、地域住民の参加を広く募り防災活動における資器材を活用して、災害対応訓練を実施することでコミュニティ力を強化し、地域の防災減災力の向上を図ることを目的とする。
- 訓練想定
午前10時00分に生駒断層帯による震度6強の地震が発生。
住民は、指定避難所が開設されるまでの間、地区集会所を拠点として活動し自主防災会を中心に安否確認、要支援者の移送等の災害対応にあたる。
また、炊き出し等を行い被災者支援を実施する。



https://www.town.seika.kyoto.jp/kakuka/kikikanri/1/1_1/jisyubousaisosiki/katudoujirei/24194.html

f 町長の施政方針における言及（精華町）

令和 5 年度精華町定例会 3 月会議（令和 6 年 3 月 1 日）における町長の令和 6 年度施政方針演説において、個別避難計画は次のとおり言及されている。精華町においては、この施政方針の下、庁内外、また、防災、福祉、保健など関係者が協力して個別避難計画の作成に取り組んでいる。

（2）安全・安心で健やかな暮らしのまちづくり方針

第二の方針は、「安全・安心で健やかな暮らしのまちづくり方針」であります。

本町では、今後も住宅開発などにより一定の人口増加が見込まれるものの、急速な少子高齢化の進行は避けて通ることのできない課題であります。

私は「子どもを守るまちづくり」を最優先として、一人ひとりに寄り添う母子保健や子どもの医療費無償化をはじめとする、妊娠・出産から子育て期まで安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めます。

また、高齢者の健康増進や介護予防を推し進め、誰もが生き生きと生涯現役の人生を送れるよう高齢者の社会参画の一層の促進を図ってまいります。

今年は、健康づくり拠点施設「防災保健センター」の建設に、いよいよ着手します。

竣工した暁には、ここを拠点として赤ちゃんから高齢者まで各種の保健事業に取り組むとともに、「せいか 365 活動」をさらに推進し、多世代交流による健康づくり運動に取り組んでまいります。

さらに、複雑・多用化する福祉ニーズに対応するため、「重層的支援体制」の整備を進め、誰一人取り残さず安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。

一方、「令和 6 年能登半島地震」の教訓などを生かし、地震や風水害への備えを一層図らなくてはなりません。

今後発生が予想される大規模地震をはじめ、近年の台風の大型化による河川氾濫や局地的集中豪雨による浸水害などを想定し、ハード・ソフト両面での対策を進めるとともに、災害時に円滑な避難が可能となるよう各種計画策定や避難訓練などを通じて住民意識の高揚を図ります。

また、消防・救急体制の充実を図るため、京都府南部地域の消防本部と連携し、消防指令センターの共同運用に向けた整備に必要な負担金の予算化を図ります。

https://www.town.seika.kyoto.jp/kakuka/kikaku/3/1_1/1/24823.html

大阪府の関連施策

a 市町村向け個別避難計画作成支援ガイド

本ガイドは、個別避難計画の作成に向けた進め方や具体的な取組事例を示すことで、市町村における効率的な計画作成の参考にさせていただくことを目的としている。

ガイドの内容については、今後も計画作成に資する事例等を掲載するため、各市町村担当職員の意見を反映し、地域の実情や掲載時以降の状況も踏まえながら、必要に応じて見直し・更新を行っている。

(大阪府ホームページ 避難行動要支援者支援について)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/saigaitaisaku/index.html>



大阪府保健所では、難病患者・慢性疾患児及びその家族が大規模災害が起こる事態を想定し、平時の備えに取組むきっかけとして本啓発チラシの配布を行い、自助を高めるための取組を実施している。また、大阪府難病ポータルサイトの「災害に備えて」のページにも、本啓発チラシ等の災害に関する情報の掲載を行っている。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100040/chikikansen/nanbyo/index.html>



あなたも準備万全？

難病患者の皆さまへ ～災害発生時に備えてチェックをしましょう！～

□ その１：お住まいの地域の避難所を知っている

ハザードマップを見て、避難経路を確認しておきましょう。
可能であれば、実際に入って設備なども確認しておきましょう。
避難の際に協力が必要なる場合は、協力を得られるよう準備しておきましょう。

□ その２：緊急時に持ち出すものを準備している

特に大切なものは、お薬や処置に必要な物品です。▼内服薬の優先順位と薬類保管できない場合の対処法などは担当医と相談してください。

準備する物品の例	内容
基本的な持出し物品	- 現金、携帯電話、連絡先を書いたメモ、保険証、通帳、印鑑 など - 非常食、飲料（水のボトル）、寝具(枕)、お菓子等(クーラーボックスなど可) - 懐中電灯、携帯ラジオ、充電式の乾電池、携帯用充電機、衣類(下着やセーター、ジャンパー等)、靴、軍手、ヘルメット(帽子)、マスク、洗剤、歯ブラシ、10円硬貨(公衆電話に使用できます) など
患者さんの状況に応じた持出し物品	- 特定医療費(指定医療)受給者証 - 毛布や専用カバーなどの生活用品(体温調節用) - 処置に必要な医療品類 など

□ その３：大阪府防災情報メールを知っている(登録している)

登録した地域の避難勧告などのメールを受け取れるシステムです。詳しくは裏面にチェック！

□ その４：災害用伝言サービスの使い方を知っている

災害時に伝言を残したり、聞いたりできるシステムです。詳しくは裏面をチェック！

□ その５：避難行動要支援者名簿を知っている(登録している)

災害時の避難に援助を必要とする方（身体障がい・者所持や医療的ケアが必要な方など）が対象です。概要は裏面をチェック！

患者さんの76%が、登録率を知りたいと回答されています！

大阪府防災情報メール

おおさか防災ネットの防災情報メール配信サービスは、気象、地震、津波情報、災害時の避難勧告・指示などの防災情報について、メールで配信するものです。

登録の流れ

- ① メールを送信する
 - [kousaku@osaka-housang.net](#) にEメールを送信してください。
 - 必ずしも、携帯電話で送信済み（web1メール）を送信することも可能です。
- ② おおさか防災ネットへの登録
 - 登録後、画面上で電話番号を入力して記載されたメールが届きます。
 - メール本文に「※登録」の文字により登録済みに接続しています。
- ③ 新着情報
 - 上記に接続したら、新規登録の手続きをしないでください。




災害用伝言ダイヤル（1711）

災害時に電話を利用して、被災地の方の安否情報を確認する「伝言板」です。
インターネットを利用する災害用伝言板（web1メール）等もあります。

体験利用日

- 毎月1日から15日 00:00～24:00
- 正月から1月15日00:00～1月31日24:00-
- 防災週間（毎月30日00:00～翌年1月7日00:00）
- 防災とボランティア週間（1月15日09:00～1月21日17:00）





被災地の方は通常の電話線を通じて、被災地の電話局を経由して伝言板へメッセージを送ります。伝言板では、被災者の安全確認や、必要な物資の届き具合などを知らせることができます。

ガイダンスに入力（録音）再生

「避難行動要支援者名簿」について

(市町村によって、名称や対応は異なります。)

東日本大震災の甚大な被害を教訓に、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、市町村に対して、高齢者、障害のある者、乳幼児等の防災能力において、特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害が発生し際に自ら避難することが困難で、特に支援を要する方の名簿「**避難行動要支援者名簿**」を作成することと義務付けられました。

この名簿は、災害発生時または発生するおそれがある非常時には、消防や警察、民生委員等の避難支援等関係者に提供され、行政と地域が一体となって、避難誘導等の支援や安否確認を行うために使用されます。



災害時の避難支援チーム

→



要支援者

←



登録

避難支援等関係者 ← 情報提供 → お住まいの市町村等（名簿作成）

詳しくは、お住まいの市町村の担当窓口にご確認ください！



©2014 大阪府大府市庁

ご心配ごと、ご相談は、お近くの大阪府保健所の地域健康課 母子・児童・地域ケア係へ

QRコードもしくは、「大阪府保健所所在地一覧」で検索





保健所

奈良県の関連施策

a 奈良県地域防災計画

大規模な災害に対処するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、県、市町村等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、住民の生命、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減することを目的として、災害対策基本法第40条に基づき奈良県防災会議が策定するもの。

令和3年5月の災害対策基本法の改正を受け、令和4年1月24日～2月3日に書面開催された奈良県防災会議において、市町村が作成する避難行動要支援者に関する記述を追記する修正を行い、市町村は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、関係者と連携して、避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、一人ひとりの状況をふまえた個別避難計画を作成することとしている

<https://www.pref.nara.jp/39847.htm>

<https://www.pref.nara.jp/13143.htm>

b 奈良県地域防災活動推進条例

奈良県は、災害が比較的少ない地域だと言われてきたが、平成23年の紀伊半島大水害では、県南部において多大な人的被害、建物被害等が発生した。また、近年、全国的に集中豪雨や台風による被害が頻発しており、本県でも、大雨の発生や、巨大な台風の来襲が予測される。さらに、広範囲に甚大な被害が想定される南海トラフを震源とする巨大地震が、近い将来に高い確率で発生すると予測され、本県に大きな被害をもたらす可能性があるとともに、県内には多数の活断層が存在しており、直下型地震の発生も危惧されている。

このようなことを背景として、県民の生命、身体及び財産を保護するため、防災対策に関し、基本理念を定め、県民、自主防災組織及び事業者（以下「県民等」という。）の役割並びに県の責務を明らかにするとともに、県民等による地域における防災活動及びこれを推進する施策の基本的な事項を定めることにより、地域における防災力の向上を図り、もって奈良県地域防災計画等に基づき県が実施する防災対策と相まって、県民が安全に安心して暮らせる災害に強い地域社会の実現に寄与することを目的として平成26年4月に「奈良県地域防災活動推進条例」を制定した。

制定後、令和3年5月の災害対策基本法の改正を受けて、令和3年7月に本条例を改正※し、個別避難計画等に関する規定を追加した。個別避難計画に係る規定は次のとおり。

○奈良県地域防災活動推進条例（令和26年奈良県条例第59号）（抄）

（避難行動要支援者の個別避難計画の作成に関する支援）

第31条 県は、市町村が行う法第49条の14第1項の規定による個別避難計画の作成について、必要な支援を行うものとする。

※改正 令和3年7月9日条例第2号

c 第3次大淀町地域福祉計画・地域福祉活動計画 ～第3次おおよどアクションプラン～

「第3次大淀町地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、社会福祉法第4条に規定された地域福祉を推進するための行政計画であり、同法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」となっている。加えて、同法第106条の5に規定された重層的支援体制整備事業の実施にかかる「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含するものとなっている。

～みんなで作る4つの（愛）～



重点施策 地域共生社会の実現

└ **基本目標1. みんながつながり活躍できる地域づくり ～であい～**

└ **基本目標2. 困り事を丸ごと受け止め解決できる体制づくり ～わかりあい～**

└ **基本目標3. 自分らしい生活を支える仕組みづくり ～たすけあい～**

└ **基本目標4. みんなの安全な暮らしを守る環境づくり ～ささえあい～**

地域のつながりが希薄化し、いつ起きるかわからない地震等大災害への備えに多くの方が不安を感じています。高齢者世帯や障がいのある方など災害時要援護者が安全に避難できるよう支援体制を構築していきます。

また、介護・予防・住まい・生活支援・医療のサービスが日常生活圏内で切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築から地域共生社会の実現を目指し、必要な社会資源の開発とネットワークの強化を図ります。

さらに、地域から孤立しないよう利用者の権利擁護と自立を支援します。

個別避難計画は、基本目標4に係る取組の一つとして次のとおり位置付けられている。

基本目標4 みんなの安全な暮らしを守る環境づくり ～ ささえあい～（抄）

（1）防災対策・災害支援の強化

生活実態調査で「（大淀町で）ずっと住み続けたい」と回答した人の住み続けたい理由として「家や土地があるから」「住みやすい」「環境がいい」のほかにも「災害が少ない」と回答されています。日常から住民どうして声を掛け合っていることで災害時にお互いに助け合うことができる関係性をつくることができます。安心して住み続けていくためには、これらの自助による防災対策とともに、災害時に支援が必要な方に対する支援体制を強化する必要があります。

住民や地域ではこんなことに取組みましょう	・日頃から家族で避難場所の確認や防災対策をしておきましょう。 ・いざという時のために非常持ち出し品の準備をしましょう。 ・災害時等の情報取得手段を確認しておきましょう。
社会福祉協議会が取り組むこと	・吉野郡内の社会福祉協議会と共同で防災訓練を実施します。 ・大規模災害が発生した際は、災害ボランティアセンターを設置するとともに、運営の効率化を図るため ICT を活用します。 ・災害 BCP※を策定します。 ※災害 BCP・・・事業継続計画（Business Continuity Plan）、災害発生時においても重要な福祉サービス等を可能な限り提供できるようにするための計画
行政が取り組むこと	・避難行動要支援者名簿を更新し、個別避難計画の策定の支援を進めます。 ・防災訓練や出前講座の実施により、防災意識の高揚を図ります。 ・災害時等の情報伝達を早く・広く・確実にできるよう、伝達手段の拡充を図ります。

◆具体的な取り組み（◎太字は目標設定）

◎避難行動要支援者の個別避難計画策定支援

- ・日常における防災対策の充実・強化
- ・大規模災害に対する受援体制の整備
- ・防災について出前講座の実施
- ・災害対策マニュアルの作成、避難訓練の実施

第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画目標設定（抄）

施策の基本目標	令和5年 （現状）	令和11年
みんながつながり活躍できる地域づくり ～であい～		
（略）	（略）	（略）
困り事を丸ごと受け止め解決できる体制づくり ～わかりあい～		
（略）	（略）	（略）
自分らしい生活を支える仕組みづくり ～たすけあい～		
（略）	（略）	（略）
みんなの安全な暮らしを守る環境づくり ～ささえあい～		
（1）防災対策・災害支援の強化 避難行動要支援者の個別避難計画策定支援 【目標】 個別避難計画策定数の拡大	0件	150件
（略）	（略）	（略）

徳島県の関連施策

a 「“未来へつながる”とくしま地域福祉プラン（徳島県地域福祉支援計画）＜第4期＞」

社会福祉法においては、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとしている。

都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインにおいては、計画策定の態勢と過程について、関係する他の計画（例えば、災害対策基本法に規定される都道府県地域防災計画等）の策定の際には、地域福祉として一体的に展開することが望ましい分野については、支援計画にも位置付けるなど、支援計画を積極的に活用していくことも考えられることが示されている。

“未来へつながる”とくしま地域福祉プラン
～徳島県地域福祉支援計画～
＜第4期＞



徳 島 県

徳島県では、社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、市町村における「市町村地域福祉計画」の円滑な実施を支援するため、本県における地域福祉の現状と課題を明らかにした上で、基本的な考え方や県として広域的な視点で取り組む事業について、その方向性と主な施策を定めるものとして「“未来へつながる”とくしま地域福祉プラン（徳島県地域福祉支援計画）＜第4期＞」を策定するとともに、広域的な観点から市町村の「地域福祉計画」の策定を支援している。

また、本計画については、「福祉」はもちろん、「医療」「健康」「教育」「生活」「防災」等、県の政策の基本的運営指針となる徳島新未来創生総合計画に基づくものであり、関係部局と連携、一体となって推進している。

本計画は、地域福祉の推進を通して、県総合計画で掲げる「徳島が目指すべき将来像」の実現を図っている。

また、「とくしま高齢者いきいきプラン」、「徳島県障がい者施策基本計画」、「徳島はぐくみプラン」、「徳島県地域防災計画」等の関連計画と連携を図りながら、福祉の各分野の共通的な事項を横断的に記載するとともに、上位計画に位置付け、地域福祉の視点から各計画の達成等、地域福祉を総合的に推進している。

個別避難計画に関しましては、具体的な取組について次のとおり定めている。

(4) 避難行動要支援者に対する個別避難計画

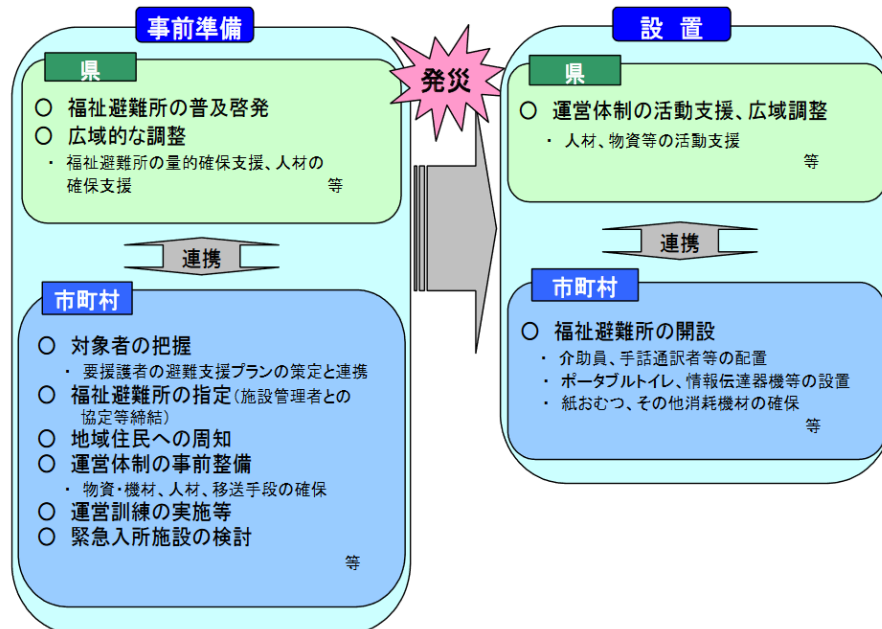
- 「避難行動要支援者名簿」に登録された一人ひとりの支援について具体的な避難方法等をあらかじめ定めておく「個別避難計画」の作成及び避難訓練に係る市町村の取組を促進します。
- 災害発生時及び臨時情報が発表された際には、いち早く避難行動を取る必要があります。安全かつ迅速に避難先へ移動するための対策、地域における支援者の確保、避難行動要支援者の個人情報に関する情報共有のあり方などの課題解決に向けて、関係機関と連携しながら着実に取り組んでいきます。

具体的な取組	2024	2025	2026	2027	2028
個別避難計画作成及び福祉避難所の設備・体制整備	市町村の課題把握		課題解決・新たな課題の対応		

避難行動要支援者の避難先となる福祉避難所については、具体的な取組について次のとおり定めている。

(5) 福祉避難所の設置・運営

- 災害発生時に一般の避難所での共同生活が困難となる要配慮者が、安心して避難所生活ができる環境を整備するため、市町村における福祉避難所の事前指定の取組、緊急に入所介護・療養等が必要になった要配慮者の受入れを可能とする体制整備を支援します。
- 災害発生時に要配慮者を円滑に受け入れ、適切な支援が行われるよう、市町村における避難所運営体制の事前整備等を促進します。
- 福祉避難所で必要となる人材・物資などが速やかに確保調整できるよう、福祉関係団体等と平常時から連携協力体制を構築します。



また、これらのほか、地域防災力の強化や名簿情報の提供については、具体的な取組について次のとおり定めている。

(2) 地域防災力の強化

- 民生委員・児童委員や自主防災組織の構成員、要支援者本人が参加する「防災出前講座」への講師派遣や、「災害時障がい者支援ハンドブック」による広報、さらに「徳島県南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針」の周知啓発等により、住民の防災意識向上を図るとともに、発災後の生活環境や教育環境の復旧・復興も見据えた関係機関の一層の連携強化、さらには自主防災組織のネットワーク化など、地域の防災力強化のための支援を行います。

(3) 支援を必要とする方に係る情報の整備

- 市町村における「避難行動要支援者名簿」の整備に係る取組、民生委員・児童委員や自主防災組織等の地域の避難支援関係者との情報共有を促進します。

b 戦略的災害医療プロジェクト（福祉避難所運営体制強化事業）の実施

今後30年間に70%の高い確率で発生するとされている、南海トラフ巨大地震では、大きな被害が起これると想定されている。

また、東日本大震災では、医療機関の機能停止や長期の避難生活等に起因する、「災害関連死」が課題となり、このような「防ぎ得た死」をなくすため医療提供体制を整備する必要がある。

このため徳島県では平成28年3月、その指針となる徳島県戦略的災害医療プロジェクト「基本戦略」を策定した。

<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2016052600028/>

徳島県戦略的災害医療プロジェクト「基本戦略」

南海トラフ巨大地震など大規模災害に備えた
災害医療の「基本戦略」を策定しました！！

【概要版】

1 南海トラフ巨大地震の被害想定は？

避難者	当日	310,600人	1週間後	362,600人	1か月後	341,700人
人的被害	死者	31,300人	負傷者	19,400人(うち重症者 5,900人)		
	新たに入院する患者	9,300人				

今後30年間に70%の高い確率で発生するとされている、南海トラフ巨大地震では、このように大きな被害が起これると想定されています。

また、東日本大震災では、医療機関の機能停止や長期の避難生活等に起因する、「災害関連死」が課題となり、このような「防ぎ得た死」をなくすための医療提供体制を整備する必要があります。

このため、その指針となる、徳島県戦略的災害医療プロジェクト「基本戦略」を策定しました。

2 基本戦略が目指す姿

- (1) 圏域毎の災害医療力の強化
- (2) 医療やケアが必要な方々に対する健康支援体制の整備
- (3) 災害関連疾患を防止するための避難環境の向上
- (4) 情報共有機能の強化
- (5) 防災用品の普及と先進的な技術・製品の導入

急性期から災害後の時期に応じた医療を提供

災害時でも治療やケアを継続

情報共有機能の強化

災害関連死を防ぐために避難所機能の強化

避難生活に役立つ防災製品の普及

3 災害医療力の強化

(1) 災害拠点病院を中心とした災害医療体制

大規模災害発生時には、被災された方の重症度に応じて、治療に対応できるよう、地域ごとに医療体制を整備しています。

◇災害拠点病院：重症傷病者の受け入れや搬出、地域の医療機関を支援するなど災害時の拠点となる医療機関【県内11病院】(全て耐震化)

◇災害医療支援病院：災害拠点病院を支援、補完する医療機関【県内8病院】

◇医療救護所：災害時に応急手当を中心とした医療救護活動を行う場所(地区医師会が支援)

◇福祉避難所：介護が必要な高齢者や障がい者など、一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われる避難所

☆ 日頃より、市町村が開設を予定している、避難所や医療救護所がどこか、確認しておきましょう！

(2) 災害時に活動する専門人材・チームの育成・強化

DMAT

災害急性期に活動できる機動性を持った医療チームを増やします。

災害時コーディネーター

発災後、刻々と変化する被災者や避難所等の状況を的確に把握し、人材や物資の調整を行うコーディネーターを配置・強化します。

OPAT

被災した精神科病棟の患者への対応や、被災者の心のケアを支援する専門チームを任命・強化します。

とくしま災害栄養チーム

避難所や給食施設等において、被災者の栄養状態の悪化を防ぎ健康支援を行う専門チームを任命・強化します。

とくしま災害感染症専門チーム

避難所等における感染症発生リスクを把握し、集団感染を未然に防止する専門チームを任命・強化します。

災害時リハビリテーションチーム

避難所等における生活不活発病を予防するためのリハビリテーションチームを構築する地域リーダーを任命・強化します。

その他にも、災害支援ナースや災害時公衆衛生支援チームなどの、災害時に活動する多くの専門チームがあり、研修や訓練を行っています。

目 次		～ 行動分野 2 要配慮者支援の強化 ～ （１）様々な要配慮者への支援	
第Ⅰ	プロジェクトのねらい	頁	
1	背景と目的	…	1
2	目指す姿	…	3
3	基本戦略について	…	4
第Ⅱ	プロジェクト行動分野		
1	災害医療力の強化		
（１）	災害医療体制の構築	…	6
（２）	災害医療を担う人材育成	…	23
（３）	災害対応力・機動力の強化	…	30
2	要配慮者支援の強化		
（１）	様々な要配慮者への支援	…	38
（２）	医学的管理を必要とする要配慮者への支援	…	40
3	避難環境の向上		
（１）	生活の質を重視した避難所の運営	…	44
（２）	多様な避難環境の創出	…	49
4	情報共有機能の強化		
（１）	住民への情報提供、住民からの情報把握	…	51
（２）	医療や防災関係機関との情報共有	…	53
5	災害医療支援ビジネスモデルの創出		
（１）	徳島ならではのビジネス機会の創出	…	56
（２）	最先端の技術や製品の導入	…	57
第Ⅲ	プロジェクトの推進について	…	58
		【施策方針 2-(1)-①】 災害時要配慮者の健康支援体制の整備 □ 高齢者、障がい者、乳幼児など災害時要配慮者について、発災時の円滑な避難や被災後の健康維持が図られるよう、多様なサポート体制を整備します。 【主要施策】 ● 避難所における要配慮者対策について、避難所のリーダー養成やマニュアルづくりに反映できるよう、市町村への情報提供や住民への啓発を行います。 ◇ 要配慮者の対応も含めた避難所開設や、運営のあり方を取り入れた訓練を、継続していきます。 ● 福祉避難所における介護食や発電機、資機材の備蓄について支援を行うとともに、食物アレルギーを持つ住民や乳幼児に、安全・安心な食を提供するため、アレルギー対応の食品や粉ミルクなどの備蓄を進めます。 ◇ 福祉避難所において受け入れる要配慮者に対して、必要となる介護食や資機材の整備に取り組む市町村を支援します。 ◇ 福祉避難所となる介護保険施設において、受け入れる在宅酸素療法者等要配慮者に必要となる、電源の確保を進めます。 ◇ 県と市町村の役割分担や備蓄目標を定めた「南海トラフ巨大地震等に対応した備蓄方針」に基づきアレルギー対応の食品や粉ミルクなどの備蓄を進めます。 <施策目標> 災害時要配慮者の健康支援体制の整備	

c 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例

徳島県においては、南海トラフを震源とする巨大地震、中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震等による震災から、県民の生命、身体及び財産を保護するため、震災対策に関し、基本理念を定め、県民、自主防災組織、学校等及び事業者の役割並びに県の責務を明らかにし、関係者相互の緊密な連携及び協働を促進するとともに、より実効性のある具体的な施策を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって震災に強い社会の実現に寄与することを目的として「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」（平成 24 年徳島県条例第 64 号）を制定した。

この条例においては、災害対策基本法第 8 条第 2 項第 15 号に規定する要配慮者のうち、震災が発生し、又は発生するおそれがある場合において特に援護を要する方を「震災時要援護者」として、支援体制の整備などについて次のとおり規定し、取組を進めている。避難行動要支援者名簿や個別避難計画についてもこれらの取組の一環として、その推進を図っている。

○徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（平成 24 年徳島県条例第 64 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～五 （略）

六 震災時要援護者 災対法第八条第二項第十五号に規定する要配慮者のうち、震災が発生し、又は発生するお

それがあある場合(以下「震災発生時等」という。)において特に援護を要するものをいう。

七 (略)

(震災時要援護者等からの情報提供)

第 21 条 震災時要援護者又はその保護者(配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、震災時要援護者を現に保護するものをいう。以下同じ。)は、震災時要援護者が震災発生時等に自主防災組織、市町村その他の関係者から避難等について支援を受ける際に必要となる当該震災時要援護者に関する情報を、当該関係者に提供しよう努めるものとする。

2 法令又は他の条例若しくは市町村の条例(以下「法令等」という。)に定めがあるものを除くほか、前項の規定により震災時要援護者又はその保護者から情報の提供を受けた者は、当該情報について、漏えい及び提供を受けた目的以外の目的のための利用を防止し、適正に管理しなければならない。

(円滑かつ効果的な避難のための体制の整備)

第 23 条 自主防災組織は、市町村その他の関係者と連携して、率先避難(地域住民等の避難を促進するため率先して行う避難をいう。以下同じ。)を行う役割を担う者の確保、震災時要援護者の特性に応じた避難の支援の体制の整備その他の地域住民等の避難が円滑かつ効果的に行われるための体制の整備に努めるものとする。

(避難計画の作成についての支援等)

第 36 条 県は、市町村が自主防災組織及び要援護者関連施設と連携して行う避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めた避難計画の作成について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

2 県は、広域的な避難が円滑に行われるよう市町村を支援するものとする。

(緊急通行車両等の通行の確保)

第 63 条 県民は、災対法又は道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行規制その他の交通規制を遵守するとともに、当該交通規制が行われていない道路においても、車両の使用を自粛することにより、災対法第 76 条第 1 項に規定する緊急通行車両(以下「緊急通行車両」という。)及び震災時要援護者等の避難のための車両の通行の確保に協力しよう努めるものとする。

d 要配慮者の福祉避難所への直接避難等の推進

令和３年の災害対策基本法が改正され、内閣府から「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が改定され、指定福祉避難所への直接の避難の推進や、緊急防災・減災事業債等を活用した指定福祉避難所の機能強化、また、同法施行規則の改正に伴う措置である指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示などの記載が追加された。

徳島県においては、国におけるこのような動きを踏まえ、「徳島県地域防災計画」（徳島県防災会議）を修正し、福祉避難所への直接避難等の推進を図っている。

○徳島県地域防災計画（抄）

市町村は、社会福祉施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者が相談や介助・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された福祉避難所（二次的な避難施設）の事前の指定に努めるものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

なお、指定にあたっては、民間の福祉施設のほか、市町村施設、宿泊施設等の活用を図り、福祉避難所の確保に努めるとともに、受け入れを想定していない避難者が避難してることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、事前の受入れ対象者を特定して公示する制度を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

e 障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例

徳島県においては、障がいのある人が、いきいきと安心して生活できるよう、障がい福祉サービス等を充実させるとともに、意欲を持って働く機会の創出など、様々な取組を積み重ねてきた。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の成立、障害者の権利に関する条約の批准、仙台防災枠組2015-2030の採択など、障がいのある人の権利を擁護する意識が高まる中、これまでの取組を更に発展させるとともに、障がいを理由とする差別の解消、障がいのある人の日常生活や社会生活を制限している社会的障壁の除去、さらには、障がいの特性に応じた適切な情報の取得及び利用、意思疎通並びに移動のための手段の確保などを通じ、障がいのある人が自立して社会参加し、及び自己の個性や能力を発揮することができるような共生社会の実現が平常時においても災害時においても求められている。

特に、障がいのある人が、その多様な障がいの特性に応じ、自らの可能性を最大限に発揮し、地域における社会貢献活動をはじめとした活躍の場を広げていくことが共生社会の実現のために必要である。

そして、障がいの有無にかかわらず全ての人が、平常時においても災害時においても、自らの地域に住み、働き、学び、自立し、互いの立場を尊重し合いながら支え合うことができる社会の実現は、地域社会の活力を取り戻すことにつながるものである。

このようなことから、障がいのある人の権利を擁護するための取組を推進するとともに、障がいのある人もない人も、支え合いながら、いきいきと暮らせる共生社会の実現を目指し、「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」(平成27年徳島県条例第71号)が制定された。

この条例において、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に関連しては、災害時等の情報の確保について次のとおり規定されている。

○障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例(平成27年徳島県条例第71号)(抄)

(災害時等の情報の確保)

第23条 県は、市町村その他の関係機関と連携して、災害その他非常の事態(以下「災害時等」という。)の場合において、障がいのある人に対し、その安全を確保するために必要となる情報を迅速かつ的確に伝えられるよう、多様な情報提供の手段を確保す



るよう努めるものとする。

- 2 県は、災害時等における障がいのある人の避難所での生活等において、必要な情報が障がいの特性に応じ、迅速かつ的確に伝えられるよう、支援する者の人材の育成を行うものとする。

f 徳島県障がい者施策基本計画（令和6年度～令和11年度）

この計画は、徳島県障がい者計画、徳島県障がい福祉計画（第7期）、徳島県障がい児福祉計画（第3期）を一体的に統合するとともに、障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例の実施計画に位置づけ、策定しているもの。

この計画は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく、県における障害者のための施策に関する基本的な計画です。また、市町村の障害者施策を推進する上での基本的方向を示すものであり、市町村障害者計画の策定に当たっての基本となるもの。

また、この計画は、障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づく県の障害福祉計画であり、児童福祉法第33条の22第1項の規定に基づく県の障害児福祉計画であり、かつ、障害者文化芸術推進法第8条の規定に基づく県の障害者による文化芸術活動の推進に関する計画として策定している。

個別避難計画や避難行動要支援者名簿に関係する具体的な取組について、次のとおり定めている。

○徳島県障がい者施策基本計画(抄)

- 避難行動要支援者名簿を活用した障がい者に対する適切な避難支援を行う「個別避難計画」の作成促進や、その後の安否確認を行うことができるよう、民生委員・児童委員や自主防災組織等の地域の避難支援関係者との情報共有を推進するとともに、災害時の連携体制の構築、避難訓練等に取り組みます。
- 市町村や障がい福祉施設の職員等に対し、「福祉避難所運営マニュアル作成指針」や「災害時障がい者支援ハンドブック」による研修を実施し、防災・減災意識の向上を図ります。
- 災害発生時において、福祉避難所の運営が円滑に行われるよう市町村における福祉避難所の体制整備を支援します。
- 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、関係団体と協働し、手話通訳や要約筆記の派遣など、障がい特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。
- 人工呼吸器を利用している難病患者に対して、停電時に一時的な電源を確保するため、難病医療分野別拠点病院とかかりつけ医の連携により、非常用発電機の貸与を行います。
- 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である方が、災害時等に一時的な電源等を確保できる体制整備に努めます。

g 身体障害者補助犬への対応

身体障害者補助犬とは、身体障害者が同伴する補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）で、身体障害者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬をいう。

身体障害者補助犬は、ペットとは異なるため法律に基づいた対応が必要であり、国、地方公共団体、公共交通事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、災害時に身体障害者が避難所などへ身体障害者補助犬を同伴して避難した場合には、身体障害者補助犬を拒んではならないことが法律で定められている（身体障害者補助犬法 第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等）。

ここでいう「同伴」とは、身体障害者を介助することを目的に付き添う（同伴する）ことと同様に、身体障害者補助犬が身体障害者とともにいることを言う。したがって原則として、身体障害者と身体障害者補助犬を分離せず受け入れるべきとされている。

盲導犬：視覚障害のある人が街なかを安全に歩けるようにサポートする。

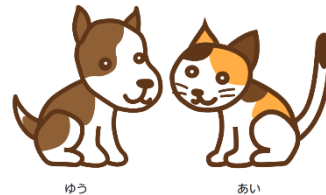
介助犬：肢体不自由のある人の日常生活動作をサポートする。

聴導犬：聴覚障害のある人に生活の中の必要な音を知らせ、音源まで誘導する。

徳島県においては、身体障害者補助犬法や国（環境省）のガイドラインなどで以上のとおり示されたことを受け、「災害時のペット対策ガイドライン」（徳島県動物愛護管理センター）において、次のとおり身体障害者補助犬について示し、避難所において身体障害者と分離せず受け入れるべきことを示している。

災害時のペット対策ガイドライン

～人とペットの災害対策～



徳島県動物愛護管理センター
令和4年3月改定

「身体障害者補助犬」と避難所などへの同伴について

身体障害者補助犬とは、身体障害者が同伴する補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）で、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬です。

国、地方公共団体、公共交通事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、災害時に身体障害者が避難所などへ身体障害者補助犬を同伴して避難した場合は、拒んではならないことが法律で定められています。

「同伴」とは、身体障害者補助犬が身体障害者とともにいることをいい、身体障害者と身体障害者補助犬を分離せず受け入れるべきとされています。



「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」(平成 27 年徳島県条例第 71 号)において、身体障害者補助犬について次のとおり規定している。

(身体障害者補助犬)

第 25 条 県は、身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法(平成 14 年法律第 49 号)第 2 条第 1 項に規定する身体障害者補助犬をいう。以下同じ。)の支援を必要とする障がいのある人の社会参加を促進するため、身体障害者補助犬の育成を行うとともに、身体障害者補助犬の果たす役割の重要性について県民の理解を深めるための啓発を行うものとする。

「避難所運営マニュアル作成指針～避難所における良好な生活環境の確保に向けて～」(平成 23 年 3 月(平成 29 年 3 月改定)徳島県)において、身体障害者補助犬について次のとおり規定している。

・居住スペースへのペットの持込は、盲導犬等身体障がい者補助犬を除いて、原則禁止とし、周知徹底します。身体障がい者補助犬を居住スペースへ持ち込む場合は、周囲の理解を得るようにします。

(参 考)

身体障害者補助犬(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaijahukushi/hojoken/index.html

人とペットの災害対策ガイドライン(環境省)

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002.html

h 発達障がい者 知って備える！～防災ハンドブック～

この「発達障がい者「知って備える」防災ハンドブック」は、発達障がいのある方や家族が、日頃から災害に備えるための心構えや準備を知るとともに、周囲の人たちが発達障がいのある方に、どのように対応をすればよいかを考える目安として平成 29 年に公表した。

東日本大震災や熊本地震では、多くの方々が被害を受け、避難を余儀なくされた。なかでも「発達障がい」のある方は、その障がいの特性から、スムーズに避難できない、避難所で過ごすことができない、心理的なショックから体調を崩すなど大変な思いをされた。

また、発達障がいは、見た目では障がいがあるようには見えないことがあるため周囲が気づきにくく、その対応にはコツが必要といわれている。

近い将来、南海トラフ巨大地震が起こるといわれている。大規模災害による被害を少しでも減らすには、日頃からの備えが大切であることはいうまでもありません。

徳島県では、このハンドブックを活用し、障がいのある人が一人一人にあった準備を行うとともに、「発達障がい」への理解を深め、障がいのある人もない人も、ともに地域で支え合い暮らしていける環境をつくることに取り組んでいる。

「発達障がい」のある方の個別避難計画づくりに取り組む場合において、このような既存の取組を活用すること、この取組の場合には、既に防災カードが作成されている場合には、その防災カードを活用することも取組の在り方の一つとなる。



3. 心構え

① 避難場所は、確認できていますか？

●避難場所は小学校など

地域の小学校(地震の場合は中学校なども)を避難所に指定しています。

●避難場所への道を確認

実際に歩いて複数のルートを確認しておきましょう。



② 連絡方法や役割分担は万全ですか？



決めてますか？

- ☐ 集合場所
- ☐ 連絡方法
- ☐ 持ち出す必要品

③ 防災カードをつくりましょう

確認したことや話合ったことを防災カードにまとめておきましょう。(P28 へ)



④ ご近所で助け合う

防災訓練に参加しよう

ご近所と顔見知りになろう

「助けてね」と頼んでみよう

地域の自主防災組織や自治会単位の防災の取り組みに参加しましょう。こうした取り組みに積極的に参加し、普段から近所の人と顔見知りになっておくだけでも、災害時に被害を減らすことができます。「災害が起きたときに状況を教えてください。」とか、「避難を助けてください。」と頼んでおくこともできるでしょう。



第2章 支援者のみなさまへ

1. 発達障がいとは

生まれつきの脳の働き方に原因があって生じる障がいです。落ち着きのなさ、コミュニケーションの苦手さなどの「困り感」があります。実は一番とまどっているのは本人ですが、外見からは理解されないため、「困った人」と誤解されることがあります。

発達障がいは珍しい障がいでなく、小学校では「クラスに2〜3人いる」と言われています。また、同じ診断名でも、個性や年齢、環境などで表面に見える姿は異なります。

支援するときは、「何に困っているのか」を理解し、具体的にわかりやすい働きかけを工夫することが必要です。話し言葉で十分に理解できないときには、文字や絵を使うなど、しんどさを減らすような工夫をすることで、本人も周りの人もずっと暮らしやすくなります。

特に災害時には普段と環境が一変するため、強いストレスを感じます。こうした障がいがあるということを知り、理解ある支援をお願いします。

◆主な発達障がい

◎広汎性発達障がい(自閉症を含む)

コミュニケーション・社会性などの面で、困難さやこだわり行動(興味が偏る、決まったパターンに固執するなど)があります。知的障がいなど他の障がいを伴う場合も多いです。伴わない場合は、アスペルガー症候群や高機能自閉症と呼ばれます。

◎AD/HD(注意欠陥多動性障害)

集中できない・落ち着きがないなど、行動面で困難さがあります。

◎LD(学習障害)

読む・書く・計算などの面で困難さがあります。

発達障がいのある方は、その特性から生活上の生きにくさをもっていますが、すぐれた記憶力、視覚情報に強いなどの強さを持っている方もいます。災害時には特性をふまえた支援が必要です。

発達障がいの特性	災害時に注意を要する行動
●想像力が弱い、全体を把握するのが苦手	★避難の必要性が理解できない
●変化に対する不安や抵抗、こだわりが強い	★いつもと違う状況で強く不安を感じる
●コミュニケーションの困難さ	★困っていることが伝えられない
●対人関係の困難さ	★避難所生活になじめない
●感覚の極端さがある(敏感・鈍感すぎる)	★痛み平気だったり、けがなどに気づかないことがある

(防災カード)

★ 防災カード ★		【基本情報・医療情報】		記入日: 年 月 日	
氏名(ふりがな)		性別	生年月日	年齢	血液型
愛称(親しい人からの呼ばれ方)					
自宅住所		アレルギー情報			
自宅電話		薬の情報(いつ、何を、どれくらい)			
保護者名1	保護者名2				
携帯電話番号1	携帯電話番号2				
その他の連絡先		その他の医療情報			
メモ					

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/hattatsu/5012229/5016347/>

長崎県の関連施策

a 長崎県総合計画 チェンジ&チャレンジ 2025

本計画は長崎県の県政の基本的な方向性を示すものとし、産業・環境・福祉・防災など各分野の計画や事業立案の基本とし、県民や地域、団体、大学、企業などと連携しながら、「総合力」を結集して実現に取り組む計画として策定した。

策定にあたっては、分かりやすい目標値の設定や成果の検証の手法、計画の実現に向けた事業推進の仕組みを組み込んだ。

本計画は、10年後の本県の将来像を見据え、5年間の政策の方向性を戦略的に示すものとし、計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間であり、令和6年1月に一部改訂が行われた。

基本理念	人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり		
基本理念 を実現す るための 3つの柱	1	2	3
	地域で活躍する人材を 育て、未来を切り拓く	力強い産業を育て、魅力 あるしごとを生み出す	夢や希望のあるまち、持 続可能な地域を創る
基本戦略	①若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る		
1	②移住対策の充実、関係人口の幅広い活用を推進する		
	③長崎県の未来を創る子ども、郷土を愛する人を育てる		
	④みんなで支えあう地域を創る		
	└施策1 誰もが安心して暮らし、社会参加できる地域共生社会の推進 └施策2 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援		

https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kenseijoho/kennokeikaku-project/sougou_plan_change_and_challenge2025/

個別避難計画との関係においては、基本戦略「みんなで支えあう地域を創る」に係る施策の一つである「誰もが安心して暮らし、社会参加できる地域共生社会の推進」の中に「高齢者や障害者等の要配慮者に対する災害時の避難支援対策を推進」が位置付けられている。



① 社会的配慮を必要とする人たちへ必要な支援を行う体制づくり

高齢者や障害者等の要配慮者に対する災害時の避難支援対策を推進します。また、生活困窮者に対しては、相談支援体制を整備し自立促進を図るとともに、民間団体等と連携しながら自殺者の減少を目指します。さらに、関係機関や団体と連携して依存症問題の対策に取り組むとともに、ひきこもりを対象とした相談支援体制も整備します。

- ・災害時に要配慮者が安全に避難できるよう、迅速に避難支援等を行える体制の整備
- ・生活困窮者を対象とした自立相談支援等による総合的な相談支援体制の構築
- ・行政や民間を含む関係団体の連携・協力による総合的な自殺対策の推進
- ・関係機関・団体との連携による問題の段階に応じた依存症対策の推進
- ・ひきこもりを対象とした、8050問題[※]も含めた相談支援体制の整備

指 標	基準値(基準年)	目標値(目標年)
避難行動要支援者の個別支援計画策定済み率 (累計)	14%(R1年)	100%(R6年)

※ここでの「個別支援計画」は、災害対策基本法でいう「個別避難計画」のこと。

b みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例

長崎県は、台風、集中豪雨、地すべり、火山噴火等様々な災害が発生する可能性があり、これまで尊い人命と貴重な財産が災害により度々失われてきた。

近年、地球温暖化等の影響もあり、全国各地で豪雨による被害が度々発生しているだけでなく、台風の大型化が懸念されている。さらには、雲仙活断層群をはじめとした活断層が確認されている地域だけでなく、地震が想定されていなかった地域においても、大きな地震が発生する可能性があり、その対策が急務となっている。

災害による被害を最小化するためには、行政による防災対策のみならず、県民自らが日頃から防災対策を講じるとともに、周囲と助け合いながら地域の安全を確保することが極めて重要であることから、「自助」「共助」「公助」の理念のもと県民等、市町、県及び防災関係機関の協働による防災対策を推進することにより、「災害に強い長崎県」を実現するため、平成25年に本条例が制定された。(平成25年4月1日施行)

本条例では、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等であって、災害時の避難等において援護を要する者を災害時要援護者(避難行動要支援者)として定義し、

- ・県民等による対策の一つとして、自主防災組織は、定期的に防災訓練等を実施することにより、地域住民に対する防災に関する知識の普及に努めること
- ・市町による対策として、福祉避難所を指定するよう努めることや、災害に備えて、あらかじめ、避難場所、避難所、避難経路等について定めた避難計画を策定するよう努めること
- ・県の基本的な施策の一つとして、災害時要援護者への情報の提供及び災害時要援護者の避難の支援を円滑に行うため、自主防災組織及び市町と連携して、必要な措置を講ずるものとする

などの取組を推進してきており、避難行動要支援者名簿や個別避難計画についてもこれらの取組の一環として、その推進を図っているところ。

○みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例（平成25年条例第23号）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(5) (略)

(6) 災害時要援護者 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等であって、災害時の避難等において援護を要する者をいう。

(円滑な避難)

第14条 県民は、災害に備えて、あらかじめ、自ら災害等に関する情報を収集するよう努めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、自主的に避難するよう努めるものとする。

2 県民は、避難のための立退きの勧告等があったときは、速やかに、これに応じるよう努めるものとする。この場合において、災害時要援護者、旅行者等の円滑な避難に配慮するよう努めるものとする。

3 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、地域住民の安全を確保するため、地域住民に対し、災害等に関する情報の伝達、避難の誘導等を行うよう努めるものとする。この場合において、災害時要援護者の円滑な避難に配慮するよう努めるものとする。

4 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その所有又は管理する施設の利用者、従業員及び

周辺地域の住民(以下この項において「施設利用者等」という。)の安全を確保するため、施設利用者等に対し、災害等に関する情報の提供、避難の誘導等を行うよう努めるものとする。

(避難計画の策定等)

第21条 市町は、災害に備えて、あらかじめ、避難場所、避難所、避難経路等について定めた避難計画を策定するよう努めるものとする。

2 市町は、前項の避難計画の策定に当たっては、福祉避難所(通常の避難所においては生活が困難な災害時要援護者を受け入れるための設備等を整えた避難所をいう。)を指定するよう努めるものとする。

3 市町は、避難場所への誘導のための標識の設置その他円滑な避難に資するための措置を行うよう努めるものとする。

4 市町は、避難所の運営における女性の参画を促進し、避難所の運営が男女双方の意向に配慮したものとなるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

<https://krq301.legal-square.com/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView>

c 長崎県障害者基本計画(第5次)

障害者基本法において、政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画である「障害者基本計画」を策定しなければならないこととされており、また、都道府県に対しては、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画である「都道府県障害者計画」を策定しなければならないこととされており、そして、市町村に対しては、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画である「市町村障害者計画」を策定しなければならないこととされている。

長崎県においては、障害者基本法第11条第2項に規定する「都道府県障害者計画」として、また、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ 2025」及び「長崎県福祉保健総合計画」(ながさきほっとプラン)を補完する個別計画として、長崎県が今後進める障害者施策の基本的な計画となる。さらに、「障害者による文化芸術に関する法律」第8条第1項に基づく障害者の文化芸術活動の推進計画を、本計画において一体的に策定した。市及び町は、障害のある人の地域での生活を支える仕組みにおいて、障害福祉サービスの提供等を通して主体的な役割を担うため、県と市及び町が連携・協力を図りながら、一体的な障害者施策の推進を図ることとしている。

個別避難計画に関係しては、次のとおり定めている。

4. 防災・防犯等の推進



【基本的な考え方】

障害のある人が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、障害特性に配慮した適切な防災・

防犯対策の推進、消費者トラブルからの保護等を図るための取組を推進します。

(1) 防災・防犯対策の推進

①避難行動要支援者の安全対策の推進

障害のある人等の避難行動要支援者（以下、「要支援者」という）に対して、防災意識の普及、災害等の情報提供、避難誘導、救護対策等のため、平常時から地域における要支援者の安全対策を推進します。

特に要支援者個人ごとに避難場所や経路、避難支援者などを定めた個別避難計画の策定について、先進事例の紹介や情報共有を図りながら市及び町に働きかけ、より実効性のある要支援者への災害時の支援対策の取組を推進します。

また、障害のある人等を受け入れる福祉避難所をさらに確保できるよう、市町と連携して取り組みます。

②～⑦ （略）

⑧避難生活における障害特性に配慮した適切な情報提供の推進

精神障害や発達障害など障害の特性により障害者が在宅に留まる場合や避難場所での生活において、必要となる情報の収集や適切な対応が行えるよう、障害者への支援方法を紹介しているリーフレットの周知に取り組めます。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/shogaisha/keikaku-shogaisha/keikaku-plans/658128.html>

d 各保健所における事業概要の公表

長崎県の各保健所においては、法令に基づき、管内における地域の実情を踏まえ、疾病の予防、衛生の向上など、地域住民の健康の保持増進に関する業務を管内の市町村など関係する機関や、地域の関係者と連携して実施する上で、毎年度、当該年度の事業計画を明らかにするとともに、前年度の事業の実績をとりまとめた上で公表し、より一層の地域保健行政の推進の一助としている。

個別避難計画関係では、保健所が所管している難病患者地域支援対策推進事業、小児慢性特定疾病自立支援事業、医療的ケア児支援の一環としての難病や小児慢性特定疾病の患者、また、医療的ケア児などに対する各保健所における取組、市町村の取組に対する支援の方向性が示されている。

○西彼保健所の例（難病患者地域支援対策推進事業に関する計画）

【事業目的】

難病患者に対し、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図る。

【現状と課題】

- ・ 難病の中でも特に神経・筋疾患については新規申請時に面接、訪問等情報把握を行い、所内にて支援方針の検討、関係機関との連携を図っている。特に病気の進行が早く、在宅療養サービスの調整が必要となる筋萎縮性側索硬化症患者や在宅療養が長期に渡る人工呼吸器装着患者を中心とした個別支援の充実が必要である。
- ・ 在宅療養生活を支える訪問介護員の質の担保並びに利用拡大を支援するために、難病ホームヘルパー養成研修をR4年度に基礎課程Ⅰ、H29年度に基礎課程Ⅱを実施した。
- ・ 患者・家族に対しての疾病の正しい理解や交流の場である医療相談会や患者家族交流事業については、県難病相談・支援センターや当事者会等と連携し、情報提供や対象者へ案内している。
- ・ 災害対策においては、市町担当部局と連携した個別支援計画策定等を進め、関係機関と情報共有を行い自助を高めていく必要がある。

【計画】

- ・主に神経難病や必要と思われる患者・家族に対し、在宅療養支援計画策定・評価事業に基づく訪問相談事業を実施
- ・ALS 患者・家族の交流会
- ・在宅人工呼吸器治療難病患者について、市町等と連携した「災害時個別支援計画」の策定支援
- ・難病従事者研修会の開催（年 1 回）
- ・西彼地域難病患者地域支援連絡会の開催（年 1 回）

※ここでの個別支援計画と災害時個別支援計画は、災害対策基本法でいうところの個別避難計画に相当するもの。

○県央保健所の例 1（医療的ケア児支援に関する計画）

【事業目的】

- ・日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18 歳以上の高校生等を含む）（以下、「医療的ケア児」という）及びその家族が、地域で適切な支援を受け、安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉・教育等の連携促進を図り、地域の支援体制を整備する。

【現状と課題】

- ・医療技術の進歩等を背景に、医療的ケア児は増加傾向にある。県央保健所管内では、小児慢性特定疾病医療費受給者のうち、令和 4 年度時点での医療的ケア児は 30 名である。地域の障害児に対する療育・相談支援体制については、管内各市町自立支援協議会こども部会で「医療的ケア児」に関する検討が進められているが、医療的ケア児については、利用できる福祉サービスや施設に限られ、就園先の確保が難しいなど、取り巻く環境における課題も多い。また、医療機器を使用する児の災害時支援体制整備については急務である。保健・医療・福祉・教育その他各関連分野の連携促進を図り、系統立てた取り組みを行っていく必要がある。

【計画】

- ・家庭訪問を通じた実態把握、関係機関との連携、地域課題の抽出
- ・災害時個別支援計画策定、避難訓練を通じた市町支援
- ・管内の自立支援協議会こども部会への参画

※ここでの災害時個別支援計画は、災害対策基本法でいうところの個別避難計画に相当するもの。

○県央保健所の例 2（難病患者地域支援対策推進事業に関する計画）

【事業目的】

- ・難病患者のQOL（生活の質）の向上を目指して、患者や家族、関係者等が連携し、地域における在宅支援体制の整備を推進することを目的とする。

【現状と課題】

- ・筋萎縮性側索硬化症患者を中心に筋・神経難病患者の訪問支援等を行っている。来所相談・電話相談等では、関係機関からの相談への対応も行っている。
- ・難病患者等の多様化するニーズに対応し、その人に応じた在宅療養支援を提供するため、必要な知識や技能を有する医療・介護・福祉等の従事者を育成するため、難病従事者研修会、難病患者等ホームヘルパー養成研修会等を開催している。
- ・平成 27 年度より難病対策地域協議会を設置し、地域における難病の患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制整備について協議を行っている。
- ・災害対策においては市町担当部局と連携した個別支援計画策定等を進めており、令和 2 年度から取り組んだ。令和 5 年 3 月末現在、在宅の人工呼吸器常時利用者 5 名を対象としており、うち 1 名が策定済、2 名が策定中である。

【計画】

- ・訪問相談事業
- ・在宅療養支援計画策定・評価事業
- ・難病対策地域支援協議会
- ・難病担当者研修会

○県南保健所の例 1（難病患者地域支援対策推進事業に関する計画）

【事業目的】

- ・難病患者・家族の生活の質の向上を図る。
- ・難病患者・家族を支援する関係機関との連携を強化する。
- ・地域の難病患者の療養支援体制を整備する。

【現状と課題】

- ・難病の中でも特に神経・筋疾患については新規申請時に面接、訪問等情報把握を行い、所内にて支援方針の検討、関係機関との連携を図っている。特に病気の進行が急速に進み在宅療養サービスの調整が必要となる筋萎縮性側索硬化症患者や在宅療養が長期に渡る人工呼吸器装着患者を中心とした個別支援の充実が必要である。
- ・地域における難病患者在宅療養支援体制の構築のため、県南地域難病対策地域協議会、連絡会を開催し、難病患者を取り巻く県南地域の現状・課題を抽出・共有した。今後は、課題を解決するための対策を検討、実施し、地域の難病患者支援体制整備や関連施策への働きかけも必要である。
- ・県南地域難病対策地域協議会で、災害時対応や、各市の災害対応を含む個別避難計画策定の進捗を確認しているが、要支援者対象範囲の違いや、計画作成の進捗に各市で差がある。保健所では人工呼吸器装着中の患者を最優先で計画作成を進めていくが、各市役所内の庁内連携を進めてもらうためにも、市担当者を含めながら進める必要がある。

【計画】

- ・在宅療養支援区分会議の実施
- ・在宅療養支援会議への参画
- ・訪問相談の実施
- ・管内で実施される関係会議等での情報提供
- ・必要に応じ、地域の在宅療養サービス（医療保険、介護保険、障害者福祉制度）と連携を図る
- ・難病患者、家族を支援する関係者を対象とした研修会の開催
- ・県南地域難病対策地域協議会の開催（年 1 回）
- ・災害時対応ハンドブック作成支援、関係機関との協議・検討（随時）

○県南保健所の例２（医療的ケア児支援に関する計画）

【事業目的】

- ・人工呼吸器等を装着している障害児やその他の日常生活を営むため医療的ケアを必要とする児（以下「医療的ケア児」）が、地域で適切な支援を受け安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉・教育の連携促進を図り、地域の支援体制を整備する。

【現状と課題】

- ・医療技術の進歩等を背景に、医療的ケア児は増加傾向にあり、管内各市の自立支援協議会こども部会等で「医療的ケア児」に関する検討が進められているが、地域において医療的ケア児を受け入れる保健・医療・福祉・教育その他関連分野の体制整備は、十分でない。
- ・災害時対策として、医療的ケア児の災害時個別避難計画を関係者と策定している。計画策定の進捗状況は、管内各市で差がある状況であるが、人工呼吸器使用患者や電源確保の必要な患者の計画策定を早期に出来るように支援していく必要がある。また、医療的ケア児やその家族が日頃から災害時に備え、自主防災意識の向上を図ることが出来るように働きかけていく必要がある。

【計画】

- ・小児慢性特定疾病受給者への面接相談・訪問支援の実施、個別支援会議への参画
- ・各市自立支援協議会（こども部会）、医療的ケア児に関する会議等への参画
- ・県南地域難病対策地域協議会への参画（１回）
- ・災害時個別避難計画の策定に対する支援
- ・自主防災意識の啓発を目的に災害対策リーフレットの改訂と配付

○県北保健所の例（医療的ケア児支援に関する計画）

【事業目的】

- ・医療的ケア児およびその家族が、地域で適切な支援を受け安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉・教育の連携促進を図り、地域の支援体制を整備する。

【現状と課題】

- ・医療的ケア児支援では、保健・医療・福祉・教育その他各関連分野が連携しライフステージを通して一貫した支援体制の整備が必要である。
- ・県北地域では訪問医やレスパイトの受け入れ施設不足、訪問看護の偏在等の課題もある。医療的ケア児が地域で安心して生活するために、支援者同士のより一層の連携強化が必要である。
- ・災害時個別避難計画策定については、難病対策と協働し各市町へ働きかけている。今後は未策定市町への支援や策定後の課題整理等、各市町の実情に応じた支援を行う必要がある。

【計画】

- ・個別支援を通じた医療的ケア児への支援
- ・関係者との連携体制整備の推進（災害時個別避難計画策定に向けた市町への支援等）
- ・災害時支援に向けた体制整備

※ここでの災害時個別避難計画は、災害対策基本法でいうところの個別避難計画に相当するもの。

○五島保健所の例（難病患者地域支援対策推進事業に関する計画）

【事業目的】

保健所を中心として、地域の医療機関、五島市の福祉部門等との連携のもと、在宅の難病患者への療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者等の生活の質の向上を図る。

【現状と課題】

- ・ 特定医療費（指定難病）受給者は、潰瘍性大腸炎、パーキンソン病、全身性エリテマトーデスの疾患が多い。
- ・ 主な神経難病（脊髄小脳変性症、パーキンソン病）の患者は、高齢者が多い。在宅療養中の患者については、多くが介護保険を利用しており、療養支援の中心はケアマネージャーが担っていることが多い。
- ・ 五島保健所管内に難病患者会はなく、患者・家族同士が情報交換できる場は少ない。新規・更新申請時に、必要に応じて本土患者会等の活動紹介をしたり、医療相談等に合わせ患者・家族同士の交流の機会を設ける必要がある。
- ・ 災害対策に関して、地域全体として支援体制を整えていく必要がある。

【計画】

- ・ 在宅療養支援計画策定・評価事業（対象：在宅で生活している神経筋疾患患者等）：定期的な所内の検討会の開催（年4回以上）。困難ケースは、必要時ケース検討会の開催・参画
- ・ 訪問相談事業（対象：在宅で生活している神経筋疾患患者等）：状況確認を目的とした、患者の訪問及び、新規・更新申請時の面接の実施、支援区分に沿った個別支援の実施
- ・ 訪問相談員育成事業：ヘルパー研修会の開催（必要時）
- ・ 医療相談事業：医療相談会の開催（必要時）
- ・ 医療依存度が高い（電源の確保が必要な在宅療養者）対象や自力での避難が困難な対象については災害時の対応について五島市をはじめとした関係機関と協働で体制整備を図る。

○上五島保健所の例１（医療的ケア児支援に関する計画）

【事業目的】

- ・ 医療的ケア児が、地域で適切な支援を受け安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉・教育の連携促進を図り、地域の支援体制を整備する。

【現状と課題】

- ・ 管内には医療的ケア児が少なく、それに伴い支援経験のある関係者も少ない状況である。そのため個別ケースへの支援を通じて、発達段階に応じた地域関係者との連携を図り、体制を構築していく必要がある。新上五島町においては、保育施設での受け入れにかかる医療的ケア児ガイドラインが令和5年2月に作成された。
- ・ 災害時の対策については、医療的ケア児とその家族、関係者の自主防災意識の向上を基本として、町が策定する個別避難計画に基づいた連携体制の整備が必要である。

【計画】

- ・ 町や関係機関と連携し、個別ケースへの支援を実施する（随時）
- ・ 町の医療的ケア児支援に関する体制整備に向けた支援の実施（随時）
- ・ 町主催の関係会議への参画

○上五島保健所の例２（難病患者地域支援対策推進事業に関する計画）

【事業目的】

- ・ 地域の難病患者等の日常生活における療養上の悩みや不安等の解消等に努める。
- ・ 在宅の難病患者への療養上の適切な支援を行い、難病患者等の安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図る。

【現状と課題】

- ・日常生活において支援を要する、神経・筋疾患群の指定難病受給者（５９名）が最も多い。新上五島町（上五島病院）においては医師派遣体制が整っているが、小値賀町は未整備である。また原則申請先が県庁に統一された関係で、例年更新申請来所時に実施していた面接による情報収集が困難となったため、家庭訪問等で実施していく。
- ・難病従事者の研修機会は限られているが、既存のオンライン研修を案内し、難病に関する知識を学ぶ機会を確保する必要がある。また、難病患者等ホームヘルパー養成研修会については、原則毎年の開催とし、まずは訪問介護事業所対象者の研修修了者増加を目指す。加えて、訪問介護事業所以外の施設従事者に対する案内も継続し、ゆくゆくは施設従事者の研修修了者増加も見据え、長期計画的に取り組む必要がある。
- ・避難行動要支援者対策に関しては、医療依存度の高い低いにかかわらず、難病患者の中でも特に支援が必要な方（移動困難者等）に対し、計画作成を協働して取り組むよう共通理解が得られている。現在、新上五島町で２名、小値賀町で１名を作成済みであり、把握し得る対象者については概ね作成できている。今後も、作成済みの対象の更新を含めて、災害対策と個別避難計画作成に向けた支援が必要である。

【計画】

- ・在宅療養支援計画策定・評価事業及び所内ケース検討会の開催：随時
- ・訪問相談事業：新規患者の訪問及び面接、更新申請時の面接
- ・医療相談事業
小値賀町：年１回（集団）
新上五島町：年１回（集団）
- ・難病対策地域協議会
地域リハビリテーション協議会：年１回、小値賀町難病対策関係者連絡会：年１回
- ・避難行動要支援者対策における町の個別避難計画作成に向けた支援：随時
- ・難病患者等ホームヘルパー養成研修会：年１回

○壱岐保健所の例（難病患者地域支援対策推進事業に関する計画）

【事業目的】

- ・難病患者・家族の医療及び日常生活に係る相談、指導、助言等を行い、療養を支援する。
- ・難病患者等の多様化するニーズに対応するため、地域の難病従事者の資質向上や地域関係機関とのネットワークづくり等体制整備を行う。

【現状と課題】

- ・平成２７年１月１日施行の「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、難病患者支援の充実を図っていく必要がある。
- ・在宅で生活するＡＬＳ等の神経・筋疾患患者を重点的に支援していく。
- ・管内の関係機関の連携は円滑に行われているが、引き続きネットワークづくり等体制整備を行っていく。
- ・壱岐管内は難病患者が少なく、医療・福祉関係者が難病患者と接する機会が少ないため、医療・福祉関係者に難病に関する情報を提供することが必要である。
- ・災害対策基本法の一部を改正する法律により、個別避難計画策定が市町村の努力義務になっているが、壱岐市では策定が進んでいない状況にあり、現在、相談支援専門員等の参画が得られるよう働きかけをしているところである。今後も市と連携して個別避難計画策定を進めていく必要がある。

【計画】

- ・支援の必要性が高い神経・筋疾患を中心とした訪問（適宜）
- ・難病在宅療養生活支援検討会（適宜）
- ・難病従事者研修会 １回

○対馬保健所の例 1（医療的ケア児支援に関する計画）

【事業目的】

- ・医療的ケア児及びその家族が、地域で適切な支援を受け安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉・教育等の連携促進を図り、地域の支援体制を整備する。

【現状と課題】

- ・対馬保健所が把握可能な小児慢性特定疾病受給者の中で、医療的ケアを必要としている児は4名いる。保健所は、小児慢性特定疾病受給者の支援の一環として、医療的ケア児への個別支援を行い、随時、関係機関と情報共有している。
- ・令和4年度に対馬市自立支援協議会こども部会において、医療的ケア児全ケースの情報共有と、「就園・就学について」をテーマに各ケースの課題と地域課題の検討を行った。
- ・個別のケースを通じた体制づくりへと繋げるため、対馬市自立支援協議会においてもこども部会にて挙げた地域課題（交通費助成の要望、看護師確保が困難であること）を報告することができた。
- ・今後も各地区各機関の個別支援の積み上げから、市全体の課題整理と体制整備につながるよう、協議の場として市の自立支援協議会の部会が機能する必要がある。
- ・医療的ケア児が安心して生活できるよう、災害時支援として、災害時個別支援計画を令和元年度に1名、令和3年度に1名、令和4年度に1名関係者で策定した。

【計画】

- ・個別支援（面接・訪問）を随時、実施する。
- ・対馬市福祉課、対馬市社会福祉協議会と協力し医療的ケア児協議の場を開催する。
- ・小児慢性特定疾病医療受給者、家族の自助意識向上のための災害対策リーフレットの作成と配布。
- ・関係機関と随時、情報共有を行う。

※ここでの災害時個別支援計画は、災害対策基本法でいうところの個別避難計画に相当するもの。

○対馬保健所の例 2（地域総合療育指導事業のうち小児慢性特定疾病自立支援事業に関する計画）

【事業目的】

- ・心身に障害を持つ児童や慢性疾患等により長期療養の必要な児童等に対し、保健・医療・福祉に関するサービスの調整と日常生活の相談指導を行う。

【現状と課題】

（小児慢性特定疾病自立支援事業）

- ・小児慢性特定疾病医療費受給者数は令和5年5月時点で27名である。
- ・新規申請者に対しては、保健師による面接を実施後、所内支援会議にて今後の方針を決定している。
- ・電力を必要とする医療機器使用児、重症認定児、その他保健所が必要と判断した児を対象に災害時要支援者名簿を整理しており、4名の登録がある。保健所内での活用方法及び市との共有方法についても検討が必要である。
- ・災害時要配慮者対策については、対馬市内部でも各部署で動き始めているため、市の取組状況を確認しながら、情報提供等の支援を行う必要がある。
- ・災害時においては、行政のみの対応には限界があるため、小児慢性特定疾病医療費受給者と家族の自助意識や地域との繋がりを高める必要がある。

【計画】

（小児慢性特定疾病自立支援事業）

- ・新規申請者は地区保健師が面接し、所内検討で支援方針を検討する。
- ・市内部（保健、福祉、防災）が連携して、長期療養時の対策についても主体的に取り組めるよう、市の取組状況を確認しながら、情報提供等の支援を行う。

- ・更新時の面接をもとに、保健所の災害時要支援者名簿を年 1 回更新する。名簿の活用方法について所内で検討し、担当以外の職員にも周知を行う。
- ・災害時個別支援計画は、策定の必要性がある場合に検討し、策定する。
- ・小児慢性特定疾病医療費受給者と家族の自助意識を高めるリーフレットについて、既存の機会を通して、受給者に配布する。

※ここでの災害時要支援者名簿と災害時個別支援計画は、それぞれ災害対策基本法でいうところの避難行動要支援者名簿と個別避難計画のこと。

e 首長による施政方針での表明（佐世保市）

令和4年3月定例市議会（令和4年2月24日）における市長の令和4年度の施政方針において、個別避難計画は次のとおり言及されている。佐世保市においては、この施政方針の下、各種の計画で枠組みを定め、具体的な施策に落とし込み、庁内外、また、防災、福祉、保健など関係者が協力して個別避難計画の作成に取り組んでいる。

○令和4年度施政方針（抄）

・・・

高齢者になっても健康で自立した生活ができる環境づくりについては、高齢者自身が役割や生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせる社会を築くために、医療・介護などの支援を一体的に提供する体制、いわゆる地域包括ケアシステムのさらなる拡充と深化を図ってまいります。

高齢者等の避難行動要支援者への対応については、名簿の活用と、より実効性を高めるために「個別避難計画」の策定に取り組んでまいります。

障がい者の自立と社会参加の環境づくりについては、佐世保市障がい者プランなどで策定した取組を着実に実施いたします。

また、地域共生社会の実現に向け、第3期佐世保市地域福祉計画に基づき、地域における福祉課題の解決に努めるとともに、地域住民の複合化・複雑化する支援ニーズに対して包括的に支援する体制を確保するため、地域連携準備室（仮称）を設置するなど、「重層的支援体制」の整備に向け、社会福祉協議会等と連携をして取り組んでまいります。

・・・

また、防災行政無線については、残る市内12地区の希望世帯に対し、戸別受信機の無償貸与を行い、全市域の環境整備を図ってまいります。

あわせて、地域の災害特性に応じた住民参加型の地域型防災訓練を引き続き実施し、地区防災計画策定及び地域の防災活動の支援を実施するほか、災害時の分散避難の推進にも寄与する町内会公民館等の自主運営地域避難所としての活用にも理解を求め、地域住民の災害対応能力の向上を図ってまいります。

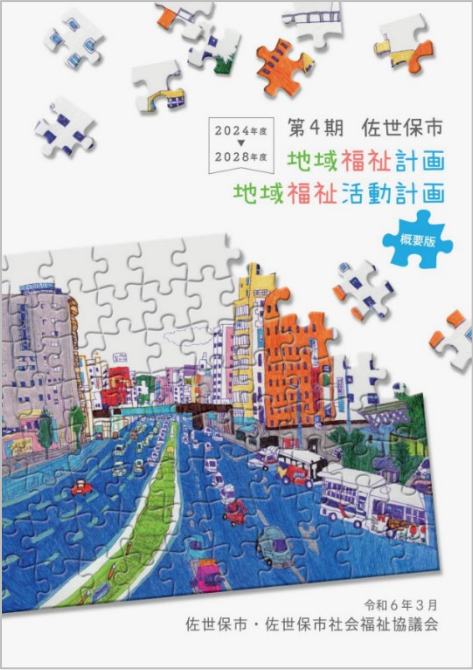
・・・

f 第4期佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」「ともに支え合うことができる地域づくり」を進め、「地域共生社会の実現」を目指すための「理念」と「仕組み」を明確に示す計画とされている。また、「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進の中心となる社会福祉協議会が、社会福祉法第 109 条に基づき策定し、「地域福祉計画」で定められる諸施策に対して、地域住民等の地域福祉に関する主体的な活動を活性化させるための取組内容を具体的に示す活動・行動計画とされている。

佐世保市においては、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定することで、地域福祉の推進の基本理念を共有し、市と社会福祉協議会等が連携・協働する実効性のある計画として策定した。また、本計画は「佐世保市総合計画」を最上位計画とし、あわせて、他の福祉に関連する計画の「上位計画」として位置づけ、これまでに策定され、実行されてきた「佐世保市障がい者プラン」や「佐世保市地域防災計画」などの関連計画との連携・整合を図り、令和6年度から令和 10 年度までの5年間を計画期間として策定した。

本計画の基本目標の一つとして、「誰もが相互に理解を深め地域の課題を共有し、課題解決に向けて共に取り組む『地域づくり』」（基本目標2）があり、この目標に係る「計画達成に向けた主な数値目標の一つとして、災害時個別避難計画策定進捗率を用いている。



○基本目標2に係る計画達成に向けた主な数値目標（抄）

項 目	実績	R6	R7	R8	R9	R10
ふれあいいきいきサロンの自主運営数	—	6カ所	12カ所	18カ所	24カ所	30カ所
災害時個別避難計画策定進捗率	3% (R4)	40%	74%	100%	100%	100%
※洪水ハザードマップにおける危険区域内の要支援者の方を対象						
「生活上の悩みや困りごとの相談先」について相談先があると答えた人の割合（市民意識調査アンケート）	91.85% (R4)	—	—	—	—	95%

※ここでの「災害時個別避難計画」は、災害対策基本法の個別避難計画のこと。

基本目標2「誰もが相互に理解を深め地域の課題を共有し、課題解決に向けて共に取り組む『地域づくり』」の実現を図るため、次のとおり施策を講じることとしている。

- ①災害ボランティアへの活動支援や市民に対する防災意識の啓発

②緊急時・救急時に備える取組

③災害時避難行動要支援者支援事業の推進

④福祉避難所の充実

⑤日常的な地域の安全・安心の保全

③ 災害時避難行動要支援者支援事業の推進

- 災害対策基本法に基づき、災害時に避難支援を必要とする避難行動要支援者の名簿を作成し、災害時及び災害発生の恐れがある際の要支援者の避難支援対応に備えます。また、登録者の増加に向けて、制度内容の周知にも取り組みます。
- 佐世保市 ○避難行動要支援者名簿対象者のうち、本人の同意があるものについて、避難支援関係者（警察、消防、民生委員、町内会等）へ名簿の配付を行い、日頃からの見守り活動や有事の際の適切な避難行動のためのシミュレーションを行います。
- 名簿について、随時、対象者の更新を行う等、適正な管理・運用に努めます。また、避難支援関係者に対する名簿の提供についても、定期的に、更新・配付を行います。
- 対象者個々への支援体制等について、防災危機管理局をはじめ、地区自治協議会や町内会関係者との協議連携を図り、個別避難計画の作成に取り組みます。

【主な取組】

- ・避難行動要支援者名簿の作成
- ・避難支援関係者への情報提供に関する名簿対象者の同意（意思）確認と同意者数の増加
- ・避難行動要支援者名簿（同意者分）の避難支援関係者への配付
- ・災害時個別避難計画の作成及び避難支援等関係者との連携体制の構築

④ 福祉避難所の充実

- 佐世保市 ○福祉避難所協定施設と連携し、迅速かつ円滑な福祉避難所設置を行います。また、関係機関への説明と連携を行いながら、福祉避難所への直接避難ができる体制の構築を目指します。
- ※参考 福祉避難所協定締結施設数（令和5年 10 月現在）
42 施設（受け入れ可能人数：309 人）

【主な取組】

- ・避難行動要支援者名簿の作成
- ・避難支援関係者への情報提供に関する名簿対象者の同意（意思）確認と同意者数の増加
- ・避難行動要支援者名簿（同意者分）の避難支援関係者への配付
- ・災害時個別避難計画の作成及び避難支援等関係者との連携体制の構築

g 第3期佐世保市地域コミュニティ推進計画

第3期佐世保市地域コミュニティ推進計画は、平成30年3月に策定した「第2期佐世保市地域コミュニティ推進計画」が令和5年3月に終期を迎えたことに伴い、その計画の取組状況と評価を踏まえ、地域コミュニティの活性化の推進に関する理念を明らかにし、町内会等への市民の皆さんの主体的な加入と住民自治組織の活動への参加・参画が進むことを目指すとともに、誰もがいつまでも安心して暮らせる地域社会を実現

するために制定された「佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例」（平成29年条例第43号）に掲げる地域コミュニティの活性化の推進のため、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間として策定した。

この計画は、「佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例」に基づき、誰もがいつまでも安心して暮らせる地域社会を実現するため、「第7次佐世保市総合計画」の分野別計画の一つとして、本市の各関連計画との整合・連携を図りながら策定した。

実効的な個別避難計画作成の取組を推進する上で、地域コミュニティとの連携は極めて重要であり、第3期佐世保市地域コミュニティ推進計画に関する「計画の推進内容と具体的な取組み」において「地区自治協議会の役割」として、次のとおり個別避難計画を始めとする各分野における喫緊の各課題に関して地区自治会と佐世保市の協働した取組を期待し、また、推進していくことを定めている。



分野	問 題	取組内容案
福祉	災害対策基本法の改正（令和3年5月）により、避難行動要支援者ごとの「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務となりましたが、対象者が多いことから行政だけでは作成することが困難です。	避難行動要支援者の状況や避難所までの経路等を把握している町内会をはじめ、自主防災組織や民生委員、福祉専門職であるケアマネージャー、相談支援専門員、地域包括支援センター等、様々な関係者の方と協力しながら、 <u>「個別避難計画」の作成を推進したい。</u>
	地域住民が抱える複雑・複合的な課題や狭間のニーズに対しては、子ども・障がい・高齢・生活困窮という分野別の行政だけの支援体制だけでは解決することが困難になってきています。	子ども・障がい・高齢・生活困窮という分野にこだわらず、地域団体等が主体的に対話の中から新たな気づきや展開が生まれる場づくりの構築を支援していきたい。

防災	近年、地震や風水害等による大規模な自然災害等が発生しており、地域の特性に応じた個別具体的な防災計画の作成や防災訓練の実施に対する必要性が高まっています。また、長期にわたる避難生活となった場合、公助だけでは限界があり、適切な避難所運営ができないおそれがあります。	平時からの備えとして、 <u>地区防災計画の作成とその有効活用、そして地域における防災訓練などに対する支援を継続し、地域の防災力の向上を推進したい。</u> また、災害における避難所設置の際、地区自治協議会地域内の避難所となるコミュニティセンターや小中学校において、 <u>地域住民が避難所運営の協働的な役割を担っていただき、地域共助の取組みを推進したい。</u>
交通	公共交通に関して、利用者の減少による交通事業者の経営状況の悪化や運転士不足等に伴い、運行を担う交通事業者の確保が困難になり始めています。	地域内の移動手段の確保について、デマンドタクシー等既存の制度にとらわれず、地域団体等が主体的に運行できる輸送手段を構築したい。

<https://www.city.sasebo.lg.jp/siminseikatu/comkyo/keikaku3.html>

h 在宅人工呼吸器使用者の非常用電源装置購入費給付事業（佐世保市）

災害等による停電が生命の危機に直結する在宅人工呼吸器使用者の安全を確保するためには、停電に備え人工呼吸器を作動させるために必要な電源を供給するための予備電源を整備する必要があります。

このため、佐世保市においては本事業により、市内にお住いの日常的に在宅で人工呼吸器を使用される方の非常用電源装置に係る購入費の給付を行っている。

○対象者

- ・佐世保市内に住民票がある方
- ・医師の指示により在宅で日常的に人工呼吸器を使用する方
- ・以下の障がい要件のいずれかを満たす方
 - （１）呼吸器機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた方
 - （２）重度の肢体不自由により身体障害者手帳の交付を受けた方で、慢性的な呼吸障害を伴う方
 - （３）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の対象難病に罹患し、慢性的な呼吸障害を伴う方
- ・災害対策基本法における避難行動要支援者の「個別避難計画」又は佐世保市在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針における「災害時個別支援計画」を策定した方

○給付対象の非常用電源装置

- ・人工呼吸器を動作させることができる非常用バッテリーで、事前の動作テスト等によ

り動作確認が行われたもの

- ・新規に購入するもの、または自費で購入した電源装置の買い替えにかかるもの（本制度による再支給はありません）

○給付額

給付基準額	33万円と実際の購入費用のいずれか少ない額
給付額	給付基準額から利用者負担額を差し引いた額
利用者負担額	給付額の1割、ただし申請者の世帯の所得（課税）状況に応じて利用者負担の上限を設ける

○給付額

所得区分	利用者負担の上限額
生活保護世帯・世帯員全員が市民税非課税世帯	0円
世帯員のうち税額が最も高い者が均等割課税のみである場合、又は所得割額（年税額）が、33,000円未満である場合	5,000円
世帯員のうち税額が最も高い者の所得割額（年税額）が、33,000円以上235,000円未満である場合	10,000円
世帯員のうち税額が最も高い者の所得割額（年税額）が、235,000円以上である場合	20,000円

i 災害時における電動車両等の支援に関する協定（長崎県、三菱自動車等）

長崎県と長崎三菱自動車販売株式会社、三菱自動車工業株式会社は、異常かつ激甚な非常災害が県内における災害の発生時に、相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く県民に知らしめ、長崎県と協定締結団体が共に理解醸成に努めることを目的として「災害時における電動車両等の支援に関する協定」を締結している。

県単位で設立された団体等と長崎県が協定を締結することで、長崎県の管内全域で、協定締結団体からの支援を受けることが可能となる。このような取組により、管内の市町村が個別に協定を結ぶことなく管内市町村の住民（特に電源を必要とする医療機器を使用している避難行動要支援者）に係る非常用の電源を確保の円滑化が期待されるところであり、市町村の負担の軽減が図られる。

○貸与する電動車両等

- （1）電気自動車
- （2）プラグインハイブリッド車
- （3）自動車からの外部給電に必要な機器

ｊ 電気自動車を活用した災害連携協定（佐世保市、日産自動車、佐世保タクシー等）

佐世保市で災害を起因とする停電が発生した際、市が指定する避難所に佐世保タクシーの所有する電気自動車（EV）「日産リーフ」及び長崎日産自動車、日産プリンス長崎販売の店舗に配備している電気自動車（EV）「日産リーフ」を無償で貸与する。

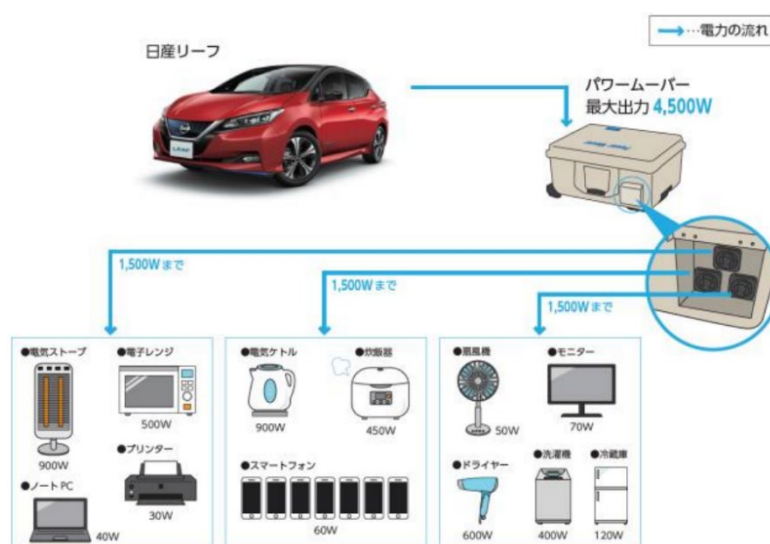
佐世保市、佐世保タクシー、日産自動車、長崎日産自動車、日産プリンス長崎販売、西九州させばパワーズの協力により電気自動車（EV）からの給電を行うことで、災害時においても継続して電力が供給できる体制を整え、避難所の円滑な運営を図り、市民の生命及び身体の安全を守る。



佐世保市、佐世保タクシー、日産自動車、長崎日産自動車、日産プリンス長崎販売、西九州させばパワーズは、平常時も電気自動車（EV）の普及促進を行うほか、佐世保市のイベントで使用する電力を電気自動車（EV）から供給することで、『電気自動車は「走る蓄電池」』としての活用を市民へ積極的にアピールし、環境・防災意識向上を目指す。また、西九州させばパワーズは、災害時やイベント等を行う際に使用するための外部給電器を無償で貸与する。

佐世保市は、西九州させばパワーズと連携し、市民が所有する電気自動車等を災害時の避難所等の電源として活用するための「災害時等協力登録車制度」を構築する。

このような取組により、佐世保市の住民（特に電源を必要とする医療機器を使用している避難行動要支援者）に係る非常用の電源を確保の円滑化が期待される。今後は総合防災訓練等の場を通じて避難行動や避難支援等関係者に知ってもらうことに取り組むことを検討することが考えられる。



鹿児島県の関連施策

a 地域防災地図作成の手引き

自主防災組織など地域住民が効果的な防災対策を実施するためには、地域住民が意見を出し合って「地域防災地図」を作成し、地域ぐるみの早めの避難体制や災害時要援護者対策などを検討することが最も有効な手段のひとつである。

県では、県内4箇所をモデル地区に指定し、風水害、地震、津波などを想定して地域防災地図作成研修会を開催し、モデル地区の作成過程を参考に「地域防災地図作成の手引き」を作成した。

自治会長や県地域防災推進員、各市町村防災担当者などの関係する方々が、この手引きを参考に地域防災地図を作成し、その取組により、地域住民の情報の共有化、防災意識の醸成が図られ、安心して生活できる地域社会の実現の一助になることを期待している。



<https://www.pref.kagoshima.jp/aj07/saigaitaisakuka/documents/documents/document/s/chiikibousaichizu.html>

b 地区防災計画の作成支援の取組「みんなで作る地区防災計画」

地区防災計画とは自分たちが生活する地区の住民の“命を守る”ため、地区の特性や想定される災害に応じて、平時の防災活動や災害時の行動を地区のみんなで“考え”、話し合いながら“つくる”計画である。

鹿児島県では、地区防災計画の作成を促進するため、自主防災組織や地域住民等を対象としたパンフレット「みんなで作る地区防災計画」を作成した。

このパンフレットでは、写真やイラスト等を用いて、地域での防災活動の必要性や計画作成の手法などをわかりやすく記載している。



<https://www.pref.kagoshima.jp/aj07/chikubousaikeikaku.html>

c 令和5年度鹿児島県総合防災訓練

防災関係機関の災害への対応に関しては、災害対策基本法、防災基本計画、その他の各種規定等に基づき防災訓練を行うことが定められている。

まず、国の防災基本計画と鹿児島県地域防災計画においては、平常時から避難行動要支援者名簿に記載等されている情報の提供を行い、多様な主体の協力を得ながら、避難訓練を行うこと、また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、避難訓練の実施等を一層図るものとされている。

また、防災訓練を総合的かつ計画的に実施する際の指針を示す令和5年度総合防災訓練大綱では「5. 地方公共団体等における防災訓練等」の「(8) 要配慮者の避難支援訓練等」において、次のとおり定めている。



避難行動要支援者ごとに、避難先や避難経路、避難誘導時の配慮事項等の情報を記載した個別避難計画の実効性を高めるには避難行動要支援者が自主的に実施できるもの（屋内安全確保を想定した訓練や、避難先まで歩き経路を確認すること等）を含め訓練を通じた改善が重要である。

こうしたことを踏まえ、考え得る様々な災害や被害を想定し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画も活用して、高齢者等避難等の避難情報の伝達、避難場所への避難誘導、避難所の開設・運営等に関する訓練を、「防災」と「福祉」の関係部局や地域の関係者（自主防災組織、社会福祉協議会等）が緊密に連携の上、要配慮者本人や要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）の管理者、さらには、NPO・ボランティア、地域企業の従業員等の参加を得ながら実施するよう努める。訓練で得られた課題等については、実効性のある個別避難計画の作成、地区防災計画や要配慮者利用施設の避難計画等の策定、施設職員向けのマニュアルの改正等の改善策の検討を通じて、要配慮者の避難支援等の体制の整備に努める。特に訓練等で個別避難計画と地区防災計画の連動について実効性を確認することが重要である。また、要配慮者が災害時に適切な避難行動をとれるよう、要配慮者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施する。

これらのことを受けて、鹿児島県においては、共催している市町村の協力を得て、また、当該市町村の避難行動要支援者の参画を得て、総合防災訓練を開催している。

総合防災訓練は、毎年度、異なる市町村と共催していることから、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に係る訓練を実施できていない市町村においては、訓練に取り組む契機となることを期待しているほか、訓練に参加している社会福祉協議会など関係団体や周辺の市町村からの見学者などの関係者を通じた周辺市町村や県内への波及を期待している。

また、訓練に参加している青年会議所、隊友会、大学などの団体、そして、ボランティア活動や地域での支え合いに関心のある関係者、さらに住民のみなさんに避難行動要支援者

や個別避難計画を知ってもらう契機として個別避難計画に関する普及啓発の一環となり、個別避難計画作成の取組への参画や、避難支援等実施者を引き受けていただくことにつながることを期待している。

○訓練の概要（抄）

訓練項目	訓練時間	訓練概要	訓練実施機関	訓練場所
避難行動要支援者の 避難支援	8:30 ～ 11:00	・始良市は、障害福祉サービス事業所「あじさい園」内に指定福祉避難所を開設し、個別避難計画に基づき避難してきた避難行動要支援者の受入れを開始した。	始良市 障害福祉サービス事業所あじさい園	始良市内
避難所の設置・運営 （避難行動要支援者・難病患者）	8:30 ～ 11:00	・地震が発生したことにより、家屋が半壊状態となり、停電して自宅で過ごせなくなった避難行動要支援者（難病患者）を、関係機関が協力して避難所まで搬送。 ・避難所到着後、バイタルサインチェックや呼吸器回路の確認、医師による診察等を実施。	県始良保健所 始良市 始良市消防本部 住民 医療機関 医療機器メーカー 訪問看護・訪問介護事業所 南日本段ボール工業組合 日本赤十字社鹿児島県支部 等	加音ホール

<https://www.pref.kagoshima.jp/bosai/saigai/data/r5sougoubousaikunnrenn.html>

d 要配慮者の福祉避難所の直接避難等の推進

要配慮者にとっては、一般避難所で過ごすことに困難を伴うことがあり、平素から利用している施設へ直接避難したいとの声があるため、福祉避難所の確保が求められている。

令和3年に災害対策基本法が改正され、内閣府から「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が改定され、指定福祉避難所への直接の避難の推進や、緊急防災・減災事業債等を活用した指定福祉避難所の機能強化、また、同法施行規則の改正に伴う措置である指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示などの記載が追加された。

鹿児島県においては、国におけるこのような動きを踏まえ、「福祉避難所確保・運営マニュアルモデル」を令和5年3月に改定し、福祉避難所の確保、福祉避難所への直接避難等の推進を図っている。

○福祉避難所確保・運営マニュアルモデル（令和5年3月）（抄）

2 平時の取組
① 指定福祉避難所として利用可能な施設の把握（略）
② 指定福祉避難所の指定及び公示
A 福祉避難所の指定基準（略）
B 受入対象者の特定について
○ 令和3年施行規則改正により、指定福祉避難所を指定したときに、あらかじめ受入対象者を特定し・・・。

○ 指定福祉避難所の受入対象者は、当該指定福祉避難所の通常業務におけるサービス対象者や平素から利用している者、当該福祉避難所の体制などの実情等を踏まえて特定する。例えば、老人福祉施設が高齢者、障害者福祉施設が障害者、特別支援学校が障害児及びその家族を受入対象者として特定することなどが考えられる。

○ 受入対象者を特定することは、避難者数、受入対象者への支援内容の検討や必要な物資の内容や数量の検討、さらに必要な物資の備蓄、非常用発電機等の設備の準備等を一層進めるとともに、一般の避難所で過ごすことに困難を伴う障害者等の指定福祉避難所への直接の避難を促進していくことにもつながると考えられる。

○ 特別支援学校について、障害児やその家族が避難するための指定福祉避難所とすることも想定される。また、それ以外の指定福祉避難所となる施設を含め、個々の特別支援学校や施設の事情に留意しつつ、関係地方公共団体は、人材の確保や備蓄等について必要な支援を行う。

C 指定福祉避難所の公示

○ 指定福祉避難所の受入対象者は、特定された要配慮者とその家族のみが避難する施設であることを公示・・・。

○ 指定福祉避難所で受入対象者を（要配慮者の一部と特定せず）要配慮者全体とする場合でも、受入れを・・・。

○ 令和3年施行規則改正の施行に当たり、従来、令第20条の6第1号から第4号までに定める基準に・・・。

③ 指定福祉避難所の周知徹底

○ 市町村は、あらゆる媒体を活用し、指定福祉避難所の名称、受入対象者等に関する情報を広く住民に周知する。特に、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対して、周知徹底を図る。

④ 指定福祉避難所ごとの受入対象者の調整

○ 市町村は、指定福祉避難所へ直接に避難する者について、地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセスを通じて、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行う。

○ 市町村が希望する要配慮者全員を指定福祉避難所に直接避難させることができない場合などには、・・・。

「福祉避難所確保・運営マニュアルモデル」が示している非常用発電機等の準備に関する取組事例としては、薩摩川内市において、主に電源が必要な医療機器を使用する「医療的ケア」の必要な方の受け入れを想定して薩摩川内市社会福祉協議会と協定を締結し、緊急防災・減災事業債を活用して「総合福社会館」（薩摩川内市社会福祉協議会）に非常用発電機を令和5年7月に設置し、8月には避難行動要支援者である医療的ケア者ご本人の参加を得て、動線や設備、非常用発電機の運転手順の確認などを行った。

10月には、薩摩川内市社会福祉協議会が主催、薩摩川内市が共催、そして、避難行動要支援者である医療的ケア者ご本人の参加を得て、また、保健所、医療機関、民生委員、地元ボランティア団体の協力を得て移動や連絡の手順を確認し、ご本人と住民の皆さんが実際に一緒に自宅から福祉避難所である「総合福社会館」に移動する訓練を行った。

訓練の中ではオンラインで医師による体調確認なども行い、終了後には振り返りと意見交換を行った。当日は、南日本新聞の取材も入り、後日、紙面への掲載もあり、住民の皆さんに医療的ケア者の災害時の避難について知っていただくことの一助ともなった。



○訓練概要

- (1) 避難についての判断や、福祉避難所の要請など、要援護者と関係者で想定訓練を行う。
- (2) 自宅からの避難において、地域住民や社協の協力をもらい、要援護者の移動を行う。
- (3) 福祉避難所（総合福祉会館）の開設（職員体制や必要物品等の準備）をし、要援護者の受け入れを行う。
- (4) かかりつけ医療機関とネット回線を活用し容態確認訓練を行う。

○参加者

保健所、県難病相談・支援センター、医療機関（医師等）、訪問看護ステーション、訪問介護事業所・訪問介護員（ヘルパー）、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所、鹿児島県医療的ケア児者家族会、医療機器メーカー、薩摩川内市議会、地元ボランティア団体、民生委員・児童委員協議会連合会、薩摩川内市（保健福祉部長、社会福祉課、障害福祉課、市民安全部次長、防災安全課、消防局長、警防課）、社会福祉協議会（事務局長、総務課、地域福祉課、地域包括支援課、生活支援課、つくし園）、鹿児島県庁（障害福祉課、災害対策課長） など

e 防災と保健・医療が連携した医療的ケア児への支援

鹿児島県では、医療的ケア児の支援に係る関係者間で課題や支援策の協議、情報共有等を行う場として「鹿児島県医療的ケア児支援連絡協議会」を設けており、この場で、鹿児島県の取り組む災害時における支援について情報共有することで、関係者が連携して医療的ケア児に対する支援を推進している。

○令和5年度鹿児島県医療的ケア児支援連絡協議会資料1（抄）

○ 個別避難計画の策定促進等

（災害対策課）

<1> 事業概要

医療的ケア児・者を含む避難行動要支援者については、本人の心身の状況等に応じて避難方法を個別に検討する必要があり、県では、福祉専門職など多職種が協働して計画作成を推進する組織作りや避難支援者の登録制度など、国のモデル事業による先進事例を紹介するとともに、市町村を個別に訪問し、計画作成に係る課題について助言を行うなど、地域の特性や実情を踏まえた計画が作成されるよう取り組んでいる。

<2> 事業の対象

市町村

○ 市町村地域生活支援事業

（障害者支援室）

（R4年当初 201,108 千円）

（R5年当初 201,108 千円）

（R6年当初 191,187 千円）

<1> 事業概要

障害者等の福祉の増進を図るため、地域の特性や利用者の状況に応じ、障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付又は貸与を行う。

<2> 事業の対象

障害者、障害児、難病患者等（実施主体は市町村）

※日常生活用具の具体的な対象品目は、地域特性や利用者ニーズに応じ、各市町村において決定

<3> 実績（見込）・計画

【令和4年度実績】発電器又はバッテリーを対象品目としている市町村は、9市1町

【令和5年度実績】発電器又はバッテリーを対象品目としている市町村は、12市6町

【令和6年度計画】発電器又はバッテリーを対象品目としている市町村は、12市6町

○在宅人工呼吸器使用患者非常用電源整備事業

(健康増進課)
(R6年当初 1,484 千円)

＜1＞ 事業概要

在宅で人工呼吸器を使用する難病患者の停電時に備えるため、貸し出し用の簡易自家発電装置等を購入する医療機関に対し補助を行う。

＜2＞ 事業対象

訪問診療が必要な人工呼吸器使用の難病患者を診療している病院及び診療所

＜3＞ 実績（見込）・計画

【令和6年度計画】整備予定台数：14 台

○ 難病患者等に対する対応（災害時避難患者支援のための「あんしん手帳」配布）

(健康増進課)
(R4年当初 251 千円)
(R5年当初 283 千円)
(R6年当初 284 千円)

＜1＞ 事業概要

在宅の難病患者は避難行動がスムーズに行えない、避難先での環境変化についていけないなど多くの課題を抱えており、これまで受けていた医療やQOL（生活の質）の確保などの支援が必要となってくる。

このため、災害への対応について難病患者や家族、支援者に対し、日頃の備えに対する啓発を実施する。

- ・災害時避難患者支援のための「あんしん手帳」配布

＜2＞ 事業の対象

難病患者等

＜3＞ 実績（見込）・計画

【令和4年度実績】	新規申請者，転入者，各保健所へ配布（計 2,191 冊）
【令和5年度実績】	新規申請者，転入者，各保健所へ配布（計 2,380 冊）
【令和6年度実績】	新規申請者，転入者，各保健所へ配布（計 2,400 冊）

f 小児在宅療養支援ウェブサイトの運用



鹿児島県子育て支援課では、在宅での医療的ケアを必要とする小児患者やその家族における在宅医療環境の更なる向上を図るため、在宅療養に必要な情報を提供する小児在宅療養支援ウェブサイト「かごしま子ども在宅療養ナビそよかぜ」を平成 30 年 4 月に開設し、運用しているところ。

このウェブサイトでは、災害時の避難行動、避難先、通信手段、また、医療的ケアに必要な医療材料等の備蓄品確認、電源確保、感染症対策、さらに、鹿児島県小児救急電話相談などの「災害・緊急時の備え」に関する情報発信を行っている。



また、家族会などの当事者団体等が実施する訓練等の行事に参加し、状況の把握に努め、必要に応じて活動内容等を掲載している。

人工呼吸器の電源確保については、外部電源の種類、蓄電池の選び方などについて、公益社団法人鹿児島県臨床工学技士会の協力を得て具体的な情報提供を行っている。

個別避難計画との関係では、県内市町村及びご本人・ご家族向けに県で作成した「個別避難計画スタートアップガイド」等を掲載し、広く周知することに努めている。

沖縄県の関連施策

a 地域福祉支援計画を通じた個別避難計画を作成する取組の推進

沖縄県では、社会福祉法第 108 条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、市町村における「市町村地域福祉計画」の円滑な実施を支援するため、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間を計画期間として策定し、本計画の推進にあたっては、「沖縄県 SDGs 実施指針」を踏まえ、誰一人取り残さないという理念の下、取組の推進を図っている。

本計画は、「地域住民等がともに支えあい、地域の一員として生きがいを持ちながら心豊かに暮らせる、誰一人取り残すことのない優しい社会の実現」を目指し、次に掲げる 4 つの支援施策に取り組むこととしている。

○施策の基本方向と施策体系（抄）

- 1 市町村における体制づくりへの支援
- 2 安心して暮らせる地域づくり
- 3 地域福祉を支える担い手づくり
- 4 暮らしを支える福祉基盤づくり

施策の基本方向の「2 安心して暮らせる地域づくり」においては、高齢者や障害者など、災害時の避難に支援を必要とする人（要配慮者）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るとともに、大規模災害が発生した際に、行政と地域等との連携による支援体制の構築等、地域防災力の強化を図ることとしており、「災害時等の支援体制づくり」に取り組むこととしており、個別避難計画に関連しては次のとおり定めているほか、取組事例を紹介することを通じて取組の推進を図っている。

- 市町村への避難支援体制構築のための専門アドバイザーの派遣や、セミナー等を開催することで、市町村における個別避難計画の作成や福祉避難所の整備を支援します。
- また、市町村の災害担当者等を対象とした会議を実施し、福祉避難所の重要性等についての理解促進を図ります。

＜取組事例⑩＞ 那覇市避難行動要支援者個別避難計画の策定

那覇市

那覇市社会福祉協議会では、那覇市から個別避難計画の作成事業「那覇市個別避難計画作成モデル事業」を受託し、社協の既存のネットワークや行政区ごとで配置されているコミュニティソーシャルワーカー等の強みを活かして、避難支援実施者がいない方や、個別避難計画を作成していない方の計画作成を要支援者本人やその家族と行い、個別避難計画の作成促進だけでなく地域の避難支援体制の構築を図っています。

個別避難計画作成においては、支援者のみの計画作成とならないよう、地域住民や地域団体の位置づけが重要と考え、小学校区まちづくり協議会や地域住民、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体・企業などの「住民参加型の懇談会形式」での作成に取り組んでいます。

さらには、優先順位の高い重度者の計画作成に取り組みつつも、海に面した地域から標高 165m の高台にある地域の特徴を踏まえ「自分で逃げる」軽度者の計画作成にも取り組んでいます。



事業の推進においては、避難行動要支援者と地域住民との繋がり構築を基盤とし、災害時に避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、地域住民や避難行動要支援者への周知・啓発、具体的な個別の避難支援の方法等の検討も行っています。

＜取組事例⑰＞ 地域みんなで支え合う防災対策村民講座

北中城村

北中城村社会福祉協議会では、これまでの国内で発生した大規模自然災害等の教訓を踏まえ、県内の災害支援に取り組むNPO法人の監修のもと、自治会自主防災会や民生委員・児童委員、社協、警察署、役場等が共同で避難訓練及び公民館避難所訓練を開催しています。

訓練の目的は、「防災に対する住民の意識の向上」「地震及び津波その他の災害から身を守る適切な判断と迅速な行動を身につけること」「効果的な避難所運営のシミュレーション及び課題や改善策等の検証」としています。

実際の避難訓練では、警察署による交通誘導のもと、強い地震が発生し津波が押し寄せることを想定し、役場が防災無線で住民に避難を呼びかけました。無線を聞いた住民は一齐に避難場所へ避難し、避難する際には、避難が完了した印として自宅の門等のハンカチを結び、避難していることが分かるよう取り組みました。また、災害時要配慮者等に対しては、自主防災会や自治会関係者、民生委員・児童委員等が避難場所までの誘導や支援を行うことも併せて実施しました。

その後は、避難所となる自治会公民館で「NPO法人防災サポート沖縄」監修のもと、公民館避難所運営訓練を実施し、改善点や課題等の振り返り・共有も図りました。

b 福祉避難所の確保

実効性のある個別避難計画を作成する上で、避難先を考え、避難先と事前に情報を共有するなどの事前調整を行い、福祉避難所など避難行動要支援者が安心して避難生活を送ることができる避難先への直接の避難に取り組むことが有効である。

管内の市町村において、これらのことを円滑に実施するためには、福祉避難所の確保の取組が重要となる。

このようなことから、沖縄県においては、「沖縄県地域防災計画」において福祉避難所について定めるとともに、沖縄県ウェブサイトで制度の説明、一覧の提供、ガイドラインや指針の掲載しており、これらのことを通じて周知啓発を図り、管内の市町村において、福祉避難所の確保、そして災害時における円滑な開設を後押ししている。

<https://www.pref.okinawa.jp/bosaianzen/bosai/1003555/1003569.html>

福祉避難所(ふくしひなんじょ)

ページ番号1003555 更新日 2024年3月25日

印刷 大きな文字で印刷

災害時に開設される避難所のうち、お年寄りや障害をお持ちの方が災害時に安心して避難できるように必要な設備・物資を備えているものとして、災害対策基本法に基づき市町村長が指定する避難所です。

実際に避難される際の注意点

災害の発生によっては、「福祉避難所に指定されている施設自体が甚大な被害を受ける」、「収容人数や設備数に限りがある」などの理由により、福祉避難所の開設や避難者の受入が困難となる場合も想定されます。

福祉避難所を探す

お近くの福祉避難所を「一覧表(PDF形式)」で検索することができます。
なお、災害発生時の福祉避難所の開設状況その他の詳細な情報は、福祉避難所のある市町村の防災窓口へお問い合わせください。

福祉避難所をさがす

○管内市町村における福祉避難所の確保に係る取組事例

市民ふれあいセンター（糸満市）

県立南部病院の跡地において糸満市により整備が進められている「市民ふれあいセンター(仮)」は、平常時には、市民の交流・ふれあいを促進する多世代交流拠点として、災害時には要配慮者（高齢者・障がい者や妊婦等）を受け入れる福祉避難所として整備することとされている。福祉避難所としては、次の考え方にに基づき、整備を進めている。



- ・ 指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示
- ・ 日頃から利用している指定福祉避難所への避難の促進
- ・ 避難所の感染症・熱中症、衛生環境対策
- ・ 観光客の要配慮者の受け入れ体制づくり

本センターには、ホール、研修室、調理室、多目的室、シャワー室、トイレ、授乳室、防災備蓄倉庫などの施設や設備を設置することとしており、福祉避難所として運用することを視野に入れて、障害等の状況に応じて次のような配置と運用を予定している。

- (1) 大ホール 身体障害等のある要配慮者 51 人 (80m²/人)、付添人込みで 108 人 (38m²/人) が避難できるスペース (415m²) を確保する。
- (2) 研修室大 平常時には乳児一般健診等、災害時には乳幼児・妊産婦等の要配慮者 (80 m²/人)、家族等の付添付添人込みで約 52 人 (38m²/人) が避難するスペース (200m²) を確保する。
- (3) 研修室中 医療的ケア等の必要な要配慮者及びその家族等の付添人込みで 14 人

が避難できるスペース (80m²程度) を確保する。

- ・要配慮者約 7 人 (10.8m²/人) を想定
- ・付添人込みで約 14 人 (5.4m²/人) を想定

離隔室 (患者室) 部分は、感染者・要観察者及びその家族等の付添人が 4 人が避難できるスペース (25m²程度、トイレ4m²と通路込み) を確保する。

- ・要配慮者約 2 人 (10.8m²/人) の避難スペースを想定
- ・付添人込みで約 4 人 (5.4m²/人) 避難スペースを想定

離隔室は、外部の専用出入口から直接入室できる位置に可動間仕切りによって区画して設けられる (ゾーニング) ように計画し、十分な換気が行えるようにする、専用のトイレを設ける。

- (4) 研修室小 精神障害等を抱える要配慮者4人(10.8m²/人)及びその家族等の付添人込みで 9 人 (5.4m²/人) 避難することができるスペース (50m²) を確保する。
 - (5) プレイルーム (防音室) 精発達障害や聴覚過敏等を抱える要配慮者6人 (8.0m²/人) 及びその家族等の付添人込みで 9 人 (3.8m²/人) 避難することができるスペース (50m²程度) を確保する。
 - (6) 調理室 平常時には食生活改善関連事業、離乳食教室等に、災害時には福祉避難所の避難室に対して炊き出しを行い、食事を提供できるように設ける。
 - (7) 多目的室 平常時には乳幼児健診や、福祉・子育て・健康等の各種相談機能の問診、相談室等に、災害時にはプライベートルーム・相談室として使用できるように設ける。
 - (8) カームダウン室 精神的に不安定な状況にある避難者が冷静を取り戻したり、知的・精神・発達障害、自閉症、認知症などの騒がしい場所が苦手な避難者などが精神的ストレスを緩和したりするための静養室として設ける。
 - (9) エントランスホールほか 災害時には、大ホールホワイエと併せて使用し、福祉避難所の「受付」、「情報掲示スペース」、「物資配布スペース」「医務スペース」を設定する。
 - (10) 設備スペース 市民ふれあいセンターの機能維持のための設備スペースとして設ける。避難者である医療的ケア児が使用している電源が必要な医療機器の非常用電源として、また、大規模災害時における初期復旧のひとつの目安である 72 時間の自立した活動が継続できるように非常用自家発電設備や大型受水槽、防火水槽、自家用給油取扱所等を適切に計画する。
- また、本センターの整備にあたっては、必要に応じて沖縄振興特別推進市町村交付金 (内閣府沖縄担当) や緊急防災・減災事業債 (総務省) の活用を図ることとしている。

<https://www.city.itoman.lg.jp/uploaded/attachment/14257.pdf>

c 在宅酸素療法に係る要配慮者に対する災害時における支援の取組の推進

沖縄県では、沖縄県医師会の災害医療委員会が中心となって沖縄県内の酸素濃縮器取扱い事業者とともに、また、沖縄県からは保健医療部と子ども生活福祉部も参画し、東日本大震災の教訓を踏まえて災害などにより電源喪失が長期化する場合は自家発電のある避難所

への避難が必要となる在宅酸素療法（以下、HOT：Home Oxygen Therapy）に係る要配慮者に対する災害時における支援の取組の推進を図るための「沖縄県災害時 HOT 対策会議」を設置し、毎年会議を開催し、個人情報の問題にならない範囲において県内市町村別の HOT に係る要配慮者の状況を把握して、関係者限定で情報を共有してきた。また、大規模災害を想定した図上訓練なども行い、協力体制の構築と顔の見える関係づくりに取り組んできた。

令和 5 年 8 月に大型で非常に強い勢力で沖縄地方に接近した令和 5 年台風第 6 号では、酸素ボンベを救急に配送した事案、長期間の停電により酸素濃縮器が使用できず緊急病院に搬送した事案、開設された避難所（沖縄アリーナ（沖縄市）、町役場（本部町））で HOT に係る要配慮者を受け入れていただいた事例などがあった。これらを受けて同年 8 月 7 日に開

催された災害時 HOT 会議に置いては、今般の経験も踏まえて、具体的な対応計画の策定と市町村及び関係機関への周知を図ることとした。

HOT に係る要配慮者の避難においては、原則として各自の「HOT 三種の神器」である酸素濃縮器（約 20kg）と携帯酸素ボンベ（約 3 kg）とパルスオキシメーターを持ての移動となることです。平時から移動手段についても各要配慮者そして各地域で考えておくことが重要と考えられる。

現在の災害対策そして地域の実情を踏まえると、HOT に係る要配慮者の避難は基本的に電源が確保できることで対応が可能であることから、自家発電など非常用電源を確保することができる避難所に分散して避難するのが現実的な対応であると考えられる。

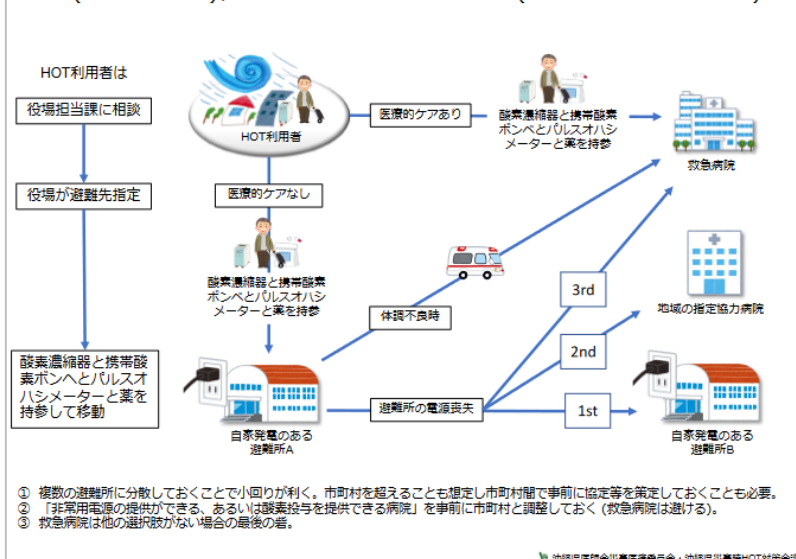
要配慮者は、原則的に警戒レベル 3 の段階で早めに福祉避難所などへ避難することとなっているが、現状では HOT に係る要配慮者の避難は完全ではないことから、HOT に係る要配慮者に対して台風をはじめとした災害時対応や早めの避難を心がけるなどの周知を医療機関等の関係から行うことが重要と考えられる。

また、災害時 HOT 対応計画は医療関係者のみでなく、市町村をはじめとした行政との共通認識が必要であることから、今後は、その取組にも注力していくことが重要と考えられる。

○参考文献等

本稿は、出口,田名,佐々木(2023)「災害時における在宅酸素療法への対応－沖縄県災害時 HOT 対策会議について－」『沖縄県医師会報』第 59 巻,第 10 号,p.22-27.を、都道府県の避

災害時(台風等による)在宅酸素療法への対応スキーム(レベル2b:域内集約対処)



沖縄県医師会災害対策委員会・沖縄県災害時HOT対策会議

難行動要支援者名簿・個別避難計画担当者向けに沖縄県担当者において再構成したもの。

https://www.okinawa.med.or.jp/wp-content/uploads/2023/10/6_65f40b1e5f01b4a-4e78080c7e781b80e5f4fb3b6e0982e3814b6e29b1b4a4e298170e29b298b5f0c4a8e54b4854e983b8e7b440e770982e6b3b6e781b8b29814b6e5f4fb3b6e0982e381b80d.pdf